

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.9	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略、NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
NGO-JICA 定期協議会の開催件数（回）			4	4	4	4	4
NGO-JICA 協議会参加者数（人）	250				新規	313	353
民間提案型事業のメディアを通じた報道件数（件）	290				新規	466	566
民間企業に対する個別相談実施件数（件）	1,200				新規	1,977	2,326
連携実績を取りまとめた大学数	33 件					新規	65
包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数（新規/累計）			2/25	3/28	2/30	3/33	3/35
連携講座の数（大学数/講座件数）			64/79	131/160	127/167	157/234	123/271
SATREPS に参加した大学の数			8	9	9	9	10
自治体間連携セミナー等への参加者数（人/件）	140				新規	195/6	693/15
連携協定・覚書を締結した自治体の数（新規/累計）			3/4	3/7	0/7	0/7	1/8

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(ロ) NGO、民間企業等の民間セクターの活動との連携</p> <p>開発途上国における NGO、民間企業等の我が国民間セクターの活動が、雇用創出、人材育成、技術・イノベーション向上等、開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ、民間セクターの活動と積極的に連携することにより、官民による「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し、民間事業に対する海外投融資、民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成、ビジネス法制度支援・人材育成支援等、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携</p> <p>NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、潜在層の発見・発掘を含め多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、開発協力への参加を促進し、人材、知見、技術等を地域活性化にも資することを念頭に開発途上地域の課題解決に活用すべく、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連携のあり方を協議する NGO-JICA 協議会の開催及び情報共有並びに NGO と協力して行う各種取組を通じて、NGO との連携を促進する。特に、多様な NGO との更なる連携の強化のため、NGO-JICA 協議会への新たな参加者を増加させる。 ② 民間企業等との連携を推進する各事業に関し、制度の周知及び認知度の向上を図るとともに、開発途上国の課題と民間企業からの提案内容のマッチング精度の向上に取り組む。 ③ 大学との更なる連携強化のために、関連大学等との連携実績を改めて整理し、取りまとめた上で、大学との連携講座の実施、人材育成に係る技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）等の事業を通じて教育機関等との連携を促進する。 ④ 地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握や地方自治体との情報共有等を通じ、連携の促進に努める。特に、国際協力への新規参入自治体開拓のため、自治体間連携セミナー等を開催する。
<p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO-JICA 協議会参加者数：250 人

- ・民間提案型事業のメディアを通じた報道件数：290件
- ・民間提案型事業の個別相談実施件数：1,200件
- ・連携実績を取りまとめた大学数：33件
- ・自治体間連携セミナー等への参加者数：140人

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化を図り、それらアクター間の結び付けにも努め、開発効果の向上と日本の地域社会への還元の相乗効果を実現すべく取り組んだ。

1. NGO との連携推進

1-1. NGO-JICA 協議会を通じ、SDGs、ODA 本体業務での連携や開発教育推進のための協働、地方創生/地域活性化に係る情報交換や具体的な連携策を幅広く検討、協議した。地域の NGO や機構の在外事務所や国際協力推進員を中心に、新たな参加者の増加に取り組み、延べ 353 人の参加を得た。

1-2. NGO と協力した各種取組として、関西国際センターと地域の NGO との定期協議の開始や NGO と企業との連携を促進するシンポジウムの共催、ネットワーク NGO との連携のあり方を検討する調査団の合同派遣等を実施し、NGO との更なる連携強化に取り組んだ。また、他の NGO 支援団体や助成団体との連携を主体的に進め、市民参加事業全体を底上げした。

1-3. 2015 年度の NGO-JICA 協議会での検討・協議結果を踏まえ、NGO 等活動支援事業の制度改善を行い、国内拠点や在外事務所による地域の特性やニーズをいかした自主的な支援プログラムの企画・実施を行うことができる制度とした。

2. 民間企業との連携

2-1. 民間企業や企業団体等との連携基盤の構築や民間企業向けセミナー等の開催、各種メディアを通じた広報（報道実績 524 件）に取り組み、民間連携に係る制度の周知や認知度向上に取り組んだ。

➤ 経済産業省による新輸出大国コンソーシアムに本部及び国内拠点も積極的に関与した。

➤ 地域金融機関との連携関係の構築を開始し、計 24 行との業務連携に係る覚書を締結し、新たな企業等との関係を構築した。

➤ JICA 債が国内市場初の「ソーシャルボンド」のセカンド・オピニオンを取得したことに加え、SDGs ターゲット 17.3（追加的資金源の動員）に貢献する日本政府の SDGs 実施指針の具体的施策として位置付けられ、SDGs 達成に向けた市場資金の活用を促進させた。これが評価され、トムソン・ロイター・マーケッツ社の「Deal Watch Award 2016」の社債部門「Bond Issuer of the Year」を受賞した。

2-2. 開発途上地域の課題と本邦企業の提案内容のマッチング強化を図るため、2,326 件の個別相談を実施したほか、企業向けウェブサイトにて製品・技術の活用が期待される現地情報を拡充した。

➤ 機構の投資促進専門家によるアジア投資セミナーの開催や、TICAD VI の機会や Pacific-Leads 等の新規事業の開始の機会を捉えた効果的な情報発信、国内拠点の研修員を活用したビジネスセミナーや商談会の実施等、機構の知見・経験やリソースを活用して創意工夫しつつ情報発信やコンサルテーションを行った。

3. 教育機関との連携

3-1. 大学との一層の連携強化のため、大学連携課を設置した。また、包括連携協定・連携覚書を締結している大学数（33）を上回る 65 大学に対してこれまでの協力関係や今後の課題を取りまとめ、執務参考資料として機構内で共有した。

➤ 留学制度を活用した人材育成事業の実施に向け、大学との事務の合理化を進めたほか、シリア難民支援や Innovative Asia 等の新規事業を推進した。

3-2. 日本の大学や大学院と連携し、開発途上地域の中核人材の育成や拠点大学の教育・研究能力強化に係る支援や、SATREPS や草の根技術協力事業等による事業を実施した。

➤ TICAD や第 7 回太平洋・島サミットの公約等の実現に向けて大学との連携事業を推進した。

➤ SATREPS では、日本政府のワンヘルスアプローチ推進に資する人獣共通感染症を含む感染症対策の推進において、ケニアでリフトバレー熱の迅速診断キットの開発や製品化を進めた。また、バイオ燃料に係る研究成果を金沢工業大学が草の根技術協力事業を通じて社会実装する取組を開始する等、大学等の科学技術の知見を開発途上国の課題解決に活用する取組を推進した。

4. 地方自治体との連携

全国で「自治体間連携セミナー」を実施し、前年度比 3 倍以上の参加者（693 人）を得て、自治体の海外展開の促進や自治体間のネットワーク構築を行った。

➤ 横浜市と包括連携協定を更新したほか、職員間の合同勉強会の開催（北九州市）や連携実績の他県への展開（埼玉県）等、連携関係を更に深化・発展させた。

➤ 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」への改訂支援や、「熊本地震からの復旧・復興プラン」も踏まえた県庁への国際協力推進員の配置等を通じ、地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

5. 地方創生への貢献に向けた取組

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ、開発途上地域の課題解決を通じて日本の地域活性化にも資する取組を行っている。

➤ フィリピンのビクトリア市への協力を通じ、沖縄県南城市のまちおこしや活性化につながる活動の実施や、国別研修を通じたジョージアと北海道の自治体間の交流関係の構築等が確認された。

➤ ミャンマーでは、機構が支援したミャンマー日本人材育成センターの研修員と延岡市との連携の結果、帰国研修員同窓会により、ビジネスマッチングの場となる「ノベオカフェ」がミャンマー国内に開設・運営された。

➤ ラオスに対する草の根技術協力事業を通じた福井県若狭町での空き家の利活用推進や、フィリピンでの草の根技術協力事業の成果を踏まえた埼玉県とセブ州間の覚書締結や参加企業の海外展開支援事業への参画等、産学官連携による貢献事例が確認された。

<課題と対応>

引き続き、NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかし、開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに、都道府県庁等の対話の促進や、コンサルテーションの質の向上等を通じて開発協力への参画や連携を促進する。

3-3. 業務実績

機構は、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化を図るとともに、それらアクター一間の結び付けにも努めることで、開発効果の向上と日本の地域社会への還元の相乗効果を実現する取組を進め、ひいては、日本国内の地域活性化にも貢献することを目指している。

No.9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況

1. 「NGO と ODA の連携に関する中期計画」への貢献

2015 年度に発表された「NGO と ODA の連携に関する中期計画」の実施状況及び今後のフォローアップについて NGO・外務省定期協議会で確認した。NGO 連携に関する広範な項目について情報共有するとともに、NGO に対する安全対策や NGO 等活動支援事業に係る制度改正の内容を確認した。

2. NGO-JICA 協議会を通じた NGO との連携促進

SDGs を年間テーマとし、NGO-JICA 双方の SDGs に対する取組について情報共有した。また、「ODA 本体業務における NGO-JICA の連携強化・促進」、「開発教育推進のための協働」、「地方創生／地域活性化」に通年で取り組んだ。

(1) 参加者の裾野拡大と多様化

- **実績**：4 回開催、参加 353 人（2015 年度 4 回、313 人）。
- **新たな参加者増加に向けた取組**：地域の NGO との対話を引き続き拡充し、首都圏以外の会場からの参加が増加・定着した（2016 年度延べ 84 名、2015 年度延べ 62 名。ただし、地方開催時を除く）。
 - **第 2 回 NGO-JICA 協議会**：「地方創生/地域活性化」をテーマに石川県金沢市で開催した。
 - **国内拠点、在外事務所からの参加推進**：国内拠点の国際協力推進員や、在外事務所の NGO デスク等の参加を促し、日本の各地域や在外事務所での NGO 連携強化に向けた共通認識を醸成した（2016 年度の国際協力推進員、在外事務所員の参加：延べ 47 人（2015 年度 延べ 10 人））。

(2) NGO-JICA 協議会の成果

- **SDGs に向けた取組**：SDGs 達成への貢献に向けた今後の協働を念頭に、SDGs に係る NGO 及び機構双方の取組について情報交換、意見交換した。
 - **SDGs に係る機構の取組の発信**：機構が策定した SDGs ポジションペーパーや SDGs の観点を考慮している草の根技術協力事業の事例等を発信した。
 - **NGO による取組の発信**：SDGs に係る NGO の取組事例や NGO 経営者向け「SDGs ガイドブック」等を発信した。
 - **具体的な協働の事例**：NGO 主催のイベントに機構職員が登壇し、機構主催のイベントに NGO の方が登壇する等、SDGs の普及・啓発の側面での連携が進んだ。
- **ODA 本体業務における NGO と ICA の連携強化・促進**：タスクフォースの議論を通じ、既存の枠組みの中で NGO の知見・経験を技術協力事業の形成プロセスに活用し、将来的な NGO の参画拡大を目指していくことを確認した。また、機構側に NGO からの提案を受ける窓口を設置し、NGO 側から提案があった草の根技術協力事業について、地域部・課題部、国内事業部及び在外事務所を交えた個別協議を開始した（2016 年度の新規提案 1 団体 1 案件、2015 年度 5 団体 5 案件）。その結果、すべての案件において、継続的な情報交換を行なうこととなった。また、草の根技術協力の審査において事業終了後の技術協力プロジェクト化を念頭においたコメントがある等、NGO と機構双方で ODA 本体業務での連携に対する意識が高まっていることを確認した。
- **開発教育推進のための協働**：開発教育推進のためのタスクフォースを設置し、現状と課題に係るアンケート調査を実施した。同結果を踏まえ、連携強化のための具体的な取組を検討した。また、機構より次期学習指導要領改訂に向けた取組を報告した。（No.11-4 参照）
- **地方創生／地域活性化**：国際協力の経験を国内に適用し、地域活性化に貢献することを視野に入れた事業実施を目指し、NGO、機構双方の事例や経験を共有した。また、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）も初めて参加し、NGO と JICA ボランティアの地域活性化に係る連携強化を目的と

して、地域での帰国隊員の活動事例や、機構が新たに開始した「グローバル協力隊」を紹介した。

3. ネットワーク型 NGO 等との意見交換会を通じた地域の NGO のニーズへの対応

NGO-JICA 協議会の地方開催にあわせ、地域ネットワーク型 NGO 等 11 団体との意見交換会を行ない、ネットワーク型 NGO 等と機構が更なる連携を目指すうえでの課題を意見交換した。NGO 側のニーズに応え、NGO と企業の連携促進を目的とした「NGO×企業連携シンポジウム」を国際協力 NGO センター (JANIC) 等と共催した (2017 年 3 月)。また、今後のネットワーク型 NGO の活動強化等の施策の参考とすべく、英国に調査団を NGO と合同で派遣した。

4. 国内拠点と NGO との連携強化

国内拠点が開発途上地域と日本をつなぐ結節点の役割を発揮し、地域の特性に応じたきめ細やかな連携を強化するための取組を行なった。

- **地域における定期協議の設置**：中部国際センター、四国支部に続き、関西国際センターでも NGO-JICA 間の定期協議に向けて試行的な協議を行い、関西地域での機構と NGO との連携の在り方について意見交換した。
- **NGO 等活動支援事業を通じた NGO との連携強化**：国内拠点が地域のニーズに対応した NGO 等活動支援事業を独自に企画・実施できる体制とした結果、横浜国際センター、中部国際センター、四国支部の 3 拠点でプログラムを実施した。(No.11-2 参照)

5. 在外事務所における本邦 NGO との連携強化

本邦 NGO 等の市民が開発途上国で国際協力活動を行う際の支援窓口として、世界 20 か国に NGO-JICA ジャパンデスクを設置し、現地での活動に必要な情報収集・提供や、現地 NGO の紹介等に対応している。

- **NGO 等活動支援事業を通じた NGO との連携強化**：在外事務所が開発途上地域のニーズや課題を踏まえ独自に NGO 等活動支援事業を企画・実施できる体制とした。ベトナム、フィリピン、カンボジアの 3 か国でプログラムを企画・実施した。(No.11-2 参照)

6. 他の NGO 支援団体、助成団体との連携による市民参加協力の推進

NGO 支援団体や助成団体との連携を通じて、市民参加事業全体の底上げに貢献した。

- **NGO 助成団体との連携**：機構主導により、NGO に対する助成金事業を実施している環境再生保全機構及び一般財団法人日本国際協力システム (JICS) と意見交換会を開催した。各団体の支援事業の情報共有を行うとともに、効果的な運営やスキームの醸成、課題について意見交換した。
- **他団体の事業の審査への協力**：国際協力 NGO ジャパン・プラットフォームや JICS が実施する事業の審査委員会等に審査委員として出席し、機構の知見を基に NGO 等による事業の審査に貢献した。

7. JICA 基金事業運営を通じた市民・企業・NGO/NPO との連携促進 (No.11-1 参照)

No.9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 開発協力に参加する民間企業等の裾野拡大

(1) 民間企業や企業団体等との連携基盤の構築・強化

- **中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化**：新輸出大国コンソーシアム会議 (5 月、9 月)、実務者会合 (10 月) に参加した。機構事業の全対象企業に対し、新輸出大国コンソーシアム登録を案内した。日本の各地域に JETRO 主導で設立されている海外展開支援機関ネットワーク等

に機構の国内拠点もメンバーとして参加し、機構の支援事業の紹介や経験・事例の共有を行った。

- **業界団体との対話の強化**：一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA）と意見交換会を2回実施した（7月、10月）。中小企業海外展開支援事業に関する応募や円滑な事業実施への改善提案を受け、応募要件の緩和や募集回数の増加、適用費用の拡大、採択・契約までの時間短縮、事務負担軽減、より具体的な事例を紹介する説明会開催等の解決策や対応策を協議した。
- **地域金融機関との連携**：機構と地域金融機関が有するノウハウやネットワークを有効活用し、優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進し、開発課題の解決と地域活性化をさらに促進することを目的として、地域金融機関と業務連携に係る覚書を締結した。7月の八十二銀行との初締結を皮切りに、計24行と締結に至った。締結後、セミナーの共催、取引先の紹介や個別相談への対応等の実績があがっている。
- **社会貢献債（JICA債）の活用**：JICA債は、「ソーシャルボンド」の要件を満たすとして第三者機関のセカンド・オピニオンを取得した国内市場初の債券となった（8月）（No.19-1参照）。また、SDGsターゲット17.3（追加的資金源の動員）に貢献するものとして、日本政府のSDGs実施指針の具体的施策にJICA債が位置づけられ、投資家に対しSDGsの意義や機構のSDGsに向けた取組を発信した（No.5-2参照）。今後、JICA債の調達資金を活用し、SDGs達成への貢献に資する事業を形成・実施する。国内発行体初となる「ソーシャルボンド」の発行が評価され、機構はトムソン・ロイター・マーケッツ社の金融情報サービスによる「Deal Watch Award2016」の社債部門で「Bond Issuer of the Year」を受賞した（2017年3月）。
- **栄養分野における産官学の連携基盤の構築**：（No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照）
- **中堅・中小企業海外安全対策ネットワークへの参加**：外務省が9月に設置した同ネットワークの第1回会合に参加し、海外での安全対策の重要性の認識を共有し、関係機関での安全対策に関する連携を継続的に強化していくことを確認した。
- **JETROとの連携**：両機関が連携して海外展開支援を行った企業の事例を紹介する事例集を作成した（2017年3月）。事例集を活用し、民間企業の裾野拡大に向けた企業等に対する広報を行う予定。
- **民間連携ボランティアの派遣**：No.10-5参照

(2) 民間連携事業への応募促進に向けた制度周知・認知向上

- **民間企業向けセミナーを通じた情報発信**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを277回実施し、7,420社、12,906名の参加を得た（2015年度172回、4,702社、6,464名。うち、JETRO国内事務所や地方銀行等、他機関と連携した説明会・セミナーは126件（2015年度87件））。TICAD VIを踏まえ、本邦企業を対象にアフリカの回廊開発M/P説明会を実施し、幅広い業種から約300名の参加を得た（2017年1月）。また、アジアに派遣している投資促進専門家により、本邦企業を対象とした投資セミナーを東京や仙台、名古屋、大阪、広島等で開催した。（No.2-1「運輸交通」参照）
- **各種メディアを通じた積極広報**
 - **報道実績**：採択、契約時や本邦受入時等に全国紙、地方紙、TV局などにプレスリリースを発売し、528件の紙面掲載、38件の番組放映につながった（2015年度442件、24件）。
 - **報道事例**：関西国際センターでは、地域金融機関との覚書署名の際に記者会見を実施し、ニュース番組での報道や経済番組への出演等の多数の報道につながったほか、金融紙で初めて中小企業支援に係る詳細記事が掲載された。また、カンボジア「点滅式LEDソーラライトによる交通危険地域の安全対策を確保するシステムにかかる案件化調査」を実施中の富士建設工業等、多くの企業による機構支援事業での活動状況がテレビ番組や新聞、情報誌等で取り上げられた。

- **国内拠点による地域の経済団体、民間企業等への情報発信**：新輸出大国コンソーシアム促進に係る地域での海外展開支援機関ネットワークをはじめ、地域の経済団体等に対する民間連携事業の説明会を国内拠点が中心となって実施するとともに、制度改善に関する意見交換を行った。また、TICAD VI の機を捉えたアフリカ・ビジネス・セミナー（5月北海道、7月横浜市、10月兵庫県等）や、Pacific-Leads の開始に伴う地元企業との交流を含む長期研修員共通プログラムの実施や太平洋島嶼国セミナー（8月沖縄）等、時宜を得たテーマを題材に各地の企業との更なる協力関係の構築に向けたセミナーを開催した。さらに、中南米の日系社会との関係が深い沖縄の特性をいかし、「世界のウチナーンチュ大会」が開催される機会を捉え、中南米における日系・県系社会との連携をテーマとした中南米・民間連携セミナーを開催した（6月）。
- **本邦企業向けの他の支援機関や国際セミナー等を通じた情報発信**：日経 BP 者が主催した東京サステナブル会議に機構理事長（6月）および理事（12月）が登壇し、本邦企業の経営層やテーマに関係する部門担当者等（いずれも 400 名以上）に対し、SDGs 達成に向けた政府、企業、市民、研究機関等との連携の必要性や、本邦企業の連携の具体例を紹介した。

2. 開発途上国の課題と民間企業からの提案内容のマッチング精度の向上

- **企業向けウェブサイトでの情報掲載**：年間アクセス数は 32.5 万件（2015 年度 9.8 万件）を記録した。イベント情報、事例紹介を強化し、機構のウェブサイトの中でも特にアクセスを得ている。
- **開発途上地域の開発ニーズの一層の把握**：企業向けウェブサイトにて民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報を掲載し、機構の支援事業に応募する際の参考情報を提供している。10月に新規案件 7 件の現地詳細情報を追加掲載した。
- **民間企業に対する個別相談**：国内拠点を中心に、2,326 回の個別相談を実施した（2015 年度 1,977 回）。特に、地域の中小企業に対するきめ細やかなコンサルテーションの一環として、現地の開発ニーズに係る情報や自社製品やビジネスに対する意見を企業が得ることができる機会として、機構の支援事業や研修員と連携した各地域での商談会や意見交換会を実施している。
 - **ミャンマー日本人材開発センターとの連携**：(No.8-3 参照)
 - **JICA 研修員×沖縄県内企業意見交換会**：22 か国の研修員 30 人の協力のもと、沖縄県内の企業や研究機関 16 団体による技術・製品の紹介や研修員との意見交換を行った（5月）。

3. 民間連携事業の開発パートナーの開拓、拡大

開発効果の一層の向上に加え、企業との民間連携事業に「地域振興」、「地域活性化」等に係る取組も強化するため、地方自治体、大学等の教育機関等との連携や、ネットワークや知見への期待から NGO 等の参画を促進する取組を進めている。

- **NGO、自治体、教育機関等と連携した民間連携事業の実績**：累計 105 件（2015 年度累計 69 件）
- **自治体との連携事例**：インドネシア・スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査では、北九州市と環境姉妹都市に関係にある同市に対して、官民連携によるインフラシステムの海外展開を推進している。また、除菌装置「eco-PACT」による輸出用園芸作物の高付加価値化を目的とした案件化調査では大田区が現地政府との交渉に協力している。
- **教育機関との連携事例**：モバイルマッピング・システムを活用した適切な道路維持管理手法の導入に関する案件化調査では、北見工業大学の知見を活用し、国内及び現地調査に関する学術的見地からの助言や、本邦に招へいた際の自治体との連携支援を行っている。フィリピン・ダバオ市における廃食油回収システムの構築及びバイオディーゼルの製造と流通による環境改善に関する普

及・実証事業では、東京都市大学と連携して品質検査、研究開発等に取り組んでいる。

- **NGO との連携事例**：DRC 株式会社によるモリンガの栽培と商品化に関する基礎調査では、調査分野を専門とし、かつ産学官連携に長年の実績を有する NPO 法人地域産業支援プラザの知見を活用し、生産から商品化のための加工技術の移転促進に向けた就労者教育、市場性調査等を図り、地域住民の所得向上にも取り組んでいる。

No.9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との組織的な連携強化

(1) 戦略的かつ組織横断的な大学との連携を目指した基盤整備

- 国内事業部に大学連携課を設置し、大学との連携をより一層強化するための連携基盤を整備した。
- **大学との連携実績の整理**：包括連携協定・連携覚書を締結している大学を中心に、65 大学とのこれまでの協力関係や今後の課題を個々にまとめ、執務参考資料として関係部署等に共有した。
- **大学との事務手続きの合理化**：留学制度を活用した人材育成事業の実施に向け、大学との事務の合理化に資する各大学との覚書の締結準備を開始した。
- **留学制度を活用した人材育成事業の枠組み構築**：(No.14-2 参照)
- **人事交流職員・OB 連絡会の開催**：大学への情報提供、連携強化のため、職員のキャリア形成と連携の促進のため機構から大学に派遣されている職員等を対象にした連絡会を行った(出席者 17 人)。特に、SDGs の現状や SDGs 達成に向けた機構の方針に係る理解促進を図った。(No.5-7 参照)
- **大学窓口関係者、機構内の大学連携担当者向けメールマガジン**：6 回発行(2015 年度 6 回)

(2) 連携協定・覚書の締結、更新

- 1 件(早稲田大学)の包括連携協定、2 件(高知大学、鳴門教育大学)の連携覚書を更新し、新たに包括連携協定 2 件(上智大学、金沢大学)、連携覚書 1 件(琉球大学)を締結した(累計 35 校)。また、2 大学と JICA ボランティア事業に係る覚書を新規に締結した(No.10-5 参照)。

2. 事業の質の向上に向けた大学との連携

(1) 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

- 人材育成奨学計画(JDS)、産学官連携によるアフリカ産業人材の育成(ABE イニシアティブ)、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS)：(No.2-1「高等教育」参照)
- 資源の絆プログラム：(No.2-1「資源・エネルギー」参照)
- アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト(PEACE)」：(No.4-1 参照)
- 留学生事業を活用した人材育成事業の形成・実施：(No.14-2 参照)

(2) 日本の大学や大学院と連携した開発途上地域の拠点大学に対する教育・研究能力強化

- 日越大学、マレーシア日本国際工科院、E-JUST 等の国内支援体制：(No.2-1「高等教育」参照)

(3) 地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS¹)の実施

- **実績**：新規 14 件(大学 11 件、研究機関 2 件、民間企業 1 件)、実施中 58 件(大学 53 件、研究機関 5 件)(2015 年度は新規 14 件、実施中 58 件)。

¹ Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development. 環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症等の分野で日本と開発途上国の研究者による共同研究及び開発途上国の人材育成等を図りつつ研究成果を実社会に還元する事業で、科学技術振興機構(JST)及び日本医療研究開発機構と連携して実施している。

- 主な事例：
 - ワンヘルスアプローチに基づく人獣共通感染症にかかる支援（11 か国）：(No.1-1「保健」参照)
 - 気候変動適応戦略の立案支援（タイ）：(No.1-1「水」参照)
 - 地熱開発のリスク低減に資する技術開発（インドネシア）、最先端エネルギー資源の活用推進（ベトナム）：(No.2-1「資源・エネルギー」参照)
- SATREPS の成果の社会実装促進の事例
 - ケニア：中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所の共同研究の結果、リフトバレー熱の簡易診断キットの開発を行い製品化に至った。(No.1-1「保健」参照)
 - モザンビーク：金沢工業大学、東京大学、モザンビーク政府、同国エドゥアルド・モンドラーネ大学と共同で実施したジャトロファバイオ燃料の持続的生産に係る SATREPS の結果を踏まえ、金沢工業大学は同燃料を活用した小規模電化プロジェクトを草の根技術協力事業で開始した。
 - ザンビア：世界銀行との事業化を視野に、北海道大学獣医学部等と鉛汚染のメカニズムと健康・経済リスク評価手法及び予防・修復技術の開発を支援し、総合的な汚染対策を検討している。(No.2-1「資源・エネルギー」参照)

(4) 大学の知見を活用した相手国政府との対話促進や事業成果の発信

- 産業政策対話での政策研究大学院大学との連携：(No.2-1「民間セクター開発」参照)
- セミナー、イベントの共催や共同研究の実施
 - 上智大学：「教育サミット 2016 教育による女子・女性のエンパワーメント」の共催（No.1-1「教育」参照）
 - 東京大学：シンポジウム「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」の共催（No.1-1「水」参照）
 - 神戸大学：TICAD VI サイドイベント「CARD の進捗と今後のアフリカにおけるコメの開発」での共同研究成果の発信（No.3-1「食料安全保障」参照）
- TICAD VI での科学技術協力の意義の発信：サイドイベント「アフリカにおける科学技術協力の意義と課題：研究から開発へ」でケニアやザンビアでの SATREPS の成果や社会実装事例を紹介し、研究成果をより多くの国に広める必要性やアフリカにおける基礎的研究の意義を確認した。

(5) 連携講座等による大学との連携促進（実績は「2. 主要な経年データ」参照）

(6) 大学連携ボランティア派遣：(No.10-5 参照)

3. 大学との連携による市民参加協力事業

(1) 教育機関の実施する草の根技術協力事業

- 実績、優良事例：56 件。モザンビークでは、金沢工業大学が SATREPS の結果を活用した草の根技術協力事業を開始した（上記 2. (3) 参照）。

(2) 大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム

- 実績：大学生 40 名をカンボジア、ラオスでの国際協力フィールド調査演習に派遣し（2017 年 2 月～3 月）、また、日本での事前・事後研修（12 月、2017 年 3 月）を行った。

4. 文部科学省、教育委員会等との開発教育に係る連携：(No.11-3 参照)

No.9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 自治体間連携セミナーの開催

自治体の海外展開のノウハウを自治体間で共有し、経験の少ない自治体の海外展開を促し、自治体間のネットワークの構築を図るため、「自治体間連携セミナー」を全国で15回開催し、計693名の参加者を得た（2015年度195名）。

- ▶ 関西圏の自治体を対象とした自治体連携セミナーの開催を契機に、6府県3政令市（関西の全2府4県、大阪市、京都市、神戸市）との定期協議の開催や、2自治体（兵庫県、神戸市）による新規の草の根技術協力事業の形成等、具体的な連携につながった。また、対象国情報の提供等により各自自治体による友好姉妹都市との関係強化を側面支援した。

2. 連携協定・覚書の締結、更新

- **連携協定・覚書の締結**：横浜市との包括連携協定を更新したほか、富山市との連携覚書を締結した（2017年1月、3月）。
 - ▶ **横浜市**：2011年に締結した包括連携協定をレビューし、国際協力事業の地域・分野の拡大や開発途上地域との関係の維持・発展、市職員の能力強化等の成果を確認した。アジア地域やアフリカ地域等や安全配慮に関する連携を強化する観点のもと、包括連携協定を更新した。
- **自治体連携ボランティア派遣**：(No.10-5 参照)

3. 包括連携協定・連携覚書締結自治体等との連携関係の深化

- **北九州市の合同勉強会（10月）**：北九州市と今後の地方創生等に係る連携策を検討し、合同勉強会の開催、機構事業の活用促進、九州国際センターの施設利用促進、セミナー・イベントの共催を双方で進めることとなった。2017年1月より隔月で交互に合同勉強会を主催して事業内容や連携の在り方を検討し、将来的に横浜市のように研修員受入や人事交流も含めた包括的な連携を目指す予定。
- **埼玉県教育委員会との連携状況の見える化と他県への展開**：埼玉県教育委員会とは、定例会の実施や人事交流、開発教育に係る教材作成や総合教育センターへの貸出展示、教育委員会のプログラムでのJICAボランティア出前講座の実施等を通じて連携している。これら多様な連携状況の見える化するリーフレットを共同で作成し、他の都道府県にも共有して連携強化を図った。埼玉県教育委員会との開発教育の実践者研修と同様の取組は千葉県、新潟県でも実施されることになり、千葉県では1,000人以上の研修実施につながった（No.11-4 参照）。なお、草の根技術協力事業（ブラジル、フィリピン）の実施や自治体連携ボランティア（南アフリカ共和国）の派遣も行った。

4. 地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進への貢献

- **沖縄県**：「沖縄21世紀ビジョン基本計画（第5次沖縄振興計画）」改訂に向けた中間評価が実施されており、「国際協力・貢献活動の推進」等の施策に関する作業に協力した。機構の研修事業や技術協力における連携実績が評価され、今後も新たな分野での協力可能性を模索し、更なる実績増を目指していくことが確認されている。また、県からの就任依頼を受け、「沖縄県振興審議会（観光・交流産業部会）」の専門委員として沖縄国際センター長が調査審議に参加した。
- **熊本県**：4月の熊本地震からの復旧・復興への取組として、熊本県商工観光労働部国際課に新たに国際協力推進員を配置した。「熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえ、県内企業等の海外展開を通じた地域産業振興事業や復興の取組等の情報発信、海外との人的交流事業や機構の国際協力事業との連携活動の推進を行う予定。2017年3月には、県内企業に対して、機構の中小企業支援事業の理解促進を目的に、「創造的復興に向けた中小企業海外展開セミナー」を熊本県と共催した。

- **茨城県・栃木県**：「いばらきグローバル化推進計画（2016－2020）」では、「国際協力への参加促進」の施策に JICA ボランティア事業等の参加促進が掲げられ、「とちぎ国際化推進プラン（2016－2020）」でも JICA ボランティア派遣実績等が記載され、県民の国際協力活動への参加促進のための環境造りが課題として掲げられた。今後、これら自治体の政策・施策推進にも貢献する取組を行う予定。
- **佐賀県**：佐賀県は NGO/CSO 誘致を推進しており、複数の団体が佐賀県に事務所を開設している（ピースウィンズ・ジャパン等は佐賀市に本部を設置）。8 月には県内に進出した先進的な NGO と地方の NGO の連携を強化することを目的とした「佐賀 NGO ネットワーク（SaNN）」が発足し、機構もメンバーとなって活動を支援している。

地方創生への貢献に向けた取組状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ、地方自治体等が推進する「地方創生」の取組にも貢献するため、中小企業海外展開支援事業、草の根技術協力事業、研修員受入事業、ボランティア事業等を通じた取組を展開している。日本の地方が持つ様々なノウハウや経験を開発途上国の社会・経済の発展に活用するとともに、日本の地方活性化にも貢献している。

1. 自治体・地域の経験を活用した地方創生への貢献

- **開発途上地域への支援を通じた日本側のまちおこし**：沖縄県南城市はフィリピン・ビクトリアス市のアグロエコツーリズム政策に対し、砂糖産業から有機農産物への転換や地域資源を最大活用した町おこしを行ってきた同市の経験を基に、草の根技術協力事業、JICA ボランティア事業（市職員の現職派遣）、青年研修を通じて協力している。市長のリーダーシップの下、ビジネスマッチングセミナーの開催やカウンターパートが来日した機会にフィリピンを総合的に紹介する「ビクトリーフェスティバル」を実施する等、南城市の町おこしや活性化にもつながっている。
- **6 次産業化を通じた地域振興支援を通じた自治体間の交流促進**：北海道の農業の 6 次産業化に係る国別研修が契機となってジョージアと北海道の自治体同士での連携協議が実施される等、自治体間の継続した交流にもつながっている。（No.2-1「農業・農村開発」参照）

2. 開発途上地域における連携の場の形成・活用を通じた地方創生への貢献

- **帰国研修員同窓会によるビジネスマッチングの場の形成・活用**：ミャンマー日本人材育成センターの研修員及び延岡市と連携した取組の結果、帰国研修員同窓会により延岡市とミャンマーの人材交流・情報発信の拠点となる常設スペース「ノベオカフェ」が開設された（11 月）。（No.2-1「民間セクター開発」、No.8-3 参照）

3. 産学官連携による新技術を活用した地方創生への貢献

- **研修員への木工建設技術研修を通じた国内の空き家活用事業の推進**：福井県若狭町が応募した草の根技術協力事業「ラオス国・チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」では、同国で普及・実証事業を実施した株式会社西野工務店が実施団体となり、職業訓練校の木工・建築コースに技術支援するとともに、双方の関係者が相互訪問している。同社がラオス人への研修を実施する際、若狭町内の空き家を活用して実習を行い、研修終了後は地域の福祉施設として使うことで、地域資源の整備にもつなげている。その過程を同社の技術継承にも役立て、同町を国内の木工建築の拠点にして地域活性化を図るという町のねらいを後押ししている。
- **埼玉県のものづくりとフィリピン人材育成**：2016 年 3 月に終了した「埼玉・セブものづくり人材事業」（草の根技術協力事業（地域活性化特別枠））の成果を受けて、4 月からフェーズ 2 を開始し、

埼玉県知事によるセブ州訪問の際、人材育成に係る覚書を締結した（10月）。同事業に協力した企業からは、JICA ボランティア経験者の採用、民間連携ボランティアへの関心が寄せられ、また、中小企業海外展開支援事業に応募する等、新たな連携につながっている。

4. 各事業における地方創生への貢献に資する取組

- 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成：(No.3-1「環境管理」、No.8-3 参照)
- 帰国ボランティアの「地域おこし協力隊」への参加、グローバル協力隊制度創設：(No.10-5 参照)

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き多様な関係者の開発協力への参画、理解の促進に資する取組の促進を期待したい。

<対応>

- NGO：NGO-JICA 協議会では、SDGs や地方創生／地方活性化に係る双方の方針や取組への理解を深め、今後の NGO との連携の方向性を検討した。また、在外事務所員や国内拠点の国際協力推進員の積極参加を推奨し、海外や首都圏以外における NGO との連携強化に努めた。また、特に地域の NGO や NGO ネットワークとの連携を促進するため、関西国際センターでは NGO-JICA 間の定期協議を開始したほか、国内拠点と海外拠点が各地域や国の状況を踏まえた NGO 等活動支援事業を企画・立案できるようにし、NGO の開発協力への参画を促進した。また、他の NGO 支援団体や助成団体との連携を主体的に進め、市民参加事業全体の底上げに貢献できるよう努めた。
- 民間企業：中堅企業を含む全国の企業の登録が推奨されている新輸出大国コンソーシアムの取組を支援し、本部・国内拠点それぞれで制度の紹介や応募推奨を行った。機構が派遣する投資促進専門家や国内拠点の留学生等のリソースを活用したセミナーや商談会を通じ、開発途上国の現状やニーズを民間企業が知る機会を提供した。
- 大学・教育機関：シリア難民支援や Innovative Asia 等の留学制度を活用した新たな人材育成事業の実施にあたり、受入大学の開拓や応募促進を行ったほか、大学との事務合理化の検討を行い、各大学との覚書締結を開始した。
- 自治体：連携協定等を締結している北九州市と、職員間の合同勉強会を通じて具体的な連携策の検討を開始した。また、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」改訂や「熊本地震からの復旧・復興プラン」等の地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも関与することで、自治体の国際協力の参加を促進している。また、自治体間連携セミナーを通じて、自治体の海外展開のノウハウを共有することで、国際協力経験の少ない自治体の参加を促進している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.10	ボランティア
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本再興戦略

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎スポーツ職種ボランティアの新規派遣人数（人）	120	81			新規	219	231
◎JICA ボランティアウェブサイトのページ閲覧数	900 万*				818 万	676 万	787 万
◎連携ボランティアの人数（人）	100	83			新規	146	166
◎企業・自治体向け報告会（回）	4		5	7	8	9	8
JICA ボランティアウェブサイトの年間訪問回数		164 万			新規	169 万	229 万
開発課題に沿ったボランティアの実績（国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率/シニア海外ボランティア）			84%/83%	80%/87%	74%/85%	79%/82%	84%/80%
②主要なインプット情報			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数（人）			46	50	56	56	56

◎2016 年度計画の評価指標 *2016 年度計画で目標値を新規設定。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>中期計画</p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。 ● ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。 ● 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。 ● 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。 ● 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。 ● 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。 <p>年度計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国別ボランティア派遣計画の更なる活用、課題別の事業実施体制への改編、職種別派遣計画の充実を通じ、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。また、2015 年度に開催したボランティア事業の方向性に係る有識者懇談会の提言結果を受け、具体的な取組を検討する。 ② スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣倍増計画を着実に進めるとともに、スポーツ（障害者スポーツを含む）を通じた開発の取組を強化するために、関

<p>係機関との連携強化を進める。</p> <p>③ ボランティア事業の活動状況を一層周知し、日本社会へのボランティア経験の還元を図るため、ウェブサイトのコンテンツ充実を通じた事業広報を行う。</p> <p>④ 派遣中のボランティアの課題対応能力を強化するため、活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリング、在外研修、本邦からの調査団派遣による支援等を実施する。</p> <p>⑤ 国民参加型事業として地方自治体、企業、大学等の多様なリソースを活用するため、連携案件の形成を強化し、現地課題の解決、開発効果の発現を促進する。また、帰国隊員向けにキャリアアップ支援を行い、その一環として復興・地域起こし関係機関との連携強化、企業・地方自治体向け報告会の開催や帰国後研修等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。</p> <p>⑥ 応募者の利便性を高めるため、募集情報のウェブサイト掲載を拡充し、ウェブサイト（ペーパーレス）による応募・選考制度を試行導入する。また、訓練、研修の効果向上のため、2013年度に導入した新訓練プログラムのレビューや技術補完研修の改善に取り組む。</p>
<p>主な評価指標 (定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SFT 隊員の 2016 年度新規派遣数：120 人 ・ JICA ボランティアウェブサイトのページ閲覧数：900 万 ・ 連携ボランティアの人数：100 人、企業・地方自治体向け報告会：年 4 回

<p>3-2. 年度評価に係る自己評価</p>
<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、2015 年度の「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の提言も踏まえ、開発課題に沿ったボランティア派遣、国際機関等との連携を含む事業の質の向上、日本国内の様々な主体との連携、ボランティア事業の社会還元を進めた。また、これまでの長年にわたる取組を通じた社会への貢献が認められマグサイサイ賞等の外部からの評価を獲得したほか、ボランティア活動の見える化の促進も進め、以下のような成果を上げた。</p> <p>1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣</p> <p>1-1. 「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の有識者からの提言を踏まえ、より魅力のある事業にするための取組を強化した。開発課題に沿った案件形成に向け、職種別ボランティア事業計画の作成や海外拠点への案件形成の支援を行うとともに、グループ型派遣や国別ボランティア計画を機構内で共有し、他スキームとの連携を推進して開発効果の拡大を図った。さらに、派遣中の在外研修等の支援を見直すとともに、知見の共有体制を整備することで効果の拡大に努めた。</p> <p>1-2. 開発課題解決への貢献のため、国際機関や他ドナーとの連携を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ KOICA とのアジア初となるボランティアフォーラムを開催し、機構の知見や研究成果を共有しつつ、SDGs への貢献に係る議論に貢献した。 ➤ 10 月の国際ボランティア会議においても機構の知見を発信しボン宣言の策定に貢献した。 ➤ 国連ボランティア計画（UNV）との包括連携協力に係る覚書を締結し、UNV 派遣に加え、知見共有に向けた共同研究や人事交流を行うことを確認した。 <p>2. スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に関する取組</p> <p>日本政府の SFT に貢献するため、231 名のボランティアを派遣し、スポーツ（障害者スポーツを含む）を通じた開発の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リオ・オリンピック・パラリンピックでは機構ボランティアが指導した選手が出場することで機構の取組がメディアに取り上げられたほか、スポーツ・文化・ワールドフォーラムのスポーツ大臣会合で機構の取組を発信する等、機構のスポーツに係る取組の発信を行った。 ➤ 新たに日本野球機構や読売新聞社と連携協定を締結し、関係機関との連携を推進することで協力

の質の向上を図った。

3. 見える化の促進

ボランティアに対する見える化促進について、ウェブコンテンツの充実やソーシャルメディアの拡充を通じて、2016年度は787万のページビューを得、前年度比で35%増となる229万の訪問者数を達成した。

- ▶ アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。これを機に積極的な発信を展開した結果、多くの記事に取り上げられた。

4. ボランティアの現地活動に対する支援状況

在外研修や巡回指導調査等を通じ、派遣中のボランティアへの技術的支援を行った。またボランティア成果品登録制度等を通じ、知見の蓄積・共有を推進した。

5. 自治体、企業、大学等との連携推進

2016年度は計166名の連携ボランティアを派遣した。

5-1. 民間連携ボランティア

セミナー等を通じ裾野拡大に努めつつ、合意書を締結しながらも派遣に至っていないケースに対して個別にヒアリング・アンケート等を実施して派遣を促進した。

5-2. 自治体連携

新たに6名を派遣した。大学連携についても、3大学と新たに覚書を締結し、定期協議を重ねて応募者増を図った。

5-3. 帰国隊員向けの進路支援

帰国後研修や自治体との連携により進路開拓を支援した。

- ▶ 熊本地震の復興支援やボランティア帰国報告会への関連機関の参加勧奨等を通じ、自治体への就職につなげた。
- ▶ 海外のみならず日本国内での貢献を目指したグローバル協力隊制度を新たに発足し、我が国の地域活性化に貢献する活動にも取り組んだ。

6. 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善

ウェブ応募を先行導入するとともに、青年海外協力隊の応募要件の緩和を行った。また、新訓練プログラムのレビューを行い、訓練・研修全体の改善に向けたアクションプランを策定した。

<課題と対応>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」で各界有識者の意見を集約して取りまとめられた提言を踏まえた事業改善を引き続き進める。また、地方自治体や大学・研究機関、民間企業との連携を通じた多様な形態による参加を推進する。加えて、活動状況、成果、帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を引き続き着実に実施するとともに、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元を支援し、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

3-3. 業務実績

No.10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣状況

1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

(1) 開発課題に沿った派遣状況（国別ボランティア派遣計画の更なる活用）

- 全ての協力対象国（77か国）に国別ボランティア派遣計画を策定し、重点開発課題に沿った案件形成を推進した結果、開発課題に沿った派遣者数は全体の84.3%（JV85.3%、SV79.7%）となった（2015年度比約5.4%増）。

表 10-1 ボランティアの派遣実績（単位：人）

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
青年海外協力隊（JV）	948	1,081	1,267	1,198	1,132
シニア海外ボランティア（SV）	246	268	271	256	218
日系社会青年ボランティア	31	43	57	49	86
日系社会シニア・ボランティア	15	13	16	15	32
合計	1,265	1,405	1,611	1,518	1,468

(2) 新規案件形成と充足率向上に向けた取組

- **課題解決に資する案件形成（職種別ボランティア事業計画の作成）**：主要 19 職種の職種別ボランティア事業計画を作成し、課題解決に資する案件の形成や要望調査票の作成を重点的に進めた。この結果、全体の 85.6%（前年度比 4.8%増）が開発課題に沿った案件となった。
- **要請に対する充足率の向上**：応募者が少なく充足率の向上が課題となっている農林水産分野、保健医療分野について大学・自治体との連携を進め、人材の安定的な確保に取り組んだ。特にモンゴルとベトナムでは大学連携により複数のボランティア案件を形成した。また、応募者が多い青少年活動職種に関しては、資格要件・活動内容が類似した小学校教諭職種への振替を柔軟に行うことで、小学校教育職種の充足率の向上と応募者の参加機会の拡大を図った。

2. グループ型派遣の促進

- **グループ型案件の実施**：複数のボランティアの活動をグループ化することで開発課題により効果的に貢献するため、案件数を整理（2015 年度 67 件から 2016 年度 51 件）しつつ、新たに 222 名（2015 年度 216 名）を派遣した。
- **ケニア**：矯正保護施設能力向上の技術協力プロジェクトのフォローアップとして青少年活動ボランティアのグループ型派遣を実施した。同国の矯正保護の課題を募集時に積極的に発信し、保護観察・矯正施設現職職員の応募につなげたことにより、効果的な活動展開が期待されている。
- **ラオス**：看護・助産サービスの向上を目的としたグループ型派遣により、母子健康手帳の普及を支援した。現場の医療従事者がより効果的に母子健康手帳を使用するためのガイドブックの策定に協力し、配属先病院等の現場職員等約 100 名を対象にトレーニングを実施（7 月）。
- **フィジー**：環境教育（11 名）と廃棄物処理（1 名）をグループ型で派遣した。技術協力事業とも連携し、学校での環境教育実施能力や廃棄物削減の啓発、分別有機ゴミ量のモニタリング能力の強化、エコバックの普及等の活動を実施した。ナンディ市では 27 校が参加し 602 枚のエコバックを販売、ラウトカ市では 31 校が参加し、150 枚のエコバックを販売しており、同様の取組が周辺地域に拡大している。

3. 開発効果の向上に向けた取組

- **投入管理シートの活用促進**：開発課題への貢献を高めるべく課題別事業実施体制を強化し、国別ボランティア派遣計画の投入管理シートのレビューを事業展開作業用ペーパーと同時期に行うことで、他事業との案件形成の調和化を図った。
- **他事業との連携推進**
 - **パラグアイ**：帯広畜産大学との連携のもと、ボランティア 8 名を派遣。また、本邦研修「酪農生産技術改善」により、同大学でボランティアの同僚やモデル農家等関係者 6 名を受け入れ、酪農技術や地域関係者間の連携手法等にかかる技術研修を実施した。

➤ モザンビーク：「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」との連携（No.10-4 参照）

4. 2015 年度に開催された「ボランティア事業の方向性に係る有識者懇談会」の提言への取組状況

- **目的の再整理**：ボランティア事業の意義を再確認するとともに、強みをいかす取組を推進すべく、①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②異文化社会における相互理解の深化と共生、③ボランティア経験を活かした社会還元、の3点に目的を再整理した。
- **より魅力ある事業への取組強化**：派遣中ボランティアの技術支援の強化、参加層拡大のための応募時年齢の緩和や大学連携ボランティアの推進、Sport for Tomorrow に貢献するスポーツ分野職種の積極的案形成等に新たに取り組んだ。
- **評価の取組**：ボランティア活動の達成度を確認するため、ボランティアと現地配属先が作成・共有する活動結果表の様式・作成要領等の見直しを検討した。

5. 国際機関や他ドナーとの連携状況

(1) 他援助機関との連携

- **JICA-KOICA 国際ボランティアフォーラム**：2016年7月にアジア地域のボランティア団体の知見の発信・拡大を目指し、アジア初となる SDGs に関する国際ボランティア事業会議を開催した。SDGs 及び東京行動宣言¹の達成に向けた取組について参加者間で活発な議論が行われた。
- **国際ボランティア会議 (IVCO)**：ボランティアの開発効果に係る学際的研究に限られる中、機構が行ったボランティアの開発効果に係る研究成果や、KOICA や国連ボランティア計画 (UNV) との共同研究の成果を共有し、IVCO2016 の成果文書であるボン宣言の策定に貢献した (10月)。
- **UNV との連携協定**：包括連携協力の覚書を締結した (11月)。従来のボランティア派遣に加え、ボランティアに関する共同研究、人事交流等についても合意した。

(2) 現場での連携

- **ミャンマー**：特別支援学校において機構と KOICA のボランティアが異なる職種（障害児・者支援、理学療法士）で協働し、現地スタッフの知識・技術力の向上に貢献した。
- **モンゴル**：米国平和部隊、KOICA のボランティアと小学校教育、看護師等のボランティアが協力して健康教育に関するセミナーを 10 回共催した。セミナーの内容を書籍にまとめて関係機関等へ配布し、健康教育の現場での実践を促している。

No.10-2 スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) に関する取組状況

1. SFT に貢献するボランティアの派遣状況

- **SFT ボランティアの派遣**：231 名（長期 119 名／短期 112 名）の体育・スポーツ職種ボランティアを派遣し、SFT 公約達成に寄与した（2015 年度 229 名：長期 112 名／短期 117 名）。
- **スポーツと開発ポジションペーパー**：SFT に係る取組強化に向け、開発課題の観点から体育・スポーツ分野の取組を整理した事業実施指針「スポーツと開発ポジションペーパー」を策定した。
- **国際社会への発信**：50 か国のスポーツ担当大臣が出席する文部科学省主催「スポーツ・文化・ワールドフォーラム／スポーツ大臣会合」に機構理事長が参加し、機構の協力経験の共有とスポーツを通じた国際協力の意義を発信した。各国関係者にボランティア事業の取組が認知された。
- **リオ・オリンピック・パラリンピック**：サモア派遣ボランティア（柔道）の教え子が出場し、ボラ

¹国際ボランティア会議 (IVCO) 2015 にて提唱された取組目標。国際ボランティア団体がより連携を強化し SDGs 達成に向けて取り組むことが合意された。

ンティアもコーチとして参加した。また、他に派遣中ボランティアが指導する3名（ソロモン陸上競技2名・モンゴル柔道1名）が選手として出場した。これらの成果はメディアを通じて国内外に発信され、機構の取組及びボランティア事業の成果として広く認知された。

2. 関係機関との連携強化

- **野球**：日本野球機構（NPB）と連携協力覚書を締結し、派遣ボランティアに対する事前研修やNPBが作成した児童向け野球教本の提供・利用等により、ボランティア活動の質の向上が図られた。また、NPB 独自の海外での取組を機構が側面支援することにより、NPB の目指す日本型野球の裾野拡大にも貢献した。また、読売新聞社とも覚書を締結し、同社が実施する「世界の野球グローブ支援プロジェクト」と連携して、ボランティアが活動する5か国に中古野球用品を寄贈した。アルゼンチンでは派遣中ボランティアと連携し、元プロ野球選手による現地技術指導を実施した。
- **サッカー**：2015 年度に締結した J リーグ、日本サッカー協会（JFA）との連携協定に基づき、J リーグが日本国内のファンから収集した中古ユニフォーム・ウェアを、スリランカで活動中のボランティアを通じて児童・生徒に配布し、現地との橋渡しを行った。また、関連職種のボランティアが派遣前に JFA を訪問し、ボランティア活動中に JFA から助言を得られる環境を整備した。
- **ラグビー**：ボランティア帰国報告会に日本ラグビーフットボール協会と関係の深い世界ラグビー協会、アジアラグビー協会関係者を招いてボランティア案件形成・要請開拓について意見交換した。

No.10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. 「見える化」促進のためのウェブサイトコンテンツの充実

- **閲覧数**：ボランティアウェブサイトの訪問回数 229 万（2015 年度 169 万）、サイト中の記事の閲覧数（ページビュー）787 万（同 676 万）²を達成した。
- **ウェブサイトコンテンツの充実**：帰国ボランティアのインタビュー記事「人とシゴト」の月次更新、事例掲載数の拡大（前年度比 12 人増）、活動中ボランティアのブログ「世界日記」執筆者の定期的な更新等により内容を拡充した。また、帰国ボランティアを交えたトークイベントを開催し、タイアップ記事をメディアを通じて掲載した。特に「ハフィントンポスト」では 17,523 回記事が閲覧され、ボランティアウェブサイトへの訪問誘導に寄与した。
- **ソーシャルメディアの活用**：最新の募集情報や写真・動画を活用した記事を制作し、毎日発信した結果、Facebook の青年海外協力隊事務局公式ページは 8 月に「いいね！」数が 2 万に達し、年度末には 3.4 万を達成した。

2. ウェブサイト掲載以外の一般国民の理解促進に向けた取組

- **マグサイサイ賞受賞関連**：50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。
- これを機に、理事長によるトップ広報をはじめ、積極的なニュース・リリースを展開した結果、国内外の多くのメディアにボランティア事業が掲載され、広報効果が得られた（新聞掲載数：国内 57 紙 86 記事、現地 12 紙 28 記事。TV ニュース 4 局）。

² 2016 年度計画策定時には、2014 年度実績（818 万）からの伸びを見越してページビュー数の計画値を設定していたが、その後、2015 年度業務実績評価報告書に記載のとおり、ウェブ構成を変えたことやスマートフォンサイトの開設により閲覧数が減少したことが判明した。年度計画は達成していないが、閲覧数及び訪問者数は前年度比で大幅に増加している。

No.10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

1. 活動計画表の策定支援及びモニタリングの推進

- **活動計画表の策定実績**：ボランティアが配属先と協議して作成する活動計画表を活動支援及びモニタリング用ツールとして活用するとともに、活動終了時に同計画に対する活動結果表をとりまとめて配属先と合意、確認した（活動計画表は100.0%、活動結果表は99.3%のボランティアが作成。活動終了時のボランティアの満足度は98.1%（2015年度98.1%）と、前年度並みの高水準を維持している。
- **在外研修**：派遣中ボランティアの活動支援と課題対応能力の強化を目的として、21件の在外研修を実施した。ボランティアの課題対応能力強化に向け、在外（事務所・ボランティア）が企画する研修に加えて本部でも研修を実施した。
 - ▶ **エクアドル**：周辺国の環境分野ボランティアと配属先の同僚が参加して廃棄物処理に関する在外研修を実施した。本邦研修参加者である配属先の同僚も協力して日本の廃棄物処理手法の現地適用事例を共有し、参加者の課題取組姿勢の向上や周辺国間の協力関係の構築につながった。
 - ▶ **モザンビーク**：「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」と連携し、南部アフリカ7か国より22名のボランティアが参加し、水・衛生分野に関する在外研修を実施。講師や技術協力プロジェクト専門家らが水衛生・水質検査やファシリテーションに関する講義を実施。研修では、各ボランティアが活動に係る問題点を共有し、水管理組合の組織強化や地域住民の衛生啓発等、今後の活動に向けたアクションプランを作成した。

2. 派遣中ボランティアへの技術的支援の拡充

- **技術的支援の実施**：技術顧問も参加して派遣中ボランティア向け巡回指導調査（20件）の派遣等を通じ、在外拠点及び派遣中ボランティアに助言、指導した。同調査で得られた知見を職種別、国別ボランティア派遣計画に反映し、各国の開発課題及び課題に対応したボランティア職種の日本国内でのリソース賦存状況を考慮した新規案件形成に活用した。さらに、知見の蓄積・共有・発信・活用促進のためのボランティア成果品登録制度や、メーリングリスト、Facebookの開始、技術情報支援制度等の活用促進を図った。

No.10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア派遣

- **民間連携ボランティアの派遣**：12社17名を新規に派遣した（2015年度14社20名）。
- **派遣後の成果**：ボランティアを派遣した企業への調査の結果、参加した社員が実際に駐在員や店舗マネージャーとして赴任するなど海外事業展開に直接従事する事例（タイ、ベトナム）や、参加社員の成長が図られたとして社内の人材開発制度として継続的に利用する事例が確認された。
- **広報、事業理解促進に向けた取組**：中小企業を中心とした認知度の向上を目的に広報・セミナーを強化し、包括的な中小企業海外展開支援セミナーとは別にグローバル人材セミナーを6回開催し、102社の参加を得た（2015年度3回、38社）。また、民間連携ボランティアに関心を有する企業44社の参加を得て、ベトナム、スリランカ、ラオス、パラグアイほか計8か国に調査団を派遣し、国内拠点を通じて事後のフォロー（合意書締結や帰国隊員への求人）を実施中。また、普及実証事業を実施中の企業及び覚書を締結した地域金融機関に対し、国内拠点から制度周知を図った。
- **派遣促進に向けた取組**：民間連携ボランティアの合意書を締結しながらも派遣に至っていない企業

からのボランティア派遣実現に向けたヒアリングを行い、中小企業においては、人材が限られていること、派遣希望国が治安情勢や外交政策上、派遣が困難（バングラデシュ、中国）等の状況を把握した。合意書継続を希望する企業とはコンサルテーションを再開することとした。また、同制度の対象拡大（企業以外の法人）に向けて制度見直し検討に着手した。

2. 自治体連携ボランティア派遣

- **現職参加制度によるボランティア派遣**：教育委員会や自治体に対し現職参加制度（派遣及び自己啓発）の理解促進に努め、自治体職員 49 名、教員 108 名を新規派遣した（2015 年度 31 名、77 名）。
- **自治体連携派遣**：沖縄県 2 名（ラオス、ボリビア）等、7 名を新たに派遣した（2015 年度 7 名）。東京オリンピック・パラリンピックでジャマイカのホストタウンとなる鳥取県に連携派遣を働きかけ、職員 1 名の派遣につなげた。また、パラグアイ移住 80 周年に際し関係の深い香川県、兵庫県の現職教員を派遣する覚書等の枠組みを形成し、兵庫県から 2 名の合格者を得た。
- 自治体連携ボランティアセミナーを通じて好事例や自治体間での課題、ノウハウの共有を図り、効果的な事業管理が浸透した。

3. 大学連携ボランティア派遣

- **派遣実績**：20 大学から 142 名を派遣した（2015 年度 14 大学・119 名）。
- 派遣拡大に向けた取組：参加学生への教育的効果、開発課題への効果的アプローチ、連携内容のレビュー等について覚書締結大学と定期協議を行い、応募者増を図った。また、学部生を対象にした短期ボランティアの積極的派遣を推進し、その後の長期ボランティアへの参加につなげるべく学内帰国報告会や学内広報を行った結果、大学連携ボランティア（短期）の後に 9 人が長期ボランティアに応募した（2016 年度 6 人）。さらに、2016 年度は北海道大学（獣医学部）、東京農業大学、神奈川県立保健福祉大学と新たに覚書を締結し、うち 2 大学から 1 名派遣した（合計 23 大学）。

4. 帰国隊員向けの進路支援状況

- **帰国後研修**：8 回（進路開拓者向け 4 回、現職参加者向け 4 回）実施し、計 364 名が参加した（帰国隊員の参加率 33%：2015 年度 275 名、参加率 32%）。また、企業・自治体向け報告会をそれぞれ 4 回（計 8 回）開催し、民間企業 124 社（延べ 180 社）と 39（延べ 54）自治体が参加した（2015 年度計 5 回）。
- **自治体等との連携**：自治体、教育委員会にボランティアの採用を働きかけた結果、6 団体が採用試験優遇措置を新たに導入した（和歌山県、京都府、熊本県合志市等）。2016 年度は 52 名が採用試験に合格した（2015 年度 64 名）。

5. 復興・地域おこし関係機関との連携状況

- **熊本地震の復興**：被災地の益城町で帰国隊員 11 名による避難所でのボランティア活動を支援した。また、帰国隊員 2 名が益城町役場の職員採用試験に応募・合格し、2017 年度から勤務予定である。
- **復興庁との連携**：復興支援員として帰国ボランティア 5 名が採用され、岩手、宮城、福島の自治体で活動中である（2012 年度からの累計 123 名）。
- **地域活性化に向けた支援**：「日本も元気にする青年海外協力隊 OB 会」に関し、I/U ターン・移住関係機関のボランティア帰国報告会への出席や、帰国隊員との交流の機会を設けることで、日本の地域おこしへの参加を促進した結果、島根県海士町に 2 名が就職した。
- **グローバル協力隊**：日本の地域活性化に取り組む意欲を有する者を対象に、本邦での派遣前の技術

補完研修或いは帰国後の社会還元活動を支援するグローバル協力隊制度を創設し、募集・選考要領を作成するとともに、受入れ自治体を開拓した結果、複数の関心表明自治体・団体を得て、1名が内定した。2017年度から開始予定としている。

No.10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. 効果的・効率的な募集業務の推進

- **ウェブ応募の先行導入**：下半期からウェブ応募を一部先行導入し、全応募者 1,631 名の 25% (402 名) が利用するとともに、900 件の Web エントリー者の 46.7% が Web による応募に至った。応募者側からは利便性を評価する声が利用者アンケートを通じて確認され、機構側の応募者情報入力作業の軽減等の業務合理化にもつながった。
- **ウェブサイトの改善**：募集説明会開催情報の掲載方法を改善するとともに、動画「青年海外協力隊への道（日本も元気にする青年海外協力隊編）」を掲載し、帰国後のキャリアをよりイメージしやすく伝える工夫をした。
- **応募要件の緩和**：応募者の拡充のため、応募時健康状況確認や語学資格証明要件を緩和した。また、体育・スポーツ分野等での現役大学生の参加促進のため、10月からJV応募時年齢範囲を「応募時に満20歳以上」から「(応募から約5か月後の)派遣前訓練開始時に満20歳以上」に拡大した。

2. 新訓練プログラムモニタリング方式の策定とプログラム見直しの実施

- 2013年度に導入した新訓練プログラムをレビューした結果を受けて、2017年度の派遣前訓練プログラムを改定し、また訓練・研修全体の改善に向けたアクションプランを策定した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の有識者からの提言を踏まえた各種の取組を推進することを期待したい。また、平成28年度行政事業レビューの有識者コメントを踏まえ、民間連携ボランティアについては、派遣実績の状況を分析し、制度の一層の活用に向けた制度改善に期待する。

<対応>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」有識者からの提言に対応して目的の再整理や事業の取組の再評価を行ったほか、活動の達成度が確認できるように活動結果表を見直した。また、事業の効果的な実施に資する提言内容は優先度に応じて引き続き順次実施していく予定。民間連携ボランティアについても、平成28年度行政事業レビューにて指摘されたことを受け、実績を伸ばすための制度の改善・見直しを進めており、参加企業へのきめ細かいコンサルティングとフォローアップを継続している。今後も、国内拠点と共同で中小企業を主たる対象に合意書締結企業の新規開拓を進める予定。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.11	市民参加協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～」、まち・ひと・しごと創生総合戦略

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況							
◎草の根技術協力事業の応募数(件)	150	210			新規	210	195
◎「世界の人々のための JICA 基金」応募数(件)	25	24			新規	24	38
市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）							
◎体験ゾーン団体訪問利用者	90% (2016年度)	97%	96%	97%	95%	95%	95%
◎体験ゾーン一般訪問利用者	90% (2016年度)	94%	94%	94%	94%	95%	95%
◎登録団体	70%	78%	79%	80%	76%	72%	76%
開発教育の質の向上に向けた取組状況							
◎開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス	170,000 (2016年度)	169,382	185,110	191,452	187,357	167,540	196,801
◎開発教育に関する研修の参加実績	9,000人 (2014年度)	13,427	13,644	11,798	10,149	9,616	10,299
NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況							
NGO 向け研修の回数(件)			47	44	46	39	48
NGO 向け研修の参加者数(人)			381	443	478	516	988

◎2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (4) 国民の理解と参加の促進</p> <p>(ロ) 市民参加協力</p> <p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続のさらなる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進</p> <p>(第1、2段落は、中期目標と同一のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。 ● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ● 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進</p> <p>(ロ) 市民参加協力</p> <p>① 草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の効果向上及び効率化に向けた制度改善を行い、定着を図る。特に、両事業への中小規模の新規 NGO 等の参加促進のための更なる制度見直しや広報拡充を行うとともに、事業効果確認のための調査・評価等の評価制度や経理・手続きの更なる簡</p>

素化を行う。

- ② 草の根技術協力事業10年の振り返り分科会、行政事業レビュー及び外務省第三者評価の指摘を踏まえ、国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、2015年度に見直した NGO 支援事業を推進する。そのために、国内拠点主導の実施体制への変更や新制度による事業の実施・定着を図る。
- ③ 地球ひろば（市ヶ谷・名古屋）を通じて、市民による多様な国際協力への参加や理解の促進を行う。
- ④ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容改善等を図り、開発教育支援の質の向上に努める。
- ⑤ 開発教育・国際理解教育の推進を図るべく、次期学習指導要領策定の動向や方向性を踏まえ、文部科学省や関係機関との連携を強化する。

主な評価指標

（定量的指標）

- ・草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の応募数：150 件、25 件
- ・市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度（5段階評価アンケートのうち上位2段階の評価の比率）：体験ゾーン利用者 90%、登録団体 70%
- ・開発教育に関する JICA ウェブサイトのページ閲覧数：17 万
- ・開発教育に関する研修実施人数：9,000 人

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、NGO 側のニーズを踏まえ、草の根技術協力事業や開発教育等の裾野拡大と事業の効果向上が好循環を生み出すための取組を行うとともに、国際協力や SDGs 等の理解促進に向けた次期学習指導要領改訂への貢献等を通じ、将来的な開発教育の広がりや資する重要な成果を上げた。

1. 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組

1-1. 制度改善を行った NGO 等活動支援事業の活用や、自治体間連携セミナーを通じて中小規模の NGO や自治体の参加促進に取り組み、草の根技術協力事業の応募数は 195 件となった。「世界の人々のための JICA 基金」については活動事業報告会を実施し、ウェブサイト等を通じて広く発信したほか、ネットワーク NGO との広報・応募推奨を行い、応募数は 38 件となった。

1-2. 裾野拡大に向けた取組を基礎に、国際協力に参加した団体による事業効果の拡大のため、国内拠点と海外拠点の情報共有の徹底や合同研修・実施監理研修を行い、応募、採択後、案件実施中の各段階でコンサルテーションの質の向上に取り組んだ。さらに、事業効果を確認するため、草の根技術協力事業の事後調査を試行的に開始した。

- モンゴルにおける日本伝統治療（柔道整復術）の普及体制の構築、フィリピンにおけるコミュニティレベルでの防災対策の実践や障害者の配慮等、草の根技術協力事業での具体的な成果が確認された。

2. NGO 等に対する研修プログラム等の実施

2015 年度の NGO-JICA 協議会での検討協議等の結果を踏まえ、NGO 等活動支援事業制度見直し、本部だけでなく、国内拠点や在外事務所が、各地域や国の状況や NGO 等のニーズを踏まえた支援を行える制度に改善するとともに、各国内拠点が支援事業を主管する体制に変更した。

- NGO 等提案型プログラムでは、ネットワーク NGO と協働して NGO 等の組織能力強化に係る「支援」に加えて、教育・保健や開発教育等に強みを有する NGO 等と協働し、開発課題への NGO と機構の「協働」を目指した研修を、国内拠点主導で企画・実施できるようにした結果、NGO 側からのプログラム応募数が大幅に増加した（2016 年度 13 件、2015 年度類似案件 3 件）。支援から協働の好循環に対する NGO 側のニーズに合致した制度となった。

- JICA 企画型プログラムでは、国内 3 拠点、海外 3 拠点での提案・実施を行った。例えば、カンボジアでは、在カンボジア NGO 日本人ネットワークのニーズを受け、現地コミュニケーションの能力強化に資する対話型ファシリテーション研修を実施した。

3. 地球ひろば等を通じた国民参加支援

裾野拡大の基盤となる地球ひろば等を通じた国民参加支援では、市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度は体験ゾーン（一般、団体）及び登録団体それぞれで 95%、95%、76%となった。また、設立 10 周年に係る感謝祭では設立以来最多となる 1,150 名の訪問を得た（通年の訪問者数は 17.4 万人）。

4. 開発教育支援の質の向上

開発教育の実践者 10,299 人に対して研修を実施した。また、出前講座の各テーマに応じた資料集等を公開するなど、開発教育に係る情報や資料をウェブサイトで発信し、ページ閲覧数は 19.7 万件となった。

- 埼玉県教育委員会のプログラムと連携した教員研修の経験を他県に活用し、千葉県では 1,000 人以上の教員に対する研修実施につながった。
- エッセイコンテストでは SDGs をテーマとしたところ、過去最多の 8 万作品以上の応募を得た。中学生・高校生の約 80 人に 1 人が応募する結果となり、生徒自身が SDGs を考えるきっかけとなった。

5. 開発教育・国際理解教育の推進のための文部科学省等との連携

文部科学省による次期学習指導要領の改訂作業に対し、地球ひろば所長が中央教育審議会の委員として社会・地理歴史・公民のワーキンググループを通じて貢献した。

- 2017 年 2 月に学習指導要領の改訂案が発表され、歴史総合や地理総合、公共のそれぞれの項目において、グローバルな課題や国際理解・国際協力等が扱われることとなった。審議会の検討に際して機構が行った提言の内容が反映された。

<課題と対応>

NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかした事業を実施するため、コンサルティングの質の向上に引き続き取り組む。また、学習指導要領の改訂に向け、開発途上地域の現状や課題と開発協力の意義が適切に学校現場等で伝えられるよう働きかけるとともに、メディア等の連携事業や地球ひろばでの活動を通じて SDGs 等の理解促進に取り組む。

3-3. 業務実績

「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～」(2015 年 6 月、NGO・外務省定期協議会)も踏まえ、地域の多様なアクターとの連携 (No.9-1 参照)を基盤とし、開発協力における参加と協働、市民の NGO 活動に対する参加等への拡大といった各側面からの NGO/CSO との連携を戦略的に強化して事業を展開すべく、以下のような取組を行った。

No.11-1 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況

1. 草の根技術協力事業の実績・成果 (実績:表 11-1)

(1) 中小規模の新規 NGO 等の参加促進に向けた取組

- NGO 等活動支援事業の活用: (No.11-2 参照)
- 自治体間連携セミナーの実施とニーズ発掘: 地域活性化特別枠については、自治体間連携セミナーを実施して、潜在的なニーズの掘り起こしに努めた。(No.9-4 参照)

表 11-1 草の根技術協力事業の実績（単位：件）

分類		応募		新規採択		実施		コンサルテーション	
事業形態	提案団体	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016
草の根協力支援型	NGO、大学、公益法人（国内外での実績2年以上）	67	67	29	29	23	36	399	404
草の根パートナー型		76	59	28	26	95	94	313	272
地域提案型	地方自治体					15	1		
地域経済活性化特別枠						58	38		
地域活性化特別枠		66	69	31	49	55	89	160	320
合計		209	195	68	100	246	258	872	996

2. 草の根技術協力事業の開発効果の拡大

(1) コンサルテーションの実施、強化

- **国内拠点、海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の強化**：国内拠点の「市民参加の拡大」の観点と、海外拠点での「開発の貢献」の視点の双方のバランスに留意した事業の形成・実施に取り組んだ。具体的には、応募、採択後、案件実施中の各段階で、各拠点で得た応募・実施団体に係る情報共有を、草の根技術協力事業担当者の合同会議や実施監理研修、業務公電による周知等により強化・徹底した。
- **応募・実施団体との情報交換会の開催**：東京国際センターでは、草の根技術協力事業の応募・実施団体 56 団体、93 名を対象に、「草の根技術協力事業のよりよい実施のための情報交換会」を開催した（11 月）。

(2) 担当者の能力強化

外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価（第三者評価）」等での提言を踏まえ、機構の草の根技術協力の担当者の能力強化に取り組んだ。

- **合同研修・実施監理研修（10 月）**：初めての取組として、国内拠点 14 か所の担当者 62 人、在外事務所 12 か所の担当者 19 人、国内事業部 12 名による合同会議を実施した。国内拠点、海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の重要性や具体的な強化策を検討した。また、担当者の応募・実施団体に対するコンサルテーション能力の向上のための実施監理研修を実施した。国際協力事業安全対策会議の結果を踏まえ、草の根技術協力事業の安全対策も周知・徹底した。
- **経験共有ワークショップ（5 月）**：草の根技術協力事業の約 5 割を担当している東京国際センターの特性を活用し、同センターが実践しているコンサルテーション方法や経験をワークショップで共有した。

(3) 事業効果確認のための調査・評価

- **草の根技術協力事業の事後調査**：行政事業レビュー及び会計検査の指摘を踏まえて試行的に開始した。案件終了後の現況把握のため、事業終了から 3 年経過した案件を対象に、実施団体（NGO や大学、地方公共団体等）及び各事業の現地カウンターパート機関に対してアンケート調査を行った。加えて、今後の事業全体の制度改善に役立てるため、現地カウンターパートや裨益者等を対象に現地調査（フィリピン、カンボジア、ネパール、ケニア）を行い、上述のアンケート調査と合わせ、開発効果の発現要因の分析、日本の地域活性化の事例分析を行った。

(4) 主な優良事例

- **日本伝統治療（柔道整復術）の普及（モンゴル）**：2006年度から2009年度の外務省の日本NGO連携無償資金協力、2009年度以降の草の根技術協力事業（支援型、パートナー型）を通じ、10年にわたって日本伝統治療（柔道整復術）の普及活動を実施した。結果、モンゴル国内での普及の中核となる指導者の育成・認定や、モンゴル国立医科大学に日本国外で初めて柔道整復術を専門的に学ぶコースが開設され、モンゴル国内でモンゴル人のみで普及活動ができる体制が構築された。事業完了に係る報告・祝賀会が東京国際センターで実施され、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣も参加の下、日本での研修課程を終えた研修員に指導者認定書が授与された（11月）。
- **コミュニティ防災の推進（フィリピン）**：「イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業（フェーズ2）」（地域活性化特別枠）では、横浜市の危機管理政策の経験（災害時の自助・共助の取組等）を活用し、市役所の危機管理態勢強化や障害者等の災害弱者の対応強化、大学と地域防災の連携強化を通じ、イロイロ市全体の地域防災力の向上を支援した。結果、従来現地では防災に対する知識がなく、防災予算も返納せざるを得ないような状況であったが、横浜市の協力により、防災マップや災害時の警報発令等の具体的方策が行政や地域住民に明確に認識された。洪水が頻発する当該地域で、コミュニティレベルで意欲的に防災への備えがなされるようになった。また、防災マップ作成の過程でこれまで地域で見過ごされがちであった障害者への配慮が進む等の成果も見られた。
- **モザンビーク「ジャトロファバイオ燃料を活用した小規模電化プロジェクト」（支援型）**：(No.9-3参照)
- **フィリピン「沖縄県南城市モデルを活用したビクトリアス市アグリビジネス／アグリエコツーリズム強化プロジェクト」（地域活性化特別枠）**、**ラオス「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」（地域活性化特別枠）**：(No.9「地方創生への貢献に向けた取組状況」参照)

3. 草の根技術協力事業に関する制度改善の導入と成果

2015年度に取り組んだ経理と業務に係る制度改善を国内拠点を通じて実施団体に定着させ、案件の質の向上と手続き負担の軽減の両立を図った。

- **経理・手続きの簡素化**：調達部との協議を踏まえ、草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン及び業務実施ガイドライン、契約・経理処理に係るフォーマット等の主な課題を抽出し、経理処理ガイドラインを更新した（2017年3月）。
- **相談窓口の設置**：2015年度から試行的に設置した国内拠点の担当者の契約、経理等に係る相談窓口を活用することにより、国内拠点による契約経理業務の透明性や公平性の向上を図った（相談実績213件）。また、蓄積された課題や相談内容は上記の各種ガイドラインへ反映した。
- **調達業務集約化**：草の根技術協力事業の質の向上に向けた国内拠点の体制整備の一環として、5拠点（3支部、2訓練所）の調達業務を試行的に本部調達部に集約した（20件）。調達部との協議、国内拠点からの意見聴取等を行い、2017年度以降の契約事務の本格移行に向けて検討した。

4. 寄附事業実績・成果

(1) 世界の人びとのための JICA 基金（JICA 基金）

JICA基金を通じ、市民や企業からの寄附を中小規模NGO／NPOの国際協力活動支援に活用している。

- **JICA 基金の適正な運営**：2016年度の寄付金受入額は2,542万円（2015年度2,878万円）であり、支援対象事業は13か国16件（うち、新規団体11件）（2015年度6か国11件）であった。

- **広報活動の強化と応募団体の増加**：活用事業の報告は従来ウェブサイトのみで行っていたが、新しい取組として活用事業報告会を実施した（4月）。55人の参加を得るとともに、報告会の模様を収録して機構ウェブサイト上で公開した（テレビ会議接続16か所）。ネットワークNGOの協力を得るなど広報・応募勧奨に力を入れた結果、2016年度の応募は38件となった（2015年度24件）。
- **基金活用団体の経理業務負荷軽減のための業務改善**：従来、契約期間が11月から翌年度8月までと年度を跨いでいたため、精算業務が年度末と契約終了時に2回発生し、団体側の負担となっていた。これを改善すべく、実施期間を5月から翌年1月までの単年度契約とし、団体の経理業務負荷を軽減した。これに合わせ、募集・選考のスケジュールを見直した。

(2) 使途特定寄附金

- **ラオス・奨学金事業**：株式会社ニコンからの282万円の寄附により、ラオス「ニコン・JICA奨学金制度」を実施した。
- **ブラジル・アマゾン保護区における自然環境分野の研修・教育関連施設建設事業**：伊藤忠商事株式会社から受領した1,900万円の寄附により、2017年度以降にブラジル「アマゾン保護区における自然環境分野の研修・教育関連施設建設事業」を実施する予定。（No.3-1「自然環境」参照）

5. 安全対策の強化

草の根技術協力事業及びJICA基金活用事業の安全管理を強化した。具体的には、連絡体制・緊急連絡網及び現地業務連絡先届等各種届出の徹底、海外旅行保険付保の義務付け、安全対策研修の実施、研修参加旅費を含む安全対策費用の負担、事業内容を変更せざるを得ない場合の対応方針の決定等を行い、業務委託契約書を見直し、国内拠点を通じて団体に周知した。

No.11-2 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況

1. 新たなNGO等活動支援事業の実施・定着に向けた取組

(1) NGOのニーズに合わせた制度・体制の見直し

2015年度に改正したNGO等活動支援事業の制度や体制の整備を進め、JICA企画型、NGO等提案型の2つのプログラムに大別し、それぞれの執務要領を制定して、内外の関係者に周知した。

- **JICA企画型**：NGO全体に裨益するプログラムは本部が企画する一方、国内拠点や海外拠点でも担当地域のNGOのニーズを踏まえたプログラムを独自で企画できることとした。
- **NGO等提案型**：従来は単年度契約のみであったが、NGO側のニーズを踏まえ、提案団体が中・長期的な視点を持った事業を提案・実施できるよう、複数年度契約も可能とした。

(2) **国内拠点主導の実施体制の変更**：東京国際センターが全国の支援事業を主管していたが、各国内拠点が地域のニーズによりきめ細やかに対応できるよう、各国内拠点が主管することとした。

(3) **広報**：全国7拠点での説明会やNGO-JICA協議会、機構ウェブサイト等を通じて周知し、各プログラムの活用を促進した。

2. NGO等活動支援事業の実績・成果

(1) JICA企画型プログラム（本部企画）

開発途上地域で事業を実施するNGO等の能力強化のため、事業サイクル・マネジメント研修を各国内拠点で実施した。受講後のアンケートでは、概ね5段階評価中の4.0点以上の高い評価を得た。（計32回（基礎編20回／実用編12回）、受講者計477名（基礎編302名／実用編175名））

(2) JICA 企画型プログラム 国内・海外拠点による企画

国内外の各地域・国特有のニーズを踏まえ、NGO 等の能力強化や活動促進に係る研修等を、各国内拠点や海外拠点が独自に企画して実施した。(国内 3 拠点/在外 3 拠点) (項目 No.9-1 参照)

- **国内拠点による企画**：中部国際センター、横浜国際センター、四国支部で企画・実施した。中部国際センターでは、草の根技術協力事業の相談・提案が多数寄せられる一方で、採択まで至るケースが少ない状況を踏まえ、特に、中小規模の NGO を対象に、プロジェクト計画・立案の理解促進、提案書作成のスキルアップに係るセミナーを実施した。
- **海外拠点による企画**：ベトナム、フィリピン、カンボジアで各事務所の NGO-JICA ジャパンデスクが中心となり、当該国で活動を行う NGO を対象としたプログラムを企画・実施した。カンボジア事務所では、在カンボジア NGO 日本人ネットワークの要望を受け、現場コミュニケーションの能力強化に資する対話型ファシリテーション研修を企画し、実施した。

(3) NGO 等提案型プログラム

NGO の地域特性や事業対象とする開発課題に応じた NGO 等の組織運営や事業展開に係る能力を強化するため、所管する国内拠点がコンサルテーションを実施し、NGO 等を対象とした研修やネットワーク構築の実績がある団体からプログラムの提案を受付けた。この結果、複数年度契約の導入等の制度改善により応募件数が大幅に増加した (応募 13 件、採択 8 件 (2015 年度類似案件 3 件、3 件))。

No.11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

地球ひろばは、市民の国際協力への参加を促進し、開発途上地域の人々への共感や連帯感を育むとともに、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修を行う機能を担っている。また、運営経験及び展示機能をいかし、他の国内拠点での展示及び外部公共施設での貸出展示も進めている。

1. 地球ひろば (市ヶ谷、中部国際センター) の利用実績

(1) 利用者数の実績 (表 11-2,11-3 参照)

- **市ヶ谷ビル地球ひろば**：2016 年度の利用者総数は 17.4 万人となった。体験ゾーン訪問者は、全体で 3.5 万人、団体訪問者数は全国の修学旅行生を中心に 534 件、1.2 万人に上った。
- **なごや地球ひろば**：中部国際センターなごや地球ひろば (以下、なごや地球ひろば) の 2016 年度の来館者総数は 8.6 万人となり、2009 年 6 月の開設以来の累計来館者数は 61.0 万人となった。団体訪問は学校関係の利用者 (毎年の定期的な訪問プログラム含む) に加え、地域の社会福祉団体や自治体の市民向けイベントや研修、中学校の社会体験学習等でも利用されている。

表 11-2 地球ひろばの利用実績 (単位：人)

		2016 年度	2015 年度	前年度比
市ヶ谷ビル	イベント利用者 (市民団体によるセミナー等)	92,300	77,776	+14,524
	体験ゾーン訪問者 (相談、展示スペース)	34,661	32,921	+1,740
	カフェ利用者 (食を通じた開発教育支援)	47,149	50,796	-3,647
	合計	174,110	161,493	+12,617
中部国際センター	イベント利用者 (市民団体によるセミナー等)	6,223	7,466	-1,243
	体験ゾーン訪問者 (相談、展示スペース)	26,827	25,221	+1,606
	カフェ利用者 (食を通じた開発教育支援)	52,823	56,628	-3,805
	合計	85,873	89,315	-3,442

表 11-3 地球ひろばの団体訪問実績

		2016 年度	2015 年度	前年度比
件数	市ヶ谷ビル	534	545	-11
	中部国際センター	202	219	-17
	合計	736	764	-28
人数	市ヶ谷ビル	11,528	10,863	+665
	中部国際センター	7,224	6,322	+902
	合計	18,752	17,185	+1,567

(2) 市ヶ谷ビル地球ひろばの取組

- **JICA 地球ひろば設立 10 周年記念感謝祭**：5 月 28 日に設立 10 周年記念感謝祭を実施した。地球ひろば登録団体 70 団体によるブース出展・活動発表、著名人によるトークイベント等を行い、地球ひろば設立以来最も多い参加者（1,150 名）を得て、多くの市民が地球ひろばの存在を知る好機となった。機構の和文ウェブサイトの 5 月のアクセスログランキングでは感謝祭の記事がトップを記録した。
- **展示機能の改善**：展示スペースを 2 つに隔てていた壁を撤去し、来場者が全ての展示スペースを効率よく見学できるように導線を改善した。また、平面及び球体型 LED ディスプレイを導入し、SDGs について直感的に理解できるインフォグラフィックス等の手法を盛り込んだ映像を映し出すことにより、従来の体験型展示物を有効に活用した展示の改善を行った。
- **SDGs 理解促進への貢献**：SDGs の一般市民への理解促進を図るため、SDGs をテーマにした企画展の開催（2017 年 3 月～9 月）や、新しいシリーズセミナーとして SDGs サロンを立ち上げ、一般市民が SDGs を自分事としてとらえるきっかけを提供している。
- **企画展の開催**（5～9 月）：教育をテーマとし、1.4 万人が来場した（2015 年度 1.1 万人）。
- **セミナー・イベントの開催**：計 62 件を主催した。設立 10 周年記念企画として、地球ひろば登録団体間の交流促進を目的としたセミナーを実施した（10 月、2017 年 2 月）。在京大使館等と協力し、6 か国の展示・写真展・セミナー・料理提供を開催したほか、TICAD VI 関連の展示も開催した。加えて、民間企業等の CSR/BOP 活動に関する展示・セミナーを開催した（計 5 件、参加者 213 名）。
- **近隣居住・勤務者の来館促進**：JR 及び地下鉄市ヶ谷駅に看板広告を設置するとともに、チラシを近隣の大学、公的機関、商店街等に配布し、来館者の掘り起こしを図った。

(3) なごや地球ひろばの取組

- **企画展の開催**：「ぐるぐる循環！水のはなし」（6 月～9 月）、「生きる。暮らす。守る。一つながる世界の命と健康」（2017 年 1 月～4 月）に加え、TICAD VI に合わせた「パネル展－アフリカと世界－」（6 月～9 月）、ブラジルでのオリンピック・パラリンピック開催及び JICA ボランティアの募集時期に合わせた「ボランティア写真展－日本と世界をつなぐ、スポーツのチカラ－」（9 月～2017 年 1 月）を開催した。時宜を得た企画により、各種メディアでの報道にもつながった。
- **地域と連携した事業の開催**：中部地域最大の国際交流イベント「ワールド・コラボ・フェスタ」を地域の国際交流協会と共催したほか、隣接する大学の学園祭や地元企業の市民向けイベント等でのブース出展、地域における国際協力・国際交流団体との共催イベントの実施等を通じ、地域との連携を深めるとともに、地域の国際協力の拠点としての機能も高まっている。
- **グローバル人材育成への取組**：大学生を対象とした「グローバルカレッジ」（年 2 回）や市民と国際協力団体とのマッチングイベント「国際協力カレッジ」の開催、夏休みの親子向けイベントなど

を実施した。また、開発教育指導者研修（初級編・実践編）や教師海外研修の参加者等による、なごや地球ひろば訪問プログラムの利用等を通じて、国際協力人材の裾野拡大に貢献している。

(4) 利用者満足度

- 市ヶ谷ビル地球ひろば：「2. 主要な経年データ」参照
- なごや地球ひろば：体験ゾーン利用者アンケートの結果、団体訪問利用者の100%から5段階評価のうち上位2段階（とても良かった、良かった）を得た（2015年度98%）。また、なごや地球ひろばでの主催セミナーに対し、アンケート回答者の92%から上位2段階（大変良い、良い）を得た（2015年度92.5%）。

2. 貸出展示（サテライト活動）

- 市ヶ谷ビル地球ひろばによる機構国内拠点での貸出展示等：計81件の貸出展示、イベント出展を行った（2015年度73件）。
- 自治体の総合教育センターでの貸出展示：埼玉県総合教育センターと覚書を締結して貸出展示を行っており、2016年度には延べ約4.6万人が訪問した（2015年度約5.5万人）。また、群馬、新潟、千葉県の実習センターでの貸出展示及び栃木、山梨県の総合教育センターでの資料配架を継続した。
- 科学館での貸出展示：全国科学館連携協議会との覚書に基づく貸出展示として、静岡、北海道、長崎の科学館で地球ひろば作成の「生物多様性一人と自然の共存」を、福岡、愛知で「出動！国際緊急援助隊」を展示した。見学者は約8.3万人であった（2015年度約5.7万人）。

3. 情報提供、施設貸出サービス

- 情報提供：市ヶ谷ビル地球ひろばのメールマガジン新規登録件数は1,012件（2015年度1,212件）で、総登録者数は1万1,657件となった。セミナーの告知、ひろばの活動紹介を行うFacebookの「いいね！」5,683人、Twitterのフォロワー2,249人を獲得した（2015年度4,115人、1,628人）。登録団体主催・機構後援イベントもこれら媒体で積極的に広報している。
- 施設貸出（市ヶ谷ビル）：市民団体間の情報交換・交流・連携の促進のため、登録団体にセミナールーム、打合せスペース、メールボックス、展示スペース等を提供している。2016年度末時点で821団体が登録し（2015年度末790団体）、施設貸出件数は646件となった（2015年度691件）。

4. セミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- セミナーの開催：各国内拠点、関係外部機関、イベント会場等で合計6,974件のセミナー等を国内拠点が開催し、市民が国際協力に取り組む機会を提供した（2015年度6,822件）。
- 国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN 2016」ほか：機構は共催者として企画段階から参画し、ブース展示、ステージ発表、ワークショップ等を通じて、開発途上地域の現状や機構の活動を紹介した。2016年度は地球ひろば10周年のアニバーサリーイベントも出展してテーマであるSDGsに沿ったプログラムを多数実施し、イベント全体の来訪者は昨年とほぼ同数の約10万人であった。（2015年10.1万人）（No.13-4参照）。また、例年8月に開催される「子ども霞が関見学デー」では、外務省で環境をテーマとしたブース出展を行うとともに、文部科学省では来場者向けに開発教育のワークショップも行った（来訪者1,600名）。

No.11-4 開発教育支援の質の向上に向けた取組状況

国内外に開発の現場をもつ強みをいかし、児童・生徒向けの事業（出前授業、国内拠点への訪問受入

れ等)、教員向けの研修(教師海外研修等)の双方により開発教育を推進し、事業の質の向上に向けた取組も行っている。

1. 開発教育の実践者に対する研修

国内拠点における企業や地方自治体との連携による事業の業務の増加を勘案し、地方自治体の教員研修センターや NGO 等の既存研修を通じた開発教育支援事業の実施や新たな研修の立上げ等、効果的・効率的な実施に向けた連携強化を図っている。

- **研修実績**：受講者数 1 万 299 名 (2015 年度 9,616 名)
- **埼玉県教育委員会との連携活動の他県への展開**：埼玉県教育委員会のプログラムで機構による開発教育に係る教員研修を実施してきた経験を他県にも展開した結果、千葉県、新潟県が実施する教員研修の一部で、機構職員による講義を実施することとなった。特に千葉県では、小中学校 5 年次研修、中学校初任者研修、国際理解研修で 1,000 名以上の教員に対する研修実施につながった。

2. 教師海外研修の実施、過年度参加者へのフォローアップ

- **研修実績**：実施 18 件、参加者計 138 名 (2015 年度 20 件、163 名)
- **教師海外研修過年度参加者へのフォローアップの実績**：外務省 ODA 評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応として、地域に構築された教員などの「核」と「ネットワーク」を維持・拡大する取組を全国及び各地域の双方のレベルで実施している。
 - 全国レベルの研修及び実践報告：8 月、2017 年 2 月に東京で実施し、教師海外研修から帰国後も熱心に開発教育を実践している教員 23 名が参加した (2015 年度 26 名)。
 - 地域での研修事例：横浜国際センターで実施した開発教育指導者研修 (2017 年 1 月) では、過年度の教師海外研修参加者 8 名がファシリテーター等の指導側となり、開発教育の授業づくりグループワークを実施した。また、教師海外研修の過年度参加者で結成された教員ネットワークグループでは、小学生を対象にネパールを題材とした開発教育の取組を行い、よこはま国際フォーラムで活動報告を行った。

3. 教員ネットワークの活性化を通じた地域での開発教育の推進

- **ネットワーク協議会**：教師海外研修参加者を含め、国際理解教育／開発教育を実践する教員が形成している教員ネットワークの関係者を集めた「ネットワーク協議会」を 2017 年 1 月に開催し、教員 25 名、NGO から 4 名が参加した (2015 年度 26 名)。
- **開発教育メールマガジンの発信**：2015 年度より配信を開始した「開発教育メルマガ」の登録者数は 674 人となった (2015 年度 530 名)。

4. 出前講座、訪問プログラム、エッセイコンテスト、グローバル教育コンクール等の実績

- **国際協力出前講座**：JICA ボランティア、機構職員、研修員等の協力の下、2,216 件を実施した (2015 年度 2,038 件)。出前講座の質の向上のため、講師向けの手引きを作成した。東京国際センターのテーマに応じた資料のひな形や全国向け講習会の取組に係る資料を公開し、他地域での活用を図った。
- **JICA 訪問プログラム**：国際協力の意義や開発途上地域の現状を伝えることを目的に、計 1,513 校の訪問を受け入れた (2015 年度 1,469 校)。満足度アンケートでは、回答団体の 98% (2015 年度 98%) が 5 段階評価の上位 2 段階 (とても良かった、良かった) とした。
- **国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト**：SDGs をテーマとした結果、昨年度から 1 万件以上の増加となる過去最多の 8 万 814 作品の応募を得た (内訳：中学生の部 5 万 727 作品、高校生の部

3万87作品、2015年度6万9,755作品)。中学生・高校生の約80人に1人が応募する結果となり、各学校で生徒自身がSDGsを考えるきっかけ作りに貢献したと推察される。

- **グローバル教育コンクール**：写真部門203作品、グローバル教育取り組み部門77作品の計280作品の応募を得た。(2015年度 241作品、91作品、計332作品)

5. グローバル人材育成支援

- 公開シンポジウム「世界潮流から考える日本の教育のミライ」を開催した。シンポジウムには鈴木寛氏（元文部科学副大臣）やグローバルティーチャー賞トップ10に日本人として初選出された高橋一也氏も登壇し、140名が参加した。時代の流れから国際理解教育が大きなムーブメントになる旨が発表され、関係者による今後の活動のさらなる活性化と連携に向けた貴重な機会となった。
- 全国の教員が容易かつ効果的に開発教育を実践できるよう、授業内で活用できる映像を4テーマ作成（紛争・難民、イスラム、教育、ODA）し、合わせて授業案を検討した。
- 各国内拠点では、開発教育支援事業を通じ、各地域におけるグローバル人材育成にも貢献している。
 - ▶ **JICA 二本松**：生徒全員が東日本大震災・福島第一原発事故からまだ避難中（被災者）である「ふたば未来学園（SGH指定校）」に対し、2泊3日のグローバルキャンプを実施し、災害からの復興を果たすグローバルリーダーの育成に貢献した。

6. ウェブサイトの拡充

- **実績**：開発教育のウェブサイトを開発教育・国際理解教育サイト（先生のお役立ちサイト）を新設したことにより、ページ閲覧数は19.7万件（2015年度16.8万件）となった。

No.11-5 開発教育・国際理解教育の推進のための文部科学省等との連携状況

学校教育における開発教育や国際理解教育の位置付けを高め、授業でも開発教育が扱われることも目指して、文部科学省や自治体の教育委員会との連携や、学習指導要領と開発教育の関連付け等に積極的に取り組んでいる。

1. 文部科学省との連携

(1) 次期学習指導要領改訂作業への貢献

市ヶ谷地球ひろば所長が中央教育審議会の専門委員として、次期学習指導要領改訂に向けて実施された「中教審初等中等教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」に参加し、2015年12月より2016年6月まで計14回の会合に参加した。これらの会合の結果を踏まえ、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（案）」（2016年8月教育課程部会）及び「幼稚園、小学校、中学校、高等教育及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016年12月中央教育審議会）が取りまとめられ、文部科学省より学習指導要領の改訂案が公表された（2017年2月）。会合を通じた主な取組・成果は次の通り。

- **機構の知見・経験に基づく提言**：日本が行ってきた途上国への貢献や難民や紛争などの現代のグローバルな課題を高校生が知り、考察することの重要性を提言した。また、機構、国際機関、NGO等の外部機関を学校現場がより活用を進めるべき旨を提言した。なお、発言に当たっては、開発教育の知見のあるNGOからの意見も参考にした。
- 上記の内容も反映し、以下のとおりの結果となった。
 - ▶ **「歴史総合」**：4つの大項目の一つとして「グローバル化と私たち」が設定され、国際社会を背景とした人々の生活や社会の在り方、国際関係の変化を扱うこととなった。

- 「**地理総合**」：3つの大項目の一つとして「国際理解と国際協力」が設定され、世界の多様性のある生活・文化の理解や、地球規模の諸課題とその解決に向けた国際協力の在り方を考察させることとなった。
- 「**公共**」：「持続可能な社会づくりの主体となるために」という項目で、文化と宗教の多様性や国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探求する学習を行い、その解決に向けてどのように主体的に関わるかを考えさせることとなった。

(2) 文部科学省との連携による開発教育支援事業

- **教師海外研修・教育行政担当者コースの実施**：ルワンダ、スリランカ、カンボジアに計3件のコースを実施し、文科省から2名、17都道府県から18名が参加した。全参加者が所属先等で報告会を実施したほか、所属先で国際理解教育の実践に係る調査実施や JICA の開発教育イベントでの講演など、研修の結果をその後の活動につなげた参加者もいる。
- **文部科学省著作刊行物への寄稿**：初等教育資料に加え、2016年度の中高等教育資料にも、JICA 開発教育支援事業を活用した教員の実践事例等を紹介した。
- **スーパーグローバルハイスクール (SGH) への協力**：文部科学省に指定された SGH に対して各国内拠点を通じて支援している。9月に発表された SGH 中間評価 (2014年度指定校) で最も高い評価を得た高校4校 (56校中の4校) に対しても、学校が取り組むグローバルな社会課題研究に関し、機構の開発教育支援事業を通じて貢献した。
- **こども霞が関見学デー**：文部科学省のプログラムの中で、TICAD VI と絡め、アフリカ・マラウイの出前講座を実施した。25人の児童・生徒及び父兄が参加し、好評を得た。

2. 地方自治体、総合教育センター等との連携による開発教育支援事業

- **オリンピック・パラリンピック教育への貢献**：東京都教育委員会のオリンピック・パラリンピック教育推進支援事業に、出前講座のメニュー (ボランティア経験者・長期研修員) を提供した。小・中学校を対象に、11件の出前講座を実施した。
- **茨城県教育委員会**：茨城県教育委員会との連携を深め、1か年の長期社会体験研修 (インターン) 受入れ、茨城県教育研修センターにおける展示の開催や、教育委員会との定期協議会を開始した。加えて、2017年度より6年次研修でのグローバル人材育成にかかる講師派遣等、新たな連携を構築している。
- **沖縄県**：「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、沖縄県主催「おきなわ国際協力人材育成事業」に協力した。機構在外事務所も協力し、39名の高校生をラオス、ベトナム、スリランカに派遣した。若者の開発途上地域の現状や国際協力への理解を深める機会として非常に有用であり、沖縄県からも高い評価を得た。
- **埼玉県教育委員会**：(No.9-4 参照)

3. NGO との連携による開発教育支援事業：(No.9-1 参照)

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き NGO、教育機関及び地方自治体等との意見交換を通じ、市民参加協力事業の裾野の拡大及び、これら事業の開発効果の拡大に向けた取組に期待したい。また、草の根技術協力事業等 JICA の市民参加協力事業のため海外で活動する NGO、教育機関及び地方自治体等関係者について、十分な安全対策を講じるよう要請する。

<対応>

国内拠点、海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の徹底や、各担当者の能力強化を通じ、応募、採択後、案件実施中の各段階でのコンサルテーションの強化を図り、また、事業効果確認のための調査を新たに開始し、市民参加協力事業の開発効果の拡大に取り組んだ。なお、コンサルテーションの一環として、NGO 等活動支援事業の制度を見直し、本部だけでなく国内拠点や海外拠点がプログラムを企画できることになり、各地域や国の状況や NGO 等のニーズを踏まえた支援を行える制度とした。

安全対策については、安全対策研修の実施や NGO-JICA 協議会等で「国際協力安全対策会議最終報告書」を踏まえた機構の安全対策の説明及び意見交換を行った。草の根技術協力事業及び JICA 基金について、安全対策に係る研修を導入すると共に研修参加旅費を含む安全対策費用の負担や契約書の見直し等を行い、国内拠点を通じて団体に周知した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.12	開発人材の育成（人材の養成及び確保）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成28年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎PARTNER 新規登録者数（人）	1,500	1,366	1,671	1,808	1,704	1,801	1,651
◎PARTNER 新規登録団体数（団体）	65（2012） 85（2013～）	94	125	133	139	125	128
◎PARTNER 情報提供件数（件）	2,300	2,308	2,757	3,064	3,376	3,501	3,782
◎キャリア相談件数（件）	200	147 ¹	214	255	256	226	264
◎能力強化研修修了者（人）	270	253	255	330	323	488	560
◎インターン受入人数（人）	30（2014） 90（2015～）	29	28	40	94	108	105

◎2016年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p> <p>中期計画</p> <p>（第一段落は、中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。 <p>年度計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘による新規登録者の獲得を進める。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。 ② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、中小企業支援、強靱な保健、障害と開発等の課題を踏まえた柔軟なコースを新規に設け、研修を実施する。 ③ 機構事業を含む日本の国際協力に携わるグローバル人材の裾野拡大のため、大学生、大学院生及び医療人材を対象としたインターンを2015年度と同規模で実施する。 <p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規人材登録者数：1,500人、新規登録団体数：85団体、情報提供件数：2,300件、キャリア相談（対面）人数：200人 ・能力強化研修参加者数：330人 ・新規課題コースの実施 ・インターン受入人数：90人

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>1. 国際協力人材センターの情報発信機能強化</p> <p>国際協力人材の裾野拡大に向け、PARTNERの利用拡大に向け、女性のニーズに対応したセミナー</p>

¹ キャリア相談件数は対面による相談件数で相談後にアンケートを行ったもの。基準値は2011年度実績値。

の充実や地方自治体や中小企業への登録推奨等を行った結果、個人登録者数 23,423 件（国際協力人材登録者数 10,756 件、簡易人材登録者数 12,667 件）、うち新規国際協力人材登録者数 1,651 件、キャリア相談件数 264 件、PARTNER サイトへの訪問件数 721.6 万件を達成し、いずれも年度計画の目標値を上回った。

2. 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施

23 コース、計 26 回を実施して 560 名が参加し、年度計画の目標を上回った。開発ニーズへの対応と開発協力人材が不足する分野での能力強化を図るため、金融、ジェンダー、ガバナンス、人道・緊急支援等の計 10 コースを新設した。

3. インターンの実施

計 105 名（うち一般・開発コンサルタント型 98 名、医療職型 4 名、博士型 3 名）が参加し、年度計画を上回った。

<課題と対応>

多様化する援助ニーズに応えられる人材を養成・確保するため、PARTNER を通じた情報発信を強化し、PARTNER 新規登録者を拡充する。また、援助人材ニーズに合致した新規の能力強化研修コースの設置等を含めた取組を推進する。

3-3. 業務実績

No.12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 人材と国際協力・JICA をつなぐ PARTNER の一層の活用

(1) PARTNER の利用実績

- PARTNER の個人登録者数は 23,423 件（国際協力人材登録者数 10,756 件、簡易人材登録者数 12,667 件）となり、うち新規国際協力人材登録者数は 1,651 件で目標値（1,500 件）を上回った。
- PARTNER 登録団体数は、1,090 件（国際協力登録団体 948 件、簡易登録団体 142 件）、うち新規登録団体数は 128 件であり、目標値（85 件）を上回った。
- PARTNER で情報提供した今年度の求人件数は 3,782 件で、目標値（2,300 件）を上回った。
- なお、ウェブサイト全体の訪問数は年間 721.6 万件となり、2015 年度（724.3 万件）とほぼ同等の訪問者数となり、訪問者数を維持している。

(2) PARTNER 登録人材の能力向上に向けた情報発信の強化

- **能力強化研修のウェブ化**：PARTNER 登録者の能力向上を目的に、能力強化研修の一部をウェブで受講可能とし、登録者に提供・周知した。
- **セミナーの開催**：国際協力キャリアの理解促進を目的とした「国際協力人材セミナー」、環境分野の潮流や中小企業海外展開支援事業など個別のテーマに関する理解深化のための「ジョブセミナー」、国際協力の分野でワーク・ライフバランスを実現しながら働き続けるための環境整備に向けた「ワーク・ライフバランスワークショップ」をそれぞれ 3 回開催した。
- **PARTNER の情報拡充**：2016 年度は特にワーク・ライフバランスの情報を拡充した。仕事と私生活を両立させている内外の関係者の経験談やコラムを定期的に更新し、メールマガジン等で発信した。

(3) キャリア相談の実施

- キャリア相談（対面）件数は 264 件となり、目標値の 200 件を上回った。夜間及び休日のキャリア相談を継続するとともに、2016 年度は参加者にとって望ましい開催時期を過去の実績から分析し、求人情報閲覧回数が増加する時期（5 月、1 月）にキャリア相談会の周知、開催を強化した。

2. 連携の拡大と PARTNER 利用者の発掘状況

(1) 海外展開を志向する中小企業や国際協力経験者の活用を志向する地方自治体等の取り組み

- **裾野拡大の取組**：PARTNER を通じた裾野拡大に向け、国内の国際協力・交流イベント等に参加して広報を行うとともに、地方自治体や民間企業に PARTNER について説明した。
- **地方自治体の裾野拡大**：地域おこし協力隊や中小企業への青年海外協力隊経験者活用に関して PARTNER の機能紹介を通じて説明し、地方自治体の PARTNER の活用を促進した。特に、石川県のいしかわ就職・定住サポートセンターや徳島県のもうかるブランド推進課では中小企業向けセミナーにて PARTNER 紹介が取り入れられるなどの活用につながった。
- **中小企業の裾野拡大**：民間企業及び NGO 等に対し、団体にとっての PARTNER 活用のメリットを紹介した。特に、6 月に業務提携に関する覚書を締結した滋賀銀行との連携に際し、取引のある関連企業が海外展開する際の人材確保に有益であるとして PARTNER の登録を勧奨した。

(2) 大学連携

- 国際関係学部等が設置されている 55 大学の就職課及び広報課に PARTNER に係る説明を行い、40 大学が学生向けに PARTNER ポスター及びリーフレットを設置した。特に、北海道大学では大学主催の国際協力イベントで国際協力人材セミナーを開催し、約 50 名の登録につながった。

(3) PARTNER 利用者の発掘

- **若手人材の利用拡大に向けた広報**：若手社会人及び大学生・院生を対象として広報した。特定の分野課題における人材拡充を目的に年 3 回実施するジョブセミナーでは、ターゲットとなる人材の関心及び参加しやすさを考慮し、初めて地域編（アフリカ）を開催した。また、「学生向けおすすめ情報」ページを PARTNER 内に新規開設し、中学生から大学生をターゲットに、国際協力に係る基本情報から業種に係る事項まで幅広い情報を提供している。今後、さらに本内容を拡充していく予定としている。
- **国際協力キャリア就職相談会**：外務省主催のグローバルフェスタや一般社団法人海外コンサルタント協会（ECFA）主催のキャリア就職相談会、株式会社国際開発ジャーナル社の国際協力キャリアフェア等、国内各地の 15 件のイベント等で国際協力キャリアを説明すると共に、PARTNER の紹介・活用促進に取り組んだ。
- **安全対策研修**：新設された同研修の動画を 10 月末に PARTNER に掲載し、年度内に 7,126 件のアクセスがあった。

No.12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

- **能力強化研修の実施**：23 コース、計 26 回を実施し、560 名が参加し、年度計画の目標値を上回った（2015 年度 19 コース計 24 回、488 名）。多様な援助ニーズに応えるため、2016 年度は中小企業支援、強靱な保健、障害と開発等、以下の 10 コース（計 12 回）を新設、開講した。①中小企業海外展開支援事業に関する基礎講座（2 回実施）、②国際保健規則コア能力強化－強靱な保健システム構築に向けて、③障害と開発－開発プロセスへの障害者の参加に向けて、④金融包摂と貧困削減、⑤ジェンダー主流化、⑥基礎教育（カリキュラム・教科書・アセスメント）、⑦ガバナンス（地方行政）－日本と途上国の連携による地方創生、⑧母子手帳を活用した母子継続ケア人材養成、⑨有機農業技術（一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会共催）、⑩人道&緊急支援の国際基準

トレーニング（国際協力 NGO センター（JANIC）/JQAN²共催、2回実施）。

- **他機関との連携**：海外農業開発コンサルタント協会や JANIC と連携し、他団体と機構のリソースをいかした共催事業を実施した。結果、機構の知見だけでは提供が難しい研修を参加者に提供でき、援助ニーズに応えられる人材の養成に貢献することができた。

No.12-3 インターンの実施状況

- **インターンの実施実績**：合計 105 名の受入を達成した（うち一般・開発コンサルタント型 98 名、医療職型 4 名、博士型 3 名。2015 年度合計 108 名）。
- **インターン拡大に向けた取組**：より多くの学生へのインターンシップ機会を提供するため、合格水準には達しているものの募集枠を超えて受入が難しいと判断された応募者を「有資格者」として登録し、合格者が辞退した場合の繰上合格の対象とした。その結果、43 名（一般・開発コンサルタント型 40 名、中期インターン 3 名）を有資格登録し、うち 2 名（一般型）を繰上合格として派遣した。また、大学の休学やギャップイヤーを活用した長期の海外実習がグローバル人材を育成する手段として認知され始めていることを受け、中期インターンを新設した。12 名の募集に 36 名が応募し、選考の結果 16 名の派遣が決定した。合格者は来年度派遣し、3～8 か月のインターンシップを実施する予定である。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、PARTNER への新規登録人材の獲得に向けた取組を行うとともに、SDGs への取組を含む新たな開発課題に対応した人材の養成・確保に向けた取組を期待したい。

<対応>

国際協力人材セミナーやジョブセミナーの場で、SDGs を含む新たな開発課題に対応できる人材の養成・確保を目指した情報発信を行うと同時に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや気候変動対策等、関連テーマの能力強化研修を実施し援助ニーズに応えられる人材養成に努めた。また、PARTNER を活用し、JICA 地球ひろばが実施する SDGs 関連セミナーの広報を積極的に行った。

² 支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク（J-QAN：Quality & Accountability Network in Japan）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.13	広報
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
イベントの参加者数			220,501	297,004	271,032	213,000	491,321
ウェブサイトアクセス数 （日英ページ合計閲覧数：万）			3,170	4,032	4,262	4,250	4,059
ソーシャルメディア実績（日本語、 外国語合計 Facebook ファン数）			619	6,998	14,409	22,598	28,655
ODA 見える化サイト掲載案件の更新数						新規	1,737
ODA 見える化サイトの案件掲載数 （新規/累計）			704/ 1,508	916/ 2,424	695/ 3,119	330/ 3,449	343/ 3,792
ODA 見える化サイトページ閲覧数			707,053	731,984	924,170	922,349	1,036,825
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			10	10	18（注）	18	18

（注）2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p> <p>中期計画</p> <p>（i）ODA の現場を伝える広報 （中期目標と同一のため省略）</p> <p>（ii）「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。</p> <p>年度計画</p> <p>（i）ODA の現場を伝える広報</p> <p>機構全体の基幹業務として、機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を効果的に実施する。TICAD VI や伊勢志摩サミットの機会を捉えて、記者向け勉強会の開催やウェブサイトでの特集企画を含め、複数のメディアを組み合わせた戦略的な発信を行う。</p> <p>（ii）「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>「ODA 見える化サイト」を通じ、よりタイムリーな対外発信を行う。</p> <p>主な評価指標</p> <p>（定性的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TICAD VI に関するウェブサイト連載企画の実施 <p>（定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ODA 見える化サイト掲載案件の更新数：500 案件

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、初のアフリカ開催となった TICAD VI 等の機会に、関心の高いテーマやコンテンツに係る創意工夫や、様々な広報媒体の活用等</p>

による戦略的な広報を展開し、多数の報道実績や Facebook ファン数等の増加につなげる等、以下のような成果があった。

1. ODA の現場を伝える広報

1-1. TICAD VI や伊勢志摩サミット、リオ五輪等の機を捉え、機構の取組の成果を中心に据えつつ、それぞれのテーマに沿った重点的な発信を行った。特に、TICAD VI の開催に合わせてアフリカ向けの広報を強化するとともに、日本国内でもアフリカに関心がある層や、アフリカに関する知識や接点の少ない層それぞれに有効なコンテンツやアプローチを選択して広報を展開した。

- ▶ アフリカ向け広報では、海外メディア本邦招へいプログラムに参加した記者を活用した現地メディアを通じた報道（タンザニア）や、事務所設立や JOCV の周年記念にあわせた発信（カメルーン）、また、メディアに対する技術支援を兼ねた現地報道の実現（南スーダン）等、各海外拠点の創意工夫による広報により多数の現地報道につながった。
- ▶ 国内向け広報では、日経ビジネスと連携したウェブサイト連載企画や、国内の生放送番組の出演や各メディアの現地取材への対応、国内拠点からの発信を通じ、国内のビジネス層の関心を喚起させる報道につなげた。日本とアフリカのつながりをインフォグラフィックで紹介したほか、スポーツ等の身近なテーマによるアフリカでの取組の紹介、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」や SNS の積極的な活用を通じ、特に若年層を中心に一般層のアフリカに対する理解や関心を高めた。

1-2. その他、様々な発信機会を捉え、これまでの機構の取組の成果を中心に据えて発信した。

- ▶ リオ五輪では、五輪選手を支援する JOCV や南スーダン選手団初の五輪出場支援等の取組が大きく報道された。
- ▶ 母子手帳では、機構専門員に焦点を当てた報道が、第 10 回母子手帳国際会議の前後を通じて様々なメディアを通じて継続して行われた。

1-3. 広報誌や SNS、ウェブサイト、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」等を活用し、国内外の一般市民に対してわかり易い広報を実施した。

- ▶ 他ドナーや公的機関等の動向をレビューの上、デジタルメディア発信体制を抜本的に見直し、SNS の強化を中心に据えて組織的な発信基盤を整備した。結果、カンボジア事務所での創意工夫による取組による効果的な広報等もあり、Facebook のファン数が年度当初比で日本語・英語共に大幅に増加、YouTube 再生回数も約 3 倍増となった。
- ▶ 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、スマートフォン最適化やソーシャルハブの導入等の成果により、20 代までの若年層を中心にウェブサイトの訪問数やページ閲覧数が大きく増加し、若年層への訴求力の向上につながった。
- ▶ 海外での広報では、モデルやスポーツ選手など現地に発信力のある人物を広報アドバイザーとして起用し、一般市民の機構や機構の活動に係る認知度向上を図った（南スーダン、タンザニア）ほか、現地の人気キャラクターを活用した動画作成により、機構支援の意義や取組を多数の一般市民に伝える（カンボジア）等、創意工夫による効果的な広報を展開した。

1-4. 機構理事長とのメディア懇談会や、本部や国内拠点での記者勉強会等を通じて、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を実施した。

- ▶ マスメディアにおける ODA や機構に関連した記事は、ダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても過去最多の報道となった。
- ▶ 地域金融機関との覚書締結の機会を捉えた地域メディアとの関係強化や、国内拠点の発信力強化の取組の結果、国内の地方紙での ODA や機構に言及した記事も前年度比増となった。

2. 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「ODA 見える化サイト」を通じた対外発信については、1,737 件の掲載案件を更新した。

<課題と対応>

引き続き、SNS やウェブサイトも有効に活用し、関心を持ってもらいやすい話題や動画の発信を通じて、国内外で関心の高いイベント等の時宜を得た発信を行う。

3-3. 業務実績

No.13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 広報活動の戦略性の強化

日本国内の一般市民を対象とした国際協力に関する「一般広報」と、マスメディア、アカデミア、経済界等のオピニオンリーダー層を対象とした ODA に関する「専門広報」を両輪として広報活動を推進している。2016 年度は様々な発信機会を捉え、これまでの機構の取組の成果を中心に据えて発信した(重点的なテーマや取組は表 13-1 参照)。加えて、地方創生に貢献する中小を含む民間企業、自治体、NGO などとの連携事業の本部・地方での発信に努めた。発信にあたっては、20 代までの若者層への訴求力を高めるべく、Twitter や Facebook も活用した。

表 13-1 2016 年度の主な広報活動の重点テーマ

主な発信機会	主要テーマ
TICAD VI	アフリカが抱える課題やポテンシャルと日本の関係
伊勢志摩サミット	感染症対策、母子保健、UHC、世界の難民問題と日本の関係等
リオ五輪	開発と平和のためのスポーツ協力
マグサイサイ賞受賞	青年海外協力隊の活躍
母子手帳国際会議	世界で「生命のパスポート」と呼ばれる日本発の母子健康手帳を通じた協力
世界津波の日	日本の自然災害の経験・教訓を活用した世界の防災・減災への貢献
COP22	日本の優れた環境技術を活用した気候変動対策への協力
国際女性の日	災害対策や平和構築分野で女性の視点で社会を変える取組や、女性への暴力の連鎖を断ち切る協力

(1) TICAD VI に関する戦略的発信

初の TICAD アフリカ開催の機を捉えてアフリカ向け広報を強化し、日本国内でも本邦企業や若年層を中心にアフリカ開発への理解と関心を高めるために戦略的な広報を展開した。

- **アフリカ向け広報**：アフリカ諸国における日本のプレゼンス強化を重視し、日本との関係性構築の可能性のある政府・民間教育・NGO 等を対象に、機構の協力事業の売りとなる「人づくり」や「協力の質」、「主体性の尊重」等に係る情報を、アフリカ現地メディアを効果的に活用して発信した。
 - **主な取組・実績**：各在外事務所での現地メディアを通じた発信や、アフリカ現地メディアの日本への招へい等を実施した結果、現地メディアによる報道 947 件につながった。
 - **海外メディア本邦招へいプログラム (6 月～7 月)**：アフリカ 14 か国の新聞記者 14 名を招き、アフリカの開発課題に貢献する日本の経験をテーマとした取材の場を提供した。その結果、アフリカと日本との経済関係や、日本の廃棄物処理の現状などに係る 46 件の報道につながった。また、14 名中 6 名が TICAD VI 会合を取材し、40 件の記事を執筆した。
 - **在外事務所による現地メディアを通じた発信例**：タンザニアでは、上記プログラムに参加した記者と契約し、インフラ、地方開発(農業)、人材育成を主なテーマとした記事執筆を依頼した結果、現地主要 3 紙に計 9 回の機構紹介記事が掲載された。カメルーンでは、事務所設立・JOCV 派遣 10 周年の機会も捉え、国営ラジオテレビ放送局による機構協力のビデオを制作し、国営放

送での放送（2回）につなげた。南スーダンでは、テレビ・ラジオ組織能力強化の技術協力プロジェクトと連携し、南スーダン公共放送の4名をケニアに派遣し、報道のOJTを兼ねてTICAD VI本会合やサイドイベント、バイ会談等を取材・報道した。結果、SHEPの紹介や要人面談等が公共放送のテレビ・ラジオで報道された。

- **アフリカ関心層（日本国内）向け広報：**アフリカ進出やアフリカ支援の担い手となり得る本邦企業や学生等を中心に、アフリカ政治・経済の実情やビジネスの潜在性等に係る情報を発信した。特に、理事長によるトップ広報では、日本のアフリカ開発と平和への貢献の重要性を発信した。また、記者勉強会やメディア懇談会でもTICAD VIを題材として、マスメディアによる発信につなげた。加えて、TICAD VI前後の本邦メディアによるアフリカ取材にも協力したほか、国内拠点でも企業やメディアを対象に情報を発信した。
 - **主な取組・実績：**TICAD VI関連の報道のうち、53件で機構についての言及があった。
 - **TICAD VIに関するウェブサイト連載企画：**TICAD VIの事後広報として、ビジネス層向け広報企画「アフリカビジネス入門」を日経ビジネスと連携して展開した。鮫島弘子氏（起業家、デザイナー。元JOCV）を起用し、機構の民間連携スキームを活用する企業を多数紹介しつつ、週刊誌、オンラインマガジン等でアフリカに進出する企業の最前線を発信した（11月から2017年3月までに5回連載。2017年3月末現在3.2万PV）。
 - **マスメディアを通じた発信例：**アフリカと日本のつながりを考える生放送番組に機構職員が出演し、アフリカにおける日本の協力の評価等を発信した（8月BS朝日「いま世界は」）。また、ケニア、モザンビークでの現地取材に対応し、日本の官民による回廊開発や地熱開発等（8月日経新聞「ニュース解剖」）やケニアのBOPビジネス分野で活躍するJOCVのOBへの取材を通じ、アフリカ市場開拓に向けJICAボランティアを企業が積極活用すべきとの記事が掲載された（9月日経新聞「経営の視点」）。また、日刊工業新聞で8月から連載を開始した「JICAの現場から」では、隔週で各国事務所長による寄稿を実施しており、TICAD VIの機を捉えて、アフリカから開始した。その後、中南米、アジアへと継続している。
 - **国内拠点を通じた地方での取組例：**関西国際センターでは、在外事務所長会議の機会を活用し、エジプト、エチオピア、モザンビークの各所長とともに、民間企業を対象としたアフリカ・セミナーを実施した（4月）ほか、関西地域のメディアを対象に記者勉強会を開催した。
 - **アフリカの特派員に対する勉強会の実施：**南アフリカ・ヨハネスブルクの特派員向けに南アフリカ諸国における協力について記者勉強会を実施した（7月）。
- **一般層（国内）向け広報：**アフリカに関する知識や接点の少ない層を対象に、アフリカ理解の底上げと潜在的関心層の拡大に向け、社会や文化・スポーツ等のアフリカに対する関心を喚起させるようなアプローチやコンテンツの選択を行った。
 - **広報誌等の活用：**アフリカ特集（7月）では、日本とアフリカのつながりについて、インフォグラフィックを用いて発信した。また、TICADに関するパンフレット（一般層向け、アフリカ民間連携）や写真パネルを作成し、様々なイベント等で活用した。
 - **ウェブサイトやSNSの活用：**機構のウェブサイト内にアフリカ特設サイトを設置し、国内拠点や在外拠点を含めた記事を集約的に発信した。また、「元気なアフリカをもっと身近に」をテーマに、アフリカの素顔をFacebook、Twitter、YouTubeを通じて発信した。
 - **国内拠点を通じた地方での取組例：**関西国際センターでは、兵庫県国際交流協会と共催している映画鑑賞会のテーマを「アフリカ」として、映画上映とアフリカにおけるUNDOUKAI（運動

会)の紹介を含めた講演「スポーツと開発」を実施した。また、上映後にはアフリカの研修員と市民との交流会を開催した。中国国際センターではJETROと岡山県と共催で3回にわたる勉強会を開催した。中小企業支援事業を実施している岡山の企業による講演等を行い、会社員、主婦、大学生等幅広い層のアフリカ理解を促進した。

(2) 訴求力のあるテーマ（伊勢志摩サミット、リオ五輪等）に関する戦略的発信

- **伊勢志摩サミット**：サミット開催に向け、感染症対策、UHC、母子保健等を中心に事業成果を発信した。外務省サミット準備局と連携し、「感染症対策」、「母子手帳」、「質の高いインフラ」をテーマとした事業紹介パネルを制作し、サミット会場のメディアセンターに展示した。
- **リオ五輪**：記者勉強会を実施し、五輪選手を支援するJOCVや南スーダン選手団初の五輪出場支援等の情報を発信した（6月）。結果、サモア・柔道隊員（サモア柔道代表監督としてリオに同行）が毎日新聞の「コラム発信箱」で取り上げられたほか、NHKの開会式（入場行進）中継での言及につながった。各国のJICAボランティアのスポーツ分野における活躍は産経、朝日、毎日新聞等で記事化された。南スーダン選手団については産経新聞、共同通信より地方紙等に掲載された。
- **青年海外協力隊のマグサイサイ賞受賞**：(No.10-3 参照)

(3) 理事長によるトップ広報（講演、スピーチ、ウェブ発信、記事化）

- **理事長と主要マスメディアとの懇談**：①世界人道サミット、伊勢志摩サミットからTICADVIへ（6月）、②就任後1年を振り返って、今後の取組方針（安全対策、人材育成事業）（10月）、③ASEAN地域への協力の最新動向（2017年1月）をテーマにメディア懇談会を計3回開催した。結果、母子手帳を通じた母子の健康改善に向けた協力が毎日新聞「コラム発信箱」や朝日新聞「私の視点」で発信された。
- **トップ広報**：日本が長年の協力を通じて得た信頼、スポーツを通じた平和と開発への貢献、日本での開発途上地域の人材育成の重要性、安全対策の更なる強化と地方や民間との連携重視を、『外交』7月号、毎日新聞「そこが聞きたい」（9月）、文部科学省主催のスポーツ・文化・ワールド・フォーラムのスポーツ大臣会合での講演（10月）、産経新聞「リーダーの素顔」（11月）、文藝春秋（2017年新年特別号）、読売新聞「地球を読む」（12月）等で一貫して展開した。

No.13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 各種媒体を通じた発信

(1) SNS、ウェブサイトを活用した発信・広報

表 13-2 ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績

	ページ閲覧数	Facebook (ファン数)	Twitter (フォロワー数)	Youtube (再生回数)
2017年3月	日：3,513万PV (-6.5%)	日：16,585人 (+45.6%)	日：29,830人 (+7.8%)	日：113,701回 (+17.8%)
	英：546万PV (+10.5%)	英：12,070人 (+52.5%)	英：5,040人 (+7.8%)	英：186,543回 (+181.0%)
2016年4月	日：3,756万PV	日：11,390人	日：27,669人	日：96,495回
	英：494万PV	英：7,911人	英：3,638人	英：66,375回

- **実績**（表 13-2）：特に Facebook ファン数は、2016年度当初比で日本語サイトで46%増、英語サイトで53%増と大幅増、YouTube再生回数も英語サイトで約3倍増となった。他ドナーや公的機関

などの動向をレビューし、デジタルメディア発信体制を抜本的に見直し、SNSの強化を中心に据えて組織的な発信基盤を整備したことがFacebookのファン数増加につながったと考えられる。

(2) 広報誌を通じた発信

- **実績**：日本語版12号（月刊、3.5万部）、英語版4号（季刊、1万部）を発行し、全国の図書館等に配布した。TICAD VIの機を捉えたアフリカ特集（7月）等、時宜を得た特集テーマとした。

2. 国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」を通じた発信

- **主な実績**：アフリカや海外ボランティアを主な展開テーマとした活動を展開した。特に、2015年度末に実施したリニューアル（スマホ最適化、ソーシャルハブの導入等）や20代までの若年層をターゲットとしたイベント等の効果により、18-24歳が最多ユーザー（2017年3月時33%。2016年3月時の最多ユーザーは25-34歳で29%）となり、ウェブサイト訪問数は前年度比1.7倍、ページ閲覧数も前年度比1.2倍となった。（表13-3）

表13-3 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の主な実績

	Web 訪問数 (年間)	ページ閲覧数 (年間)	Facebook (年度末)	Twitter (年度末)	サポーター数 (年度末)
2017年度末	312,157人	588,363PV	約32,000人	5,400人	98,000人
2016年度末	176,786人	509,300PV	約32,000人	4,900人	96,000人

- **著名人を通じた発信**：著名人メンバー12名を11か国に派遣した（JICA オフィシャルサポーター2名含む、うちラオス2回）。現地取材結果はマスメディアやイベント等を通じて発信した。例えば紺野美沙子氏をTICAD前にケニアに派遣し、アフリカとのビジネス連携をテーマに日経ビジネス誌やBS-TBSで発信した。永島昭浩氏がキャスターを務める「みんなのニュース weekend」（フジテレビ）では、不発弾処理支援やスポーツを通じた交流など、同氏のラオス視察の様子が放送された。
- **イベントを通じた発信**：20代までの若年層をターゲットとしたイベントを重点的に実施・出展した。イベント数（主催、協力等）は78件、参加者数は約49.1万人（2015年度109件、約21.3万人）に上った。主に著名人メンバーを活用した企画を実施し、開発途上国視察の様子を伝え、国際協力を身近に感じながら自分にできることを参加者が考えるきっかけづくりの場としてアピールした。
- **国際協力フェスティバルへの参加**：SDGsに沿ったプログラムを多数実施したほか、著名人（倉木麻衣氏、広瀬アリス氏など）によるステージ企画を通じ、開発途上地域の現状や国際協力の意義などを紹介した。各フェスティバルの来場者は、東京（グローバルフェスタ）約10万人、名古屋（ワールド・コラボ・フェスタ）約8.3万人、大阪（ワン・ワールド・フェスティバル）約2.5万人となった。（2016年度約10.1万人、約7.8万人、約2.4万人）（No.11-3参照）
- **学生レポーター制度の導入**：若年層向け発信強化の一環として学生レポーターを初めて募集し、13人を任命した。学生レポーターは著名人海外視察や国内イベント取材し、機構のウェブサイトやソーシャルメディア等に記事を掲載した。また、機構広報誌でも学生レポーターを起用し、広く知られていない分野での取組（法整備分野（9月号）等）を分かりやすく発信した。

No.13-3 マスメディア等との連携実績（ODAに関する専門広報の取組）

1. マスメディアへの発信

- **報道実績**：マスメディアにおけるODA関連の報道実績は15,442件となり、2015年度（15,171件）に比し微増となった。また、「JICA」ないし「国際協力機構」に言及した記事は8,986件（2015年

度 7,327 件) となり、ダッカ襲撃テロ事件関連の報道 (約 1,400 件) を除いても約 7,600 件と昨年度を上回り、過去最多の報道実績となった。

- **理事長と主要マスメディアとの懇談** : No.13-1 参照。
- **記者への情報提供** : プレスリリースや取材機会に関する情報提供をメールで月 4 回程度配信し、記者の関心に合わせた個別取材の素材を提供した。記者勉強会を 10 回開催し (2015 年度 11 回)、最新の事業の動き等を記者向けに説明して関心を喚起した。特に、アフリカ、日本の大学、民間企業の優れた研究や技術を活用した取組、スポーツや文化に係る協力、ASEAN、防災 (女性への支援を含む) 等、機構の取組成果を発信した。
- **ニュースリリース実績** : 141 本を発出した (2015 年度 191 本)。
- **主な報道事例**
 - ▶ **ニューヨークタイムズ (6 月)** : ダカール駐在のフリーランス記者がセネガル野球連盟に派遣中の JOCV を取材し、アフリカにおける日本の野球支援が同紙の 1 面やスポーツ面に掲載された。
 - ▶ **母子手帳** : 機構の国際協力専門員への取材の結果、毎日新聞の「コラム発信箱」(6 月) にパレスチナ難民向けの母子健康手帳電子化の取組が取り上げられた。母子手帳国際会議 (11 月) の際には、この記事をきっかけに、朝日新聞の「ひと」や電子版 (11 月) や NHK WORLD (12 月) での発信につながった。特に、NHK WEB (11 月) では、長文記事「"日本発" 母子手帳は難民の"生命のパスポート"」が掲載された。さらに、若年層のリリスナーの多い J-WAVE のニュース番組「JAM THE WORLD」(20~22 時放送) でも同専門員のインタビューが 5 日間に亘り放送された。
 - ▶ **世界津波の日** : メディアの関心の高かった制定後初となる「世界津波の日」では、津波の日フォーラム等の報道で中南米における機構の支援に言及があった。また、インドネシア (アチェ) でアチェ州政府と共催した防災セミナーでは、岩手県の市立中学校校長が講演を行ったため、岩手日報がインタビュー記事を複数回掲載した。また、インドネシア事務所からの発信により NHK による報道 (3 回) や、共同通信からの配信による地方紙での掲載につながった。

2. 国内拠点でのメディアへの発信

- **地方紙における機構関連報道** : 全国紙地方版を含む地方紙の ODA 関連報道実績は 9,706 件となり、2015 年度 (9,236 件) から約 5% 増加し、過去最高となった。このうち「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は、6,151 件で 2015 年度 (4,814 件) に比して大幅増となった。
- **国内拠点における発信強化への取組・地方メディア派遣** : メディアへの売り込みやプレス対応等の能力向上を目的に、メディアアプローチ研修を国内拠点に対して実施した。また、地方の新聞社・テレビ局等計 16 社 24 名を 13 か国の開発途上国の事業現場に派遣し、80 件の報道につながった。
 - ▶ **関西国際センターでの記者勉強会等の実施** : 地域でのメディアとの関係強化に向け、関西国際センターはメディア懇談会や記者勉強会を実施し、地域金融機関との覚書締結等の機を捉え、地方紙や全国紙地方版でも記事掲載につながった。(No.8-3 参照)
 - ▶ **地方マスメディア派遣の成果** : 機構事業 (特に中小企業海外展開支援事業) に係る地方部での大型連載・記事掲載につながった。例えば、山陰中央テレビでは夕方のニュースで 3 日間にわたりモンゴル事業 (円借款、協力隊等) が紹介された。

3. 海外拠点のメディアへの発信

- **海外拠点における発信** : 海外のマスメディアによる機構関連報道件数は 26,326 件で、2015 年度

(26,154 件) と同水準であった。

- **海外拠点における発信能力の強化**：現地広報強化のため、3 か国にて周辺 18 か国 25 名のナショナルスタッフ等を対象に広報研修を実施した。また、理事長出張などの要人訪問の機会を通じ、サイト視察時のメディアの同行取材、プレス・インタビューの機会を積極的に設けた。
- **主な取組事例**
 - **南スーダン事務所**：初代ミス南スーダンや風刺漫画家を広報アドバイザーに起用して広報活動を展開した。ジュバ市内に住む男女 520 人に対する意識調査を実施した結果、ノルウェーやアメリカの主要ドナーと同程度の認知度（72%）であることを確認したほか、給水施設整備やナイル架橋建設に係る無償資金協力事業の認知度もそれぞれ 84%、56%となった。また、機構が支援している全国スポーツ大会についても、第一回大会（2016 年 1 月）の認知度は 35.5%（6 月～7 月時調査）であったが、リオ五輪への南スーダン初参加（8 月）の機を捉えた広報を展開した結果、第二回大会（12 月）の認知度は 48.4%（11 月～12 月）と 12.9 ポイント上昇した。機構や機種の活動を現地の一般市民に広く知ってもらうことに成功している。
 - **カンボジア事務所**：首都プノンペンの「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」の広報では、都市渋滞の現状と改善の必要性を一般市民に伝える動画を作成し、YouTube や Facebook を通じて発信した。投稿 2 日間で 12 万人のリーチ、1,600 以上のシェア、25,000 回以上の再生回数となる反響を得た。動画作成にあたって現地で人気のあるキャラクターを使用したこと、また、SNS を活用した若年層を中心とした配信が効果的な広報につながった。
 - **エルサルバドル事務所**：2015 年度のプレスツアーに参加した記者が JICA ボランティア事業に関心を抱いたことをきっかけに、同国で最大の発行部数を誇る主要紙 La Prensa Gráfica 紙で、毎週日曜日に当地で活動中のボランティアの活動および人物紹介記事が掲載されている。また、大使館とともにプレスツアーを実施（10 月）し、「初中等教育算数・数学指導向上プロジェクト」や JOCV（小学校教育）の活動が新聞 4 紙やテレビ 2 局で紹介された。
- **海外メディアの日本招へい**：No.13-1（1）参照

No.13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- **新規公開実績**：新規案件及び事後評価実施案件 343 案件の掲載を完了し、2010 年度の公開開始からの累積掲載案件数は 3,792 案件に達した。（2015 年度 330 案件、3,449 案件）
- **改善の取組**：今後、新規に掲載する案件数が限られてくることから、掲載済み案件の情報の更新を強化し、1,737 案件の情報を更新した（2015 年度 1,150 案件）。また、ユーザーにより分かりやすいサイトにするため、トップページをリニューアルした。
- **アクセス状況**：上記取組の結果、「ODA 見える化サイト」のページビューは、昨年度を上回る 103 万 PV を達成した。（2015 年度約 92 万 PV）

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

20 代から 30 代の若年層への訴求力を高めるため、若年層への継続的な働きかけを期待したい。

<対応>

20 代までの若年層への訴求力を高めるべく、Facebook や Twitter を活用した広報を行った。特に、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、スマホ最適化やソーシャルハブの導入や、若年層をターゲットとしたイベント等の成果により、18～24 歳の若年層を中心にウェブサイトの訪問数やページ閲

覧数が大きく増加した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.14	技術協力、有償資金協力、無償資金協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成28年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
技術協力の実績（億円）			1,678	1,773	1,759	1,917	1,975
インフラ輸出戦略に関連した研修員数	2,000				新規	2,289	2,448
円借款の実績：新規承諾額（億円）			12,229	9,857	10,138	20,745	14,674
円借款の実績：ディスバース額（億円）			8,644	7,495	8,273	9,700	8,790
円借款の迅速化（%）※			40.0	68.5	51.1	47.8	56.9
海外投融資の新規承諾実績（件）			1	1	2	4	6
無償資金協力の実績：贈与契約締結額（億円）			1,416	1,158	1,112	1,117	980

※当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までの期間が9か月以内の案件の割合。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。</p> <p>(iii) 無償資金協力</p> <p>無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト削減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。</p> <p>中期計画</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>（一段落目は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>（一段落目は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国

の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

- 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

(iii) 無償資金協力
(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

年度計画

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

開発途上地域が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指し、国内関係機関が有する日本の知見や経験を活用しつつ、戦略的かつ効果的・効率的な技術協力事業（研修を含む）の形成・実施を促進する。特に、インフラ輸出戦略等諸々の政策課題に対応した研修の推進及び「新機軸・高品質」な研修の構築等を通じ、より強固なネットワークを形成する。

(ii) 有償資金協力

- ① 日本政府の方針を踏まえ、日本政府に対し進捗状況表を用いつつ、円借款承諾計画を適時に共有するとともに、標準処理期間（要請から借款契約調印までに要した期間が9か月以内）の達成に向けて円借款の迅速化のための取組等を推進する。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ③ 民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進すべく、海外投融資の適切かつ迅速な案件発掘、形成、実施に努める。これまで整備された体制及び制度についても、必要に応じて改善、強化に努める。

(iii) 無償資金協力

開発途上地域の発展段階に応じた開発課題の解決に結びつく戦略的かつ効果的・効率的な無償資金協力事業の形成・実施を促進する。特に、日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応し、より円滑な実施の確保を図るため、無償資金協力事業の包括的改善として決定した施策の定着化及び新規の制度・運用改善を行う。

主な評価指標

(定量的指標)

- ・インフラ輸出戦略に関連した研修員数：2,000人

(定性的指標)

- ・日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応した制度・運用改善
- ・「新機軸・高品質」な研修の実施
- ・「質の高いインフラパートナーシップ」に係る制度改善
- ・無償資金協力事業の包括的改善として決定された制度・運用改善

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定： A

根拠：評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて、優良な案件を形成・実施した。また、各事業での主体的な創意工夫を通じ、「質の高いインフラパートナーシップ」等への貢献やシリア難民支援事業等、開発途上地域や日本国内でのニーズに機動的に対応した。さらに、各事業を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に留まらず、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った。これら協力を推進するに当たり、各事業で以下のような新たな取組、制度改善を行った。

1. プログラム・アプローチの推進

具体的なプログラム・アプローチの事例は No.5、事業を通じた具体的な成果は No.1～4 参照。

2. 技術協力

開発途上地域が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するため、技術協力事業を通じて人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略 2016」、「インフラシステム輸出戦略（2016 改訂版）」、伊勢志摩サミットや TICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、有償資金協力や無償資金協力による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせて多様な協力を行った。また、「インフラシステム輸出戦略」への貢献としてインフラ輸出分野に係る研修員 2,448 人の受入れや、「新機軸・高品質な研修」の新たな実施等、ソフト面からの支援も推進した。

- ▶ バングラデシュにおける母子保健サービスの質の改善、ケニアにおける独立系発電事業者 (IPP) 参入も含めた地熱開発の促進、ヨルダンとイラクに対する難民受入に伴う財政改革支援といった事例で、開発課題に自ら対処していく能力向上のための戦略的な技術協力事業を形成・実施した。
- ▶ 開発効果の向上や、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の構築・維持のため、新たに留学制度を活用した人材育成事業に係る制度設計を行った。機構内の体制も整備し、具体的な制度適用事業として、シリア難民支援等の事業を立ち上げた。
- ▶ 世界銀行と連携し公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム(研修)を立上げた。

3. 有償資金協力

1-1. 日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本の企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。また、円借款の迅速化については、要請から承諾までの 9 か月以内の標準処理期間の目標の達成率は 56.9%となった。

- ▶ 「質の高いインフラパートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスペック借款制度を創設した。
- ▶ 質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化・グローバル展開の推進を目的に ADB と米州開発銀行 (IDB) の協調融資額の拡大を実施した。ADB との連携では、ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアで合計 2 件の承諾に至り、またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では、質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組 (CORE) に署名し、機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。

1-2. 海外投融資では、女性のエンパワーメントに焦点を当てたマイクロファイナンスのファンド設置への貢献や、海外投融資再開後初となる中東・北アフリカ地域及びサブサハラ・アフリカ地域に向けた事業の形成、また、自然エネルギー分野で初となる海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件の実施等、新たに 6 件の出資・融資に調印した。

- ▶ 幅広いステークホルダーと協力した多数の海外投融資を形成した結果、海外投融資再開後、件数ベースで単年度当たり最大規模の実績となった。

4. 無償資金協力

海外コンサルタンツ協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」(2016 年 6 月外務省) を外務省と共同で取りまとめ、これらを踏まえた制度改善を進めた。先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用、企業の安全対策強化に係る研修の実施、治安対策や待機費用の追加支出対応といった取組を開始した。

<課題と対応>

技術協力については、引き続き留学制度を活用した人材育成事業に係る制度・運用の改善及び体制の強化を通じ、国の発展を担う人材育成をさらに強化する。また、帰国研修員による各国でのネットワーク強化や活動の活性化に取り組む。

有償資金協力では質の高いインフラパートナーシップ関連の新規施策の実施に取り組むとともに、無償資金協力についても「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の更なる改善・導入を行う。

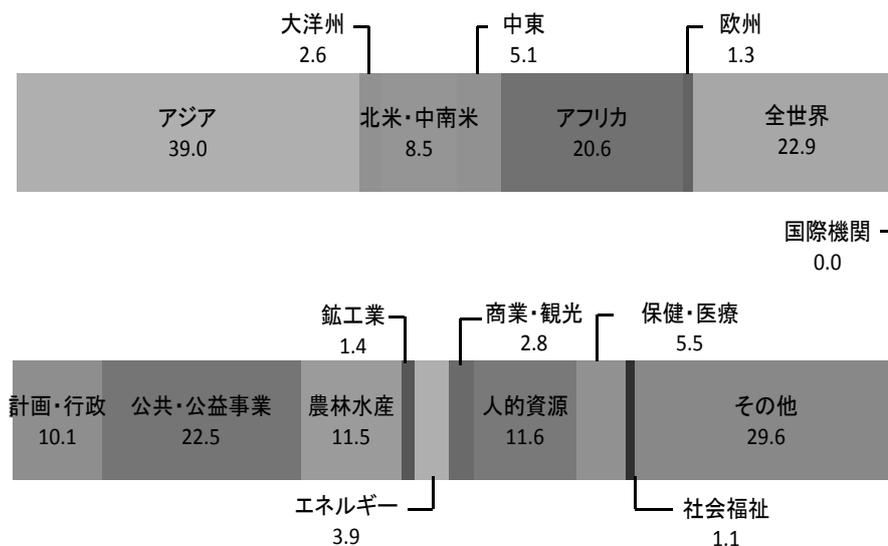
3-3. 業務実績

機構は、相手国政府の開発政策・計画や同政府との政策協議等を踏まえて策定された外務省の国別開発協力方針及びJCAPに基づき、事業計画作業用ペーパー等の作成と外務省との検討を通じ、国・地域別分析や開発課題の明確化を図っている。事業計画作業用ペーパーでは、各地域・国で達成すべき具体的な開発目標と、その達成までの協力シナリオを設定し、統合効果をいかして技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせた「プログラム・アプローチ」の推進に留意し、ハード・ソフトの双方から効果的・効率的な協力の実施を図っている。（プログラム・アプローチの事例はNo.5-1参照）

プログラム・アプローチを効果的に推進するため、国際社会の状況及び開発途上国の開発政策や開発計画並びに日本の外交政策を踏まえ、各事業形態の効果向上に向けて以下のような取組を推進した。

No.14-1 技術協力事業の実績

- 引き続き、質の高い成長を目指すアジア地域や、官民一体による潜在成長力の大きいアフリカ地域を重点とし、1,975億円（暫定値）の技術協力事業を実施した（2015年度1,917億円）。
- 分野別では、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、人的資源を中心に実施しているが、特に研修事業、留学制度を活用した人材育成事業を戦略的に展開したこと、また道路・港湾整備等を含む「質の高いインフラ」の観点からのソフト面からの支援にも戦略的に取り組んだことを反映し、人的資源の2014年度以降の増加傾向が2016年度も継続し、公共・公益事業では2015年度19.2%から2016年度22.5%へとその割合が大きく増加した。（図14-1）



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

No.14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略的強化に向けた取組

開発途上地域が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するため、技術協力事業を通じて人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略 2016」、「インフラシステム輸出戦略（2016 改訂版）」、伊勢志摩サミットや TICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、有償資金協力や無償資金協力による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせて多様な協力を行った。具体的には、バングラデシュにおける母子保健サービスの質改善（No.1-1「保健」）、ケニアにおける IPP 参入も含めた地熱開発の促進（No.2-1「資源・エネルギー」）、ヨルダンとイラクに対する難民受入に伴う財政改革支援（No.4-1）等を実施した。

また、開発途上国のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力を展開できるよう、以下に示す取組や制度改善を推進した。

- **留学制度を活用した人材育成事業の枠組み構築**：開発成果の実現に向けた効果向上や、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の構築・維持のため、留学制度を活用した人材育成事業に係る制度を設計した。新制度の構築・活用に向けて、次のような取組を行った。
 - **シリア難民を対象とした人材育成事業**：シリア国内での紛争が継続する中、就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来の復興を担う人材を育成するため、シリア難民を対象とした「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。（No.4-1 参照）
 - **Innovative Asia 事業の立ち上げ**：「日本再興戦略 2016」への貢献策として、アジアの開発途上国 12 か国の産業開発を担う若手人材を対象に、日本の大学での修士又は博士課程教育と日本の企業・研究機関でのインターンシップの機会を提供する「Innovative Asia」事業を立ち上げ、募集を開始した（2017 年 1 月）。今後、2017 年度から 2021 年度までに計 1,000 人を受入予定。
 - **国際社会人ドクター・コース**：アジア諸国の国家中枢人材養成プログラムとして、名古屋大学を通じた履修コースを開始した（2017 年 2 月）。
 - **実施体制の整備**：本部国内事業部に大学連携課を設置し、留学制度を活用した人材育成事業の制度設計や日本の大学との事務手続きの合理化を行った。（No.9-3 参照）
- **日本の研究機関の知見を活用した開発途上国の新たな政策課題への対応力強化**：2015 年度に開始した「JICA 政策提言研究」では、インドネシアの裾野産業や中小企業の生産性向上に関する共同研究に加え、同国での地方自治体における PPP 推進にかかる共同研究を新たに開始した。
- **中小企業等の知見を活用した技術協力の強化**：TICAD VI の機会を捉え、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」や「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」でアフリカ地域を対象とした事業の応募を推奨した。その結果、全体採択数 19 件のうちザンビアやガーナを含め 9 件がアフリカ地域を対象とした事業となり、アフリカ地域における中小企業を含む本邦民間企業が有する知見や技術の活用に貢献した。（No.8-3 参照）
- **DAC リスト卒業国等のニーズに応えたコストシェア技術協力の拡充**：コストシェア技術協力拡充のための制度設計を進め、執務要領を制定し、各国のニーズに応えた協力案件の形成や環境整備を進めた。

2. 業務工程の簡素化、業務手順の標準化に向けた取組

- 技術協力事業のさらなる事務効率化に向けた改善策に取り組んだ。具体的には、技術協力合意文書の合理化に向けた改定を行った。加えて、事業の質の確保に向けた内部人材の能力向上をさらに進

めるため、技術協力業務に係る研修体系を整理した。

3. 研修事業の戦略的・効果的な実施に向けた取組

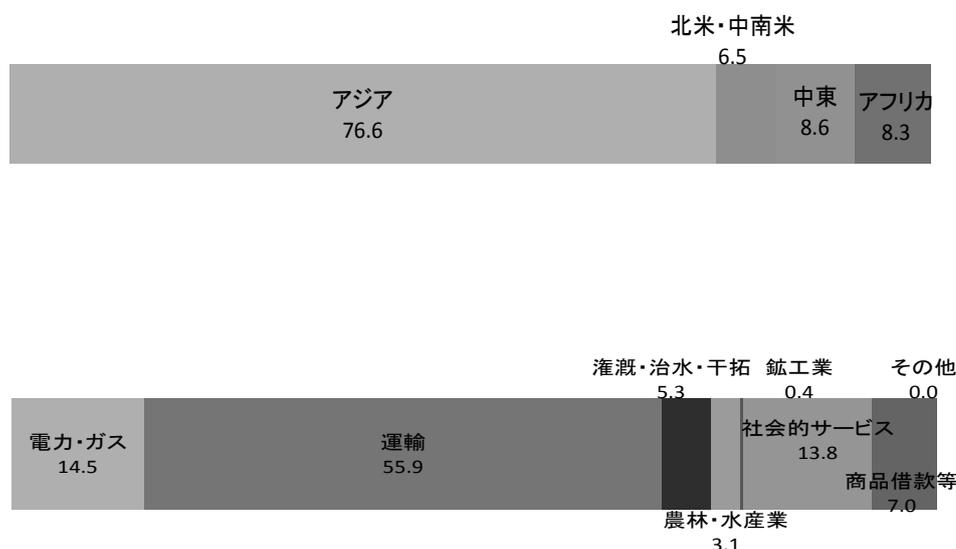
- 「インフラシステム輸出戦略」への貢献：市場開拓、日本の製品・技術の魅力向上、日本企業の海外展開促進、人的ネットワーク形成等につながる人材育成を目的に、インフラ輸出分野に関連する研修員 2,448 人を受け入れた（2015 年度 2,289 人）。また、帰国研修員とのネットワークを維持・強化し、機構の活動との連携を図っている。
 - ▶ **ボリビア**：日本大使館、JETRO ペルー事務所と共催した「貿易促進セミナー」（12 月）では、輸出促進・貿易制度整備分野の帰国研修員が講師となり、現地の商工団体や企業関係者等約 200 人を対象に講義した。結果、対日関心の喚起や理解増進につながった。
- **新機軸・高品質な研修の構築**：分野横断的な課題への対応や日本の政策課題への対応促進に向け、高度・最先端の講義・視察・実習等を含む「新機軸・高品質プログラム」を実施している。
 - ▶ **ITS（高度道路交通システム）実務**：帰国研修員の活動状況を踏まえ、現地ニーズに応じたセミナーや調査実施による帰国後の活動を支援した（ザンビア等）。（No.2-1「運輸交通」参照）
 - ▶ **金融政策・中央銀行業務**：日本銀行、金融庁、メガバンク等の視察を含め、中央銀行の役割や適切な金融政策立案の実施に係る理解を深めた。（No.2-1「法制度整備・民主化」参照）
 - ▶ **公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム**：世界銀行の公的債務管理研修と機構の公共財管理や偶発債務に係る研修を合同で実施した。（No.2-1「法制度整備・民主化」参照）
- **帰国研修員等による海外の知日人材ネットワークの強化**：経協インフラ戦略会議での人材育成についての議論や、日本政府による新日派・知日派人材の活用に向けた政策を踏まえつつ、機構の帰国研修員同窓会の活性化や日本理解促進のため、以下の取組等により帰国研修員とのネットワークを維持・強化している。
 - ▶ **親日派・知日派リストへの貢献・活用**：日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストに対し、機構の帰国研修員のリスト及び情報共有フローを整備した。また、帰国研修員の閣僚等要職就任等に係る情報を機構内で共有する取組を促進した。
 - ▶ **長期研修員に対する日本理解プログラムの提供**：長期研修員の日本理解を促進するプログラムの検討を開始した。実施方法の検討にあたり、試行的に広島で復興・平和構築理解研修を行い、3 グループ、69 名の長期研修員が参加した（2017 年 2 月～3 月）。
- **研修の効果確認、改善、関係強化等を目的とした調査団の派遣**：研修員の帰国後の状況調査やセミナー開催支援、2017 年度以降の研修に向けての改善、帰国研修員自身との関係強化等を目的として、国内拠点から調査団を派遣した。（12 国内拠点、34 件）
- **研修の運営効率化**：課題別研修のラインナップのスリム化により、コース当たり研修員数は微増傾向にある（10.9 人/コース：2012 年度 9.9 人、2013 年度 10.1 人、2014 年度 10.6 人、2015 年度 10.7 人）。特に、参加要請の多いコースを複数回実施し、高い割当率（相手国政府が要請したコースに参加できる率）を維持した（94.2%：2014 年度 95%、2015 年度 95.7%）。また、「研修員受入の手引き」や各国内拠点の「研修ハンドブック」を改訂し、研修事業の事務合理化と効果向上を図った。
- **在外拠点ナショナルスタッフの研修**：帰国研修員の同窓会活性化や、戦略的な研修の実施に重要な役割を担う在外拠点のナショナルスタッフに対し、日本での OJT を実施した（35 か国 35 名）。

No.14-3 円借款事業の実績

- 引き続き、国際情勢や開発途上地域の開発ニーズを踏まえつつ、日本政府の「インフラシステム輸

出戦略」及び「日本再興戦略」の下での各政策・イニシアティブを推進すべく、インフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、電力・ガス、社会的サービスを中心に、計 51 件、1 兆 4,674 億円 (L/A ベース) を新規に承諾した (図 14-2 : 2015 年度計 71 件、2 兆 745 億円)。また、ディスバースは 8,790 億円に達した (2015 年度 9,700 億円)。

- 地域別では、「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえたインフラ整備支援の拡充等により、アジア地域への地域別シェアは 76.6%に増加するとともに (2015 年度 71.1%)、TICAD V 及び VI への支援策の一環としてアフリカ地域への地域別シェアは 8.3%に増加した (2015 年度 6.5%)。
- フィリピン向け「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業(フェーズII)」(10月 L/A 調印)、ミャンマー向け「バゴー橋建設事業」(3月 L/A 調印) 等、数多くの案件で円借款事業と技術協力や無償資金協力を戦略的に組み合わせ、有機的な連携を図ることで、開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2 地域別・分野別円借款事業 (L/A 承諾額) の割合

No.14-4 円借款の迅速化

1. 円借款要請から借款契約 (L/A) 調印までの標準処理期間 (9 か月以内) の達成

- 日本政府との間で円借款要請から L/A 調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、達成状況を外務省がウェブサイトで公表している。2016 年度も進捗状況表等を用いつつ、円借款承諾計画を日本政府に適時に共有し、また個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適時・適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾の実現に取り組んだ。この結果、2016 年度承諾案件の 9 か月目標の達成率は 56.9% (51 件中 29 件) となった (表 14-1。2007-2015 年度の平均は 48.5%)。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5%※	40.0%	68.5%	51.1%	47.8%	56.9%

※東日本大震災を受け供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

2. 迅速化の具体的な事例

- **ヨルダン**：シリア難民の流入等により財政負担が大幅に増大したヨルダンに対し、日本政府が掲げ

る「中東地域安定化のための包括的支援」の一環として、迅速に日本政府との協議や審査を行い、「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」に係る L/A を調印した（12月。起算点から4か月以内）。（No.4-1 参照）

- **有償勘定技術支援による詳細設計**：フィリピン「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズⅡ）」（10月 L/A 調印）、モロッコ「海洋・漁業調査船建造事業」（2017年1月 L/A 調印）等の本邦技術活用条件（STEP）案件で有償勘定による詳細設計調査を積極活用し、工事着工までの期間の短縮を図った。

No.14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本の企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。主な取組内容、改善結果は以下のとおり。

- **「質の高いインフラパートナーシップ」に係る制度改善**：日本政府が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の中で掲げられている支援量の拡大に対応するため、ドル建て借款制度及びハイスペック借款制度を創設した。加えて、高度な施工精度が求められる案件で品質を担保するための包括的建設サービス方式の導入に向けた調査・セミナー等を実施し、相手国政府への働きかけを継続している。また、円借款の迅速化に向け、F/S 開始から着工までの期間を最短1年半にすることを目指し、有償勘定技術支援による詳細設計の部分先行実施に着手した。加えて、質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化・グローバル展開を推進するため、ADB との連携や IDB との協調融資枠を拡大した。
 - **ADB との連携**：PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため、今後5年間で最大15億米ドルを目標に、海外投融資スキームを活用した出資による ADB 内への信託基金の新設に係る手続きを整備した。信託基金は8月に口座を開設して運営を開始し、2017年3月末時点でインドとインドネシアの2件の案件を承諾した。また、アジアで質の高い公共インフラ整備を促進するため、今後5年間で機構・ADB 合計で100億ドルを目標とした開発途上国政府向け協調融資の実施に向けて案件形成を進め、ミャンマーで2件が承諾された。
 - **IDB との連携**：中南米地域における質の高いインフラ投資促進を目的とした IDB との協調融資枠組（CORE）に関し、対象分野や対象国の拡大、目標額の3倍増（2020年度までに合計30億米ドル）等に係る合意文書を IDB 総会（4月）期間中に IDB と署名した。これにより、機構は IDB にとって史上最大の協調融資パートナーに位置付けられた。
- **中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化**：日本政府が示した中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針に基づき、案件の形成・承諾に至った（パナマ、ヨルダン、タイ各1件）。
- **ノンプロジェクト型借款の活用**：日本政府より、相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため、ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として出されており、案件の形成・承諾に至った（ベトナム2件、エルサルバドル、タンザニア、スリランカ、セネガル、ヨルダン、インド各1件）。
- **変動金利適用案件の承諾**：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けに変動金利制度を導入している。2016年度はインドネシア3件、パキスタン、パナマ、ヨルダン、インド各1件に対して変動金利適用案件を承諾した。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上

- 与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に係る意思決定を行った。
- 機構内の金融リテラシー向上のため、プロジェクトファイナンス研修(計2回、延べ約40名参加)、財務分析研修(計2回、延べ約60名参加)を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修(計2回、延べ約80名参加)、ファイナンシャルプログラミング・債務持続性分析研修(延べ約35名参加)、IMFセミナー(計2回、延べ約70名参加)を実施した。

No.14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

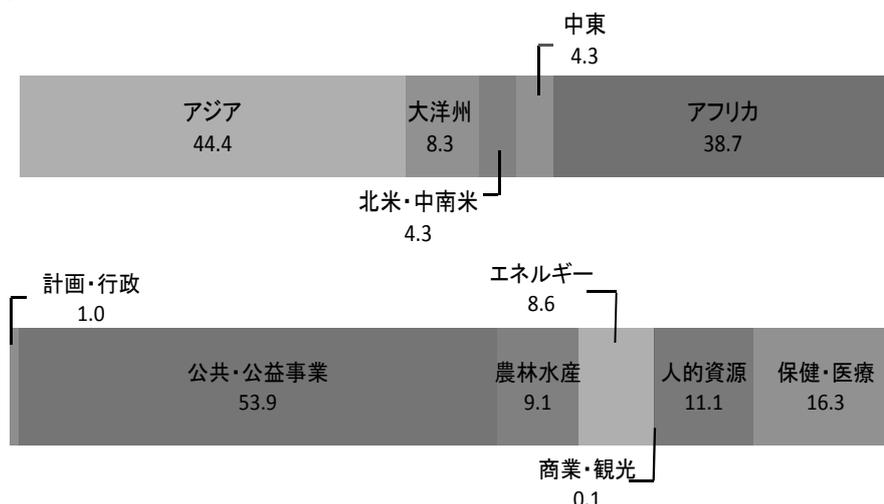
- 外部向けセミナー及び外部との面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資の発掘に努めた。また、国際金融公社(IFC)、ADB等の国際機関との意見交換を通じ、連携案件の発掘にも努めた。
- 新規案件の出融資調印は6件184億円の実績となり、件数ベースで海外投融資再開後の単年度当たり最大規模の実績となった。主な事例は以下のとおり。
 - ▶ **日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド**：ASEAN ビジネス投資サミットでの安倍首相のスピーチ(2015年11月)に基づき、女性のエンパワーメントに焦点を当てたマイクロファイナンスのための新たなファンドとしてJAPAN ASEAN Women Empowerment Fundが設置され、同ファンドと出資契約書を締結した(9月)。住友生命を始めとする国内機関投資家や国際協力銀行(JBIC)も出資している。
 - ▶ **中東・北アフリカ支援ファンド**：日本政府がIMF・世銀春季会合で発表した難民問題への貢献策の一つとして、IFCの中東・北アフリカファンドへの出資に係る出資契約書を締結した(4月)。「アラブの春」として2011年初頭から本格化した民主化運動以降、不安定な経済社会状況が続く中東・北アフリカ地域に対し、中東・北アフリカ地域への民間投資促進等を通じて、経済・社会安定化に寄与することを目的としている。2012年10月の海外投融資業務の再開以降、中東・北アフリカ地域向けでは初の海外投融資事業となる。(No.6-1参照)
 - ▶ **ツェツィー風力発電事業(モンゴル)**：電力需給逼迫の緩和への貢献や自然エネルギーの促進のため、自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となる風力発電所建設に係る出資契約書を締結した(9月)。(No.2-1「資源・エネルギー」、No.8-2参照)
 - ▶ **オフグリッド太陽光事業(タンザニア)**：TICAD VI支援策の実現として、Digital Grid社によるオフグリッド太陽光事業(未電化地域の村落にあるキオスク(小売店)への太陽パネル設置とBOP層に対するLEDランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等)に対し、海外投融資の出資契約を締結した(10月)。2012年10月のJICA海外投融資業務の再開以降、サブサハラ・アフリカ地域向け、ベンチャー投資事業向け双方にとって初の案件となった。(No.2-1「資源・エネルギー」、No.8-2参照)
- **海外投融資に係る制度拡充**：「質の高いインフラ輸出イニシアティブ」における制度拡充の一環として、「JICA海外投融資についてのよくある質問と回答」を機構ウェブサイトに掲載した。

No.14-7 無償資金協力事業の実績

- 外務省の開発協力重点方針を推進するための無償資金協力事業を実施した結果、2016年度の贈与契約(G/A)締結件数は140件、締結額の実績は980億円(2015年度154件、1,117億円)となった(図14-3)。地域別では、引き続きアジア地域が44.4%と中心となっているが、アフリカ地域の割

合が 2015 年度 32.7%から 2016 年度 38.7%へと大幅に増加し、両地域で全体の 8 割以上（83.1%）を占めている。

- 分野別では、引き続き道路や港湾、上下水道の建設などの公共・公益事業（53.9%）、学校建設などの人的資源分野（11.1%）、灌漑施設建設などの農林水産分野（9.1%）を中心に実施したほか、保健・医療分野では UHC 実現に向けた医療水準の向上と日本の医療の国際展開の両方に資する事業に積極的に取り組んだことを反映し、2015 年度 9.5%から 2016 年度 16.3%へとその割合が大きく増加した。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/A の年度供与限度額）の割合

No.14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な無償資金協力事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った。結果として、不調・不落となった入札の割合が 2015 年度と比較して減少した。

- 無償資金協力の制度・運用の更なる改善**：外務省とともに、関係業界（海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等）に対して無償資金協力の現状と課題をヒアリングした。結果を踏まえ、日本企業に魅力的な案件形成や免税問題への対応等に関する報告書「無償資金協力の制度・運用改善について（2016 年 6 月外務省）」の取りまとめを支援した。同報告を踏まえ、免税対象の明確化と関連情報の蓄積と提供等を推進した。
- 事業説明会の拡充**：無償資金協力事業への競争性のある応札を促進するため、応札に関心のある企業向けの事業説明会での説明内容を整理して均質化した。かつ、参加企業の関心が特に高い安全対策、施工計画、免税項目・手続き、先方負担事項に係る情報を網羅的に説明し、内容を拡充した。
- 業者契約書雛形の改訂**：不可抗力等による事業中断・解除に係る条件の明確化への対応等のため、無償資金協力事業に用いる契約書雛形を更新した。
- 先方負担事項のモニタリング強化と履行促進**：G/A に先方負担事項の詳細を明記する変更を行った。相手国政府が機密に定期的に進捗報告を行う義務を課すことにより、先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用を開始した。
- 安全対策強化**：安全対策強化キャンペーンの一環として、安全管理チェックリストをもとに、在外拠点による現場パトロールを実施した。また、現場関係者、在外拠点の所員及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを 48 件実施して安全意識を醸成した。(No.20-2

参照)

- **安全（治安）対策経費への対応**：紛争影響国・地域において武装警護費用などの治安対策経費が必要となる場合に、無償資金協力事業の積算に計上できるようにしている。また、2015年度から全ての施設整備案件に適用が拡大されている予備的経費等を用いて、治安状況が悪化した際の追加の安全対策費や待機費用への追加支出対応をバングラデシュ等において開始した。これら予備的経費等の活用により、本邦企業の入札への参加が見込まれる。
- **地方自治体の技術・ノウハウをいかした無償資金協力の案件形成**：地方自治体の提案に基づく無償資金協力事業の協力準備調査2件（大阪市、横浜市）が外務省により採択された。（No.9-4 参照）
- **PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用**：PPP 事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の制度の周知等により、案件形成を促進した。
- **現地企業を活用した無償資金協力の試行導入**：開発途上国等の現地企業が施工できる施設建設への無償資金協力による支援ニーズに対応するため、現地施工企業を活用できる制度枠組みを確立し、ラオス、ブルキナファソ、スワジランドにおける学校建設案件から試行的な運用を開始した。この新しい制度の導入により、案件積上げに寄与することが見込まれる。
- **案件形成の促進**：年度予算に対して計画的に無償資金協力事業を積上げるために、当該年度、翌年度、翌々年度の見込額に対する積上げ状況を視覚的にモニタリングできる仕組みを整備した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の有機的な連携を意識した案件形成、実施を期待したい。また、各スキームの活用につき、以下の点に留意をした活動を期待したい。

- ・ 質の高いインフラ輸出のための有償資金協力の更なる制度改善
- ・ 無償資金協力について、関係民間事業者との緊密な連携を通じた制度の運用
- ・ 帰国研修員等による海外の知日人材ネットワークの強化

<対応>

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に加え、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組（ウガンダ等）や、プログラム全体の評価を通じた協力方針や新規事業の方向性の検討（ガーナ）を通じ、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った（No.5-1 参照）。また、各スキームでは、以下の点に留意した活動を実施した。

- ・ 有償資金協力では、「質の高いインフラパートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスペック借款制度の創設等に係る制度設計に取り組んだ。
- ・ 無償資金協力では、海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）の取りまとめを支援した。また、本邦企業を対象とした事業説明会の内容を見直し、参加者の関心が高い安全対策、免税項目・手続き、先方負担事項等に係る内容の拡充を行った。
- ・ 帰国研修員等による知日人材ネットワークについては、日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストに対して機構の情報・体制を整備した。また、機構の帰国研修員同窓会の活性化や日本理解促進のための取組を開始した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、我が国の人道支援方針、平和と健康のための基本方針、国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	2
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	14
研修、訓練回数（回）	27				新規	28	27
派遣シミュレーション（回）	2				新規	2	3
②主要なインプット情報			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数（人）			6	7	7	8	8

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p>
<p>中期計画</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。
<p>年度計画</p> <p>① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との連携・調整により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善策を講じる。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。</p> <p>② 登録要員能力の維持・向上のための研修・訓練を着実に実施するとともに、派遣シミュレーションを複数回実施する。また、医療チームについては、医療情報分析及び発信を効率化、迅速化するために、電子カルテの実派遣導入に向けた準備を完了させる。加えて、感染症対策チームの派遣に向けた要員の登録、研修実施に向けた講師構成、講義内容等の確定と機材整備を実施する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な格付再認定プロセスとこれまでの派遣を通じて得られた教訓をもとに、派遣体制及び各研修・訓練の内容を充実させる。物資供与については、これまでのオペレーションで把握した課題を整理、分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の見直しを行う。</p> <p>③ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組みに積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、災害発生時の現場における効果的な協力体制を強化する。医療チームに関し、世界保健機関（WHO）が主導する事前登録・認証制度に呼応した体制整備を行う。また、NGO や自衛隊等との情報共有・連携体制を強化するとともに、緊急援助隊事務局と課題部の連携により、災害多発国等の災害対応力を高めるための支援を行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修・訓練回数：27回 ・ 派遣シミュレーション：2回 <p>（定性的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チームが派遣された場合における、派遣現場での国際調整母体等への人員の派遣 ・ 国際捜索救助チーム代表者を招いた国際会議の主催 ・ WHO 主導で新設される医療チーム登録制度への参加 ・ Type2（手術機能、入院機能）の認定取得

3-2. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、これまでの災害援助協力の体制・能力を強化した結果が感染症対策に係る緊急援助の実派遣時の効果・効率的な実施や対外的な認証取得につながったことに加え、機構の知見・経験を踏まえ、国際的な緊急医療チームの枠組み構築やネットワーク強化を主導する等、今後の緊急医療支援の国際的な枠組みの構築に重要な貢献を果たす成果を上げた。

1. 迅速かつ効果的な緊急援助の実施

コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣や、インドネシアの地震被害に対する迅速な緊急援助物資供与等、迅速・柔軟かつ効果的な緊急援助を実施した。特に、コンゴ民主共和国での黄熱の流行に対しては次のような特筆すべき成果を上げた。

- ▶ 2015年10月に発足した感染症対策チームの初の実派遣となり、黄熱の検査診断支援、大規模ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言等を行った。
- ▶ チーム派遣に先立つ調査チームによる情報収集や支援方針案の策定は、効果的な緊急支援の実現に貢献した。各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催されたWHO専門家会合においても、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- ▶ 国際機関等との連携や、機構派遣の専門家「保健アドバイザー」との連携、外務省の緊急無償資金協力との連携など、活用可能な手段を組み合わせ、同国の黄熱流行の収束に貢献した。
- ▶ その他、事後レビューを通じて今後の検討課題の抽出を実施した。また、海外及び国内で広報を実施し、国内外での記事掲載につながった。

2. 緊急援助隊の能力維持・向上及び備蓄体制の最適化

2-1. 緊急援助隊の能力維持・向上に向けた取組として、研修・訓練を計27回実施し、派遣シミュレーションを計3回実施した。

- ▶ 初の試みとして、航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者の参加を得て、実派遣時に近い体制で実践的な派遣シミュレーションを実施し、関係者間の連携を強化した。

2-2. 医療チームでは、電子カルテの実派遣導入準備を完了した。

2-3. 感染症対策チームに141名が要員登録され、導入研修や機能別研修等を実施した。また、検査機材の調達手続きを開始した。

2-4. 救助チームでは、研修内容と参加者の拡充を行ったほか、2015年のネパール地震に対する派遣時の教訓を踏まえ、小規模編成を新たに導入した。

2-5. 物資供与では、過去のオペレーションの課題の整理・分析を行ったほか、ソロモン諸島での現地備蓄倉庫の配備の調整を開始した。

3. 内外の機関との協力関係の構築

3-1. 国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）チームリーダー会合を外務省と主催（9月）し、国内外関係者とのネットワークの維持・強化にも貢献する等、国際連携枠組に積極的に参画して貢献した。

3-2. WHO主導で新設された緊急医療チーム（EMT）登録制度に基づき、医療チームがWHOの認証視察を受けた結果、世界で3か国目（4チーム目）の認証/登録を取得した（Type1・2及びスペシャライズドセル）。

- ▶ EMT登録に際しては、医療チームの要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得

たほか、特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析治療を行う能力について唯一認証を受けたチームとなった。

- WHOによるEMTの枠組では、災害医療情報の標準化をイスラエルと共に提案した経緯を踏まえ、WHOからの要請に基づきMDS（Minimum Data Set）の共同議長として議論をリードした。結果、EMTが被災国保健省へ日々報告すべき46の必須項目（MDS）が確定したほか、テーマの重要性から多種多様な支援実施主体の参加が実現し、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。今後、被災現場で災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。

3-3. NGOや自衛隊等との情報共有や連携態勢の強化に取り組んだほか、緊急援助隊事務局と課題部とが連携し、災害対応時の情報共有やミャンマー等でのワークショップを実施した。

- 国内NGOとの連携強化のため、EMT認証視察団来訪時に、機構からの働きかけによって国内NGOを対象としたEMT登録手続きに係る説明会を開催した。

<課題と対応>

コンゴ民主共和国への実派遣からの教訓を踏まえ、感染症対策チームの体制を強化する。

3-3. 業務実績

No.15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- **国際緊急援助隊の派遣**：コンゴ民主共和国における黄熱流行（感染症対策チーム1件）、ニュージーランド南島地震（自衛隊部隊1件）であった（詳細は3.及び4.参照）。
- **緊急援助物資供与**：スリランカの豪雨被害（5月）、ミャンマー、マケドニアの洪水被害（8月）、ハイチ、キューバのハリケーン被害（10月）、インドネシアの地震被害（12月）、チリ森林火災（2017年1月）等、計14件の物資供与を行った（2015年度10件）。インドネシアの地震被害では発災後直ちに機構専門家が現地調査入りし的確なニーズ把握と迅速な物資供与を実施したほか、チリの森林火災では調査チームからの情報を活用し、消火剤の迅速な本邦調達と供与を実施した。
- **災害情報分析・発信**：世界中の災害情報を計316件収集し、機構内関係部に毎日配信した。在外拠点と連携した詳細な情報収集分析を45件行い、緊急援助支援の可能性を検討した。

2. 国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）人員派遣による国際社会への貢献、調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

(1) **UNDAC 人員派遣実績**：チーム派遣の可能性がある災害がなかったため、派遣実績はなし。UNDAC登録研修を国際緊急援助隊事務局員が受講し、登録要員が1名増加した（計4名）。

(2) 調査チーム派遣実績：3件

- **コンゴ民主共和国における黄熱の流行**：(3.参照)
- **ミャンマー地震に対する調査チーム**：8月24日に発生したミャンマー中部を震源とする地震(M6.8)に対し、外務省及び機構（各1名）による調査チームを派遣し、被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果として地震被害に対する物資供与等の支援要請には至らなかったが、ミャンマー政府からは最初に到着した調査チーム派遣として、感謝の意が伝えられた。なお、同調査結果は文科省による遺跡状況調査の資料としても活用された。
- **チリにおける森林火災に対する調査チーム**：チリ中部で発生した大規模な山林火災に対し、2017年1月28日に外務省、総務省消防庁、東京消防庁及び機構（各1名）による調査チームを派遣し、

被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果、先方からの発泡消火剤供与の要請を受け、本邦で緊急調達を行い迅速に物資を供与した。

3. コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊（感染症対策チーム）の派遣

6月20日に同国政府より黄熱流行宣言が発出された（6月24日時点で死亡者75名を含む1,307名の患者が報告された）ことを受け、7月10日から19日まで調査チームを派遣し、さらに、同国政府からの支援要請を受け7月19日に感染症対策チームの派遣が決定された（2015年10月の発足後、同チームの海外派遣は初）。

- **調査チーム**：外務省（1名）、感染症専門家（4名）、機構（1名）からなる調査チームを派遣し、現地ニーズを調査した。疫学、検査、診療、公衆衛生の観点から適切な支援方針案を策定し、感染症対策チームの迅速な派遣につながった。なお、同取組は、各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催されたWHO専門家会合において、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- **感染症対策チーム**：外務省（3名）、感染症専門家（10名）、業務調整員（4名）からなる感染症対策チームを派遣し、黄熱検査支援や、保健省が実施した大規模黄熱ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言を中心とする活動を行った。特に黄熱検査支援では、検査用試薬の不足等から400以上の検体が未検査の状態であったが、消耗品（試薬類）の提供と技術協力により、迅速な検体処理に貢献し、国立生物医学研究所のラボの稼働正常化に貢献した。
- **国際機関等との連携・調整**：WHO本部との事前調整に加え、調査チームが現地パートナーと役割分担・連携策を事前調整し、本隊の速やかな活動実施に貢献した。現地では保健省・WHOによる全体調整での連携、UNICEFのワクチン接種キャンペーン支援、パスツール研究所との黄熱検査での連携等を行った。
- **活用可能な手段を組み合わせさせた支援**：同国に派遣されている機構専門家「保健アドバイザー」と調査段階から連携し、既存の人的ネットワークを基盤に効果的な活動を実施した。また、調査結果を踏まえ、外務省の緊急無償資金協力（ワクチン接種機材の供与、予防啓発活動支援等）とも連携した活動を展開した。
- **事後レビューと改善策**：機構内やチーム作業部会による事後レビューを行い、調査チームの派遣や早期の基礎情報収集の重要性を確認した。自然災害とは異なる感染症対策への派遣や派遣期間の判断や人選方法、試薬等の特殊資機材の運搬体制、現地の安全対策等、今後の検討課題を抽出した。
- **緊急援助後の支援への展開**：人間開発部による「新興感染症対策能力強化プロジェクト」の案件形成では、チーム派遣で確認した同国の流行対応能力の強化も課題として検討している。
- **被災国及び日本国民に対する広報**：在外拠点が中心となったプレスカンファレンス等の現地広報の結果、現地紙で13件の記事が掲載された。また、WHOホームページで写真入り記事が掲載された。日本国内では機構ウェブサイト及びFacebookでニュースリリース等3報を掲載した。

4. ニュージーランド南島地震に対する国際緊急援助隊（自衛隊部隊）の派遣

11月13日午後8時頃（日本時間）、ニュージーランド南島を震源地とするマグニチュード7.5の地震が発生し、同島北東沿岸部のカイコウラを中心に相当な被害が発生した。機構は発災後直ちに報道情報に加え国際救援チーム間のネットワークを活用して迅速に情報を収集した。ニュージーランド政府からの要請を踏まえ、海上自衛隊のP-1哨戒機部隊に加え、機構はリエゾン要員（外務省1名）を国際緊急援助隊として派遣した。11月15日から18日にかけて被災地上空からの被害状況調査飛行を実施し、ニュージーランド国防相副次官等より発災後の速やかな支援実施に対する謝意が表明された。

No.15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上の状況及び備蓄体制の最適化

1. 登録要員への計画的な研修・訓練の実施

- 研修・訓練の実績：計 27 回（2015 年度 28 回）
- 派遣シミュレーションの実施：計 3 回（2015 年度 2 回）。初めて航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者が参加し、資機材倉庫及び成田空港実査も含めた実派遣に近い形による実践的な訓練を通じて関係者間の連携強化を図った。

2. 医療チームの体制強化

- 電子カルテの実派遣導入準備の完了：電子カルテシステムの開発を完了し、登録者 247 名を対象に電子カルテ研修を実施した（7 月）。

3. 感染症対策チームの体制強化

- 要員登録：政府基本計画の目標値（2020 年度までに 200 名）に対して 2017 年 3 月時点で 141 名が登録済み。さらなる要員確保のため、学会等 7 件で応募を勧奨した。
- 研修実施に向けた講師構成、講義内容の確定：導入研修 21 名（10 月）、機能別研修 43 名（公衆衛生対応（7 月）、診療・感染制御（9 月））を実施した。
- 機材整備：検査機材の必要品目を絞り込み、仕様が確定した機材から調達手続きを開始した（9 月）。

4. 救助チームの体制強化

- 研修内容と参加者の拡充：救助チーム隊員は複数の省庁と民間からの参加により機能が多岐にわたるため、全体訓練機会の効果を最大化すべく、訓練参加者枠の拡大、各機能連携研修の拡大を行った（7 月）。また、初の試みとして、模範技術の動画教材化を実施した（8 月）。
- 編成選択肢の追加：2015 年のネパール派遣では、限られた航空路線に多くの国際支援チームが集中し、人員や資機材の輸送可能性が制限される問題が発生した。同教訓を踏まえ、関係省庁との入念な協議の上、従来の基本編成（70 名）に加え小規模編成（45 名）を新たに導入した。
- 資機材保管体制の見直し：前年度実施した資機材優先度別分類に基づき、成田倉庫に備蓄する携行用資機材を優先度別に並び替えたうえで梱包表示を更新し、迅速な出庫対応を可能とした（4 月）。
- チャーター渡航可能都市の増強：ANA とチャーター契約を締結し（5 月）、従来（JAL のみ）に比べ、チャーター渡航可能都市が 34 から 50 に増加した。
- 活動ガイドラインの全面改訂と電子化：冊子配布ベースのため細やかな更新が難しかった活動ガイドラインについて、機能毎の分冊化と電子データ化導入により迅速かつ柔軟な更新を実現した。

5. 供与物資の備蓄体制強化

- 過去のオペレーションの課題の整理・分析：物資担当者会議を定例開催し、各供与事例の振り返りと成果、課題、教訓の共有を徹底した。また、物資供与の迅速化・効率化のため、事務局内体制を地域班と情報収集／物資供与オペレーション班に区分し、地域単位とオペレーション単位でノウハウを蓄積・共有することとした。
- 備蓄体制の見直し：大洋州諸国での災害発生時の物資供与では、航空輸送能力の制限が主因となり迅速な輸送が困難であるため、過去の災害発生状況に鑑み、パラオ及びマーシャル諸島に続く 3 か所目の現地備蓄倉庫としてソロモン諸島を対象に先方政府と調整を開始した。

No.15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 国際搜索救助諮問グループ関連活動への参画、貢献

- **国際会議の主催**：東京にて、45 か国、57 の組織から 157 名の参加のもと、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）チームリーダーズ会合を外務省と共に成功裏に主催した（9 月）。特に、国内搜索救助能力向上に向けた機構の技術協力や国際緊急援助隊救助チームからの技術支援に対する期待が示されるなど、日本がアジア太平洋地域において INSARAG の中心的な役割を担っていることが改めて確認された。また、日本国内からの参加者（警察庁、消防庁、海上保安庁等）は、各協議への積極参加を通じ、国際的な最新情報に直接触れるとともに、各国の国際搜索救助関係者との交流を深め、災害発生時の緊急対応に向けた備えの促進と国内外関係者のネットワーク強化にも貢献した。
- **会合、研修等への貢献**：諮問グループ参加国の総会である年次会合、地域会合等へ出席した。また、INSARAG のワーキンググループ会合に有識者を 4 回派遣し、災害時の派遣チーム間の現地調整手法の確立とマニュアル策定に貢献するとともに日本のプレゼンスを発揮した。その他、国際演習（インドネシア）へのチーム参加と演習運営管理者派遣（8 月）、搜索救助チームの活動調整セル運営研修への講師派遣等を行った。
- **他国の外部評価支援**：英国、南アフリカが受検した INSARAG による外部評価に評価員を派遣した。また、受検を希望しているフィリピンに対し、国連人道問題調整事務所（OCHA：UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の能力評価調査団の一員として JDR 事務局員を派遣した（4 月）。

2. WHO による緊急医療チーム（EMT）枠組み構築等への貢献

- **医療チーム登録制度への参加**：被災国へ派遣される医療チームの質の確保が喫緊の課題となっているため、WHO は、EMT の行動原則・技術水準を Type1（外来・診療）、Type2（入院・外科治療）、Type3（入院・高度医療）の区分で標準化し、包括的な体制整備に取り組んでいる。国際緊急援助隊事務局・医療チームは WHO の認証視察の結果、世界で 3 か国目（4 チーム目）の EMT 認証を取得し、登録された（Type1・2 及びスペシャリストセル）。特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析を行う能力については、現時点で唯一の認証チームとなった。また、要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得た。
- **医療チームの国際標準策定への貢献**：EMT ワーキンググループ等 3 件（Minimum Data Set (MDS)、Public Health Rapid Response Team、Highly Infectious Disease Treatment Team）に参画し、国際標準の策定に貢献した。特に MDS は、機構がイスラエルと共に災害医療情報の標準化手法を提案した経緯を踏まえ、WHO からの要請に基づき、日本・イスラエルが共同議長となり議論をリードした。テーマの重要性から、赤十字国際委員会や国境なき医師団（MSF）等、多種多様な 15 実施主体の参加があり、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。また、最終報告は 2017 年 2 月に WHO の EMT 戦略諮問委員会で合意され、EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目（MDS）が確定した。これにより、災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。
- **対外発信**：EMT グローバル会合において基調講演等 5 件を行い、医療チームの知見と取組を国際社会へ発信した。なお、実派遣導入準備が完了した医療チームの電子カルテについても、WHO の MDS ワーキンググループで緊急医療チームの先駆的事例として紹介された。

3. NGO や自衛隊等との情報共有・連携態勢の強化

- **国内 NGO との連携強化**：EMT 認証視察団来訪時に、機構からの働きかけにより、国内 NGO を対象とした EMT 登録手続きの説明会を開催した（6 月）。NGO が EMT 登録されると各チームの能力

を事前に把握することが可能となるため、NGO との被災現場での効果的な連携実現が期待される。

- **自衛隊との連携強化**：陸上自衛隊中央即応集団主催の定例勉強会や、防衛省の要請に基づき、外務省と共に米軍主催の環太平洋合同演習（RIMPAC）の人道支援演習にオブザーバー参加した。

4. 国際緊急援助隊事務局と課題部の連携強化

災害対応時には、JDR 事務局、関係課題部及び地域部間での情報共有を徹底している。スリランカ洪水（5月）、ミャンマー地震（8月）、インドネシア地震（12月）等では、現地で活動している機構専門家から情報収集するなど、災害情報を最初に入手する JDR 事務局から積極的に課題部にアプローチした。

特に、INSARAG チームリーダーズ会合（1.参照）に参加したミャンマー政府代表者から国内救助技術の強化について協力要請を受け、地球環境部、産業開発・公共政策部、国内拠点及びミャンマー事務所と協力し、課題別研修のフォローアップ案件として、ヤンゴンにおいて消防救助能力強化に向けたワークショップを開催するとともに、ミャンマー内務省消防局関係者による国際緊急援助隊救助チームの総合訓練視察を通じて、ミャンマーにおける消防救助体制の強化のための支援を行った。

5. 国際機関との連携、多国間災害演習等への参加

- **UNDAC**：OCHA 主催の DHL を活用した国際支援受入調整研修に国際協力専門員を講師として派遣した（4月、インドネシア）。また、UNDAC メンバーの災害アセスメント能力向上を目的として、OCHA 主催の災害評価調整研修（9月、ノルウェー）へ JDR 事務局員が初めて参加した。
- **UNOCHA**：2014年に締結した連携協定の進捗確認打ち合わせを OCHA 神戸と実施した（9月）。
- **ASEAN 地域**：ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA Center1）及び同緊急対応アセスメントチームとの間で、相互の訓練視察を実施した。また、AHA Center 設立5周年の記念式典参加の機会を利用し、ASEAN 政府代表部や在外事務所も研修訓練に相互参加し、連携枠組みを今後一層促進させるべく協議した。
- 援助・国際開発フォーラムへ事務局員をパネリストとして派遣した（6月、タイ）。また、欧州最大規模の災害対応人道支援演習（TRIPLEX）に初めて参加した（9月、ノルウェー）。

6. ASEAN 災害医療体制構築への支援（No.3-1「防災」参照）

ASEAN 災害医療連携強化（ARCH）プロジェクトの事業開始にあたり、EMT 最新動向等の知見の共有や、現地調整会合に参加した（9月）。また、現地訓練における技術的支援と JDR 登録者11名の地域訓練への派遣等を実施した（2017年1月）。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、新規に設置した感染症対策チームの実派遣に向けた各種準備を期待したい。

<対応>

救助チームの INSARAG ヘビー級、医療チームの EMT-type2 の認証条件に準拠した国際標準の研修訓練を実施している。また、後者については追加機材の検討・調達、ガイドラインの増補など更なる能力向上に向けた措置を取っている。感染症対策チームについては、141人の登録を完了し、研修訓練を開始した。発足から10か月で初派遣（コンゴ民主共和国・黄熱）を実現しており、今後その教訓を踏まえた派遣体制の強化を行う。

¹ ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.16	海外移住
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成28年度開発協力重点方針、海外移住審議会最終意見書

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
海外移住者支援事業の実績 （助成金交付対象団体、件数）			30 44	30 42	28 42	22 35	19 33
日系個別研修事業規模縮減率 （人数・（コース）・経費千円）	2011年度比 10%削減	61（49） 181,375	62（49） 162,479	60（42） 161,984	62（43） 141,024	52（43） 142,629	53（45） 136,601
移住投融资債権の回収状況 （期中減）（千円）			290,145	417,245	340,488	209,413	131,516
入植地割賦金債権の回収状況 （期中減）（千円）			7,815	6,826	8,070	297	584
◎海外移住資料館の来訪者数	30,000/ 34,000※	30,231	36,491	37,553	40,274	43,272	52,923
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5,000/ 5,400※	4,478	4,994	6,803	6,593	7,020	8,296
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113,182/ 150,000※	131,598	154,255	163,928	192,239	191,923	201,464

◎2016年度計画の評価指標 ※2015年度より目標値を引き上げ

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p>
<p>中期計画 （中期目標に同じ）</p>
<p>年度計画</p> <p>① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、海外移住者団体への助成金交付事業を実施する。日系個別研修については、引き続き課題の重点化を図り縮減する。また、日系人との関係強化及び日系社会支援のため、ボランティア派遣、研修、日系病院・医師に対する支援を実施する。</p> <p>② 移住債権については、債権残高を減少させるとともに、債権管理業務を終了する方策を具体化する。</p> <p>③ 海外移住及び日系社会に関する知識の国民への普及を引き続き図るために、海外移住資料館の体制整備や調査・展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化等に取り組む。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）日系個別研修の人数・経費縮減率：2011年度比10%減</p> <p>（定量的指標）年間の来館者数：34,000人、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数：5,400人、年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数：15万人</p>

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>1. 海外移住者の団体に対する支援事業の重点化、日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築</p> <p>1-1. 海外の移住者団体に対する支援の重点化については、助成金交付事業の重点分野の助成額の割合</p>

は 99.17%、日系個別研修の重点化は人数実績で目標値 (10%縮減) の約 131%、経費実績で約 246% と、2015 年度と同水準の達成となった。

1-2. 日系人及び日系社会との関係強化に向けた取組では、日系次世代研修 100 名を受け入れるとともに、日系社会ボランティアについてもブラジルに 100 名を派遣し、2014 年の政府公約を達成した。

1-3. 日系社会との互恵的な連携関係を構築するため、日本の民間企業との連携調査団派遣や日系病院と連携した日本の医療・福祉法人の海外展開を支援した。

2. 移住債権

引き続き債権残高の減少に取り組み、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行う等、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めた。

3. 海外移住及び日系社会に関する理解の促進

海外移住資料館の来館者数、教育プログラムへの参加者数、ウェブ訪問数はそれぞれ 5.3 万人、8,296 人、20.1 万件となり、いずれも年度計画の目標を達成した。広島県等の移住者送出県と連携した企画展示やリオ・オリンピック・パラリンピックの機会に合わせた展示等を通じ、海外移住及び日系社会に関する知識の普及を行った。また、福岡県・広島県・広島市と連携した企画展示や、ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示等、連携強化に向けた取組を実施した。

<課題と対応>

日系社会の存在が日本とのより強い絆となるよう、必要な移住者支援策を継続し、日系社会との連携・協力に取り組む。

3-3. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

(1) 海外の移住者団体に対する支援 (助成金交付事業)

- 19 団体 33 件 (2015 年度は 22 団体 35 件) に対し、重点分野 (高齢者福祉及び人材育成) の事業に対して助成金を交付した。重点分野の助成額の割合は、99.2% (2015 年度は 96.3%) となった。
- 移住債権譲渡済国 (2015 年 3 月パラグアイ、2015 年 8 月ボリビア) においては、回収金及び回収金に応じて機構が交付する付加助成金を、日系社会全体に広く裨益し、上記の重点 2 分野に資することを目的とした事業に充てることができる仕組みを構築している。パラグアイでは、この仕組みを活用した付加助成金により、高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

(2) 日系個別研修

- 45 コースを実施し、53 名 (2015 年度 43 コース、52 名) を受け入れた。2011 年度の数・経費実績を基準に 10%削減する目標 (6.1 人、18,137 千円) に対し、人数は目標値の約 131%、経費は約 246% を達成した。また、個別研修の事業規模を縮減する一方で、日系研修として以下の取組を行った。
 - **保健医療・社会保障分野** : 24 コースを重点的に実施し、高齢者支援等に関わる研修員を 15 名受け入れた。また 2015 年度に高齢者支援のため行った現地セミナー及び案件化調査から佐久大学、JA 長野厚生連佐久総合病院等の協力のもと「地域保健医療福祉—既存の社会資源を要介護高齢者へ生かす手法」コースを 2017 年度コースとして採択した。
 - **日系団体運営管理** コース : 日系社会の活性化、日系アイデンティティの涵養に資する人材育成のため、これまで少人数で実施していた「日系団体運営管理」コースを集団化することで効率化するとともに、多くの国からなる参加研修員同士のディスカッションを通じて他国の現状が

ら学びを深め、また研修員間のネットワーク構築にも貢献した。

(3) 日系社会支援

- **日系社会次世代育成事業**：中学生、高校生、大学生それぞれを対象とした招へいプログラムを実施し、合計 100 名を受入れ、日系社会次世代育成研修の 100 名への倍増の政府公約を達成した。
- **日系社会ボランティア**：ブラジルの日系社会ボランティアを 80 名派遣した（青年 40 名、シニア 17 名、短期 23 名）。2016 年 6 月や 2017 年 2 月には派遣数が 100 名を超え、日系社会ボランティアの大幅増員の政府公約を達成した。主な取組は以下のとおり。
 - ▶ 国士舘大学との連携による剣道の短期ボランティア派遣が開始された。（No.10-1 参照）
 - ▶ 読売ジャイアンツと連携し同球団のコーチを 2016 年 12 月に指導者として派遣し、日系社会ボランティアと協力しつつ、現地の子供たちを指導した。（No.10-1 参照）

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- **中南米日系社会との連携調査団**：中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会との連携を促進する「中南米日系社会との連携調査団」に、中小企業 12 社及び 1 団体が参加した（2015 年度 11 社）。派遣の結果、参加企業からの提案により保健医療分野や建築分野で 4 件の日系研修が採択されたほか、パラグアイやボリビアでの現地法人の設立等、参加企業独自での現地事業の展開にもつながった。さらに、調査団派遣前後で 7 回のセミナーを 6 都市で実施し、機構の中南米地域に対する事業及び中南米日系社会の一層の広報効果につながった。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- **日系研修**：日系病院やブラジルの医療事情の改善に向け、「5S-Kaizen による看護師の管理能力の向上」研修を実施した（5 月－6 月）。サンタクルス病院等から看護師 6 名が参加し、5S-Kaizen を用いた日本の業務環境改善の経験を学んだ。帰国後は同病院で報告会を行い、結果を共有した。
- **連携調査団の派遣**：日本の医療・社会福祉法人及び民間企業を募った「ブラジル日系医療機関との連携調査団」を派遣した（1 月－2 月）。現地の日系人・団体が経営する病院や高齢者福祉施設への訪問や協議を通じ、両国間のネットワークが強化され、今後の協力案や連携の可能性が整理された。

指標 16-2 移住債権の状況

1. 移住投融资債権及び入植地債権残高の減少、債権管理終了に向けた方策の検討状況

- 年度当初債権額（元本）のうち、132,100 千円（19.9%）の期中減を果たした。第三期中期目標期間中の減少は期首債権残高比で 69.0%となっている。回収が困難な債権が残るなか、2015 年度までの 2 か国における債権管理業務終了に続き、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行うなど、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めている。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2016 年度末現在）

（金額単位：千円）

	期首残高	期中減	（期中減内訳）		評価増減	期末残高	件数	（参考）
	(a)	(b)	回収による減	その他減	為替差損益 (c)	(a) - (b) + (c)	(件)	利息入金実績
移住地投融资貸付	661,379	131,516	4,407	127,109	-18,831	511,032	200	1,377
入植地割賦元金	1,461	584	232	352	68	945	7	27
合計	662,840	132,100	4,639	127,461	-18,763	511,977	207	1404

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館利用者の増加

- ・ 来訪者数と教育プログラム参加者数は、各々目標値 34,000 人と 5,400 人に対して 52,923 人(156%)、8,296 人(154%)と目標を達成した。
- ・ ウェブサイトアクセス数も目標値の 150,000 に対して 201,464 (134%) となり、目標を達成した。

2. 海外移住資料館を活用した取り組み

- ・ **移住者送出県との連携**：常設展示に加え、2016 年度は移住送出者数全国一位の広島県（約 10 万人）に関する展示を実施した（2017 年 3 月－5 月）。また、過去に取り上げた和歌山県や福岡県に関する展示については、各県の協力を得て地元県内の巡回展示も行っており、首都圏にとどまらない展開を進めている。
- ・ **リオ・オリンピック・パラリンピック**：「二つのオリンピック」展を開催し、サンパウロ市在住の日系二世五輪聖火ランナーから聖火トーチとユニフォームの寄贈を受けイベントを開催した。9 月には、聖火ランナー本人を資料館に招へいし、特別講演会を行った結果、多数の来館につながった。（10 月）

3. 国内外の博物館、資料館との連携と機能強化

- ・ **ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示**：戦後に日系人から届けられた救援物資（ララ物資）に関して 2014 年に企画展示した「ララってなあに？ 日本を助けたおくりもの」を、2016 年度はブラジル 1 都市、アルゼンチン 1 都市にて巡回展示し、現地日系人からも高く評価された。
- ・ **福岡県での展示**：2015 年度企画展示「ルーツは福岡 夢は世界へ」が福岡県内 5 カ所で巡回展示された（9 月－1 月）。さらにメキシコで開催された「海外福岡県人会世界大会」に合わせて開所した「日本人メキシコ移住 あかね記念館」でも展示が行われた。同大会が開催された際に、福岡県内巡回展示用に当方が作成し福岡に提供したパネルの一部が展示され、現地日系人に好評を博した上、現地を訪問した福岡県知事からも評価された（10 月）。
- ・ **広島県・広島市との連携**：広島県・広島市と連携し、2015 年 10～12 月に広島県立文書館が先行開催した「広島から世界へ～移住者の歴史と現在～」を発展させ、企画展示「広島から世界へ～移住者の歴史と日系人の暮らし～」を開催、2017 年 6 月頃より広島県でも巡回展示が行われる予定となっている。2017 年にハワイ州との友好提携 20 周年を迎える広島県は、重要な周年行事の一つとしている。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

債権管理業務終了に向けた引き続きの検討を行うと共に、日系社会との新たな互恵的・持続的な連携関係に向けた各機関との連携強化を期待したい。

<対応>

債権管理業務終了に向け、残りの 2 か国のうちドミニカ共和国では、債務減免策を具体化、アルゼンチンでは履行延期措置等を適用し、それぞれ債権の回収と償却手続きを進めた。

日系社会との連携については、日本の民間企業や医療・福祉法人の調査団派遣を通じ、参加企業・法人の海外進出や、参加企業等の提案による機構事業の実現に貢献した。さらに、譲渡債権回収金を活用し、パラグアイでは高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件）			667	663	589	616	609
カテゴリ分類ごとの案件数（A/B/C/FI）			31/177/ 448/11	35/153/ 463/12	30/142/ 406/11	26/137/ 445/8	21/130/ 453/5
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694	702	907

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(イ) 環境社会配慮</p> <p>機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p>
<p>中期計画（中期目標と同一）</p>
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(イ) 環境社会配慮</p> <p>① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を行う。</p> <p>② 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。特に、環境社会配慮ガイドライン制定後の運用実績を踏まえて、研修機会と内容面の拡充を図る。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮ガイドラインの遵守 ・研修機会・内容面の拡充

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>1. 環境社会配慮ガイドラインの運用</p> <p>第三者の関与も得つつ、支援要請等がなされた全 609 案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した（事業実施段階の監理強化を含む）。</p> <p>2. 環境社会配慮に関する理解促進に向けた取組</p> <p>2-1. 機構内外関係者の研修の実施や、研修機会・内容面の拡充を引き続き順調に実施した。</p> <p>2-2. 世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る最終案の承認を受けて、改定の要点等を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等との間で、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し、関係機関と具体的な連携について協議した。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>引き続き、着実に環境社会配慮ガイドラインを運用する。</p>

3-3. 業務実績

No. 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用と環境社会配慮確認の確実な実施

(1) ガイドラインに基づく環境社会配慮確認の確実な実施

- **環境社会配慮ガイドラインの適用状況**：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では、支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じて A、B、C、FI のカテゴリに分類¹を行い、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしている。支援要請等がなされた全 609 案件に対してカテゴリ分類（A：21 件、B：130 件、C：453 件、FI：5 件）を行うとともに、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
- **環境社会配慮助言委員会の運営**：環境社会配慮助言委員会の全体会合を 11 回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 24 回開催し、計 19 案件（すべてカテゴリ A）について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施等にかかれている。これら全ての会合は公開で行っており、議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。年度途中で助言委員の改選手続きを行い、ジェンダーや民間連携などの専門性を有する多様な委員が就任したほか、改選後新任委員への丁寧な業務説明や委員会運営の改善策を導入し効率的・効果的な運営に努めた。
- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査を行った後、実施段階に移行した案件が増加しており、事業実施段階における監理を強化した。具体的には、環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への定期的な報告（6 月、12 月）を定着させ、助言委員に対して、環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況の確認を求めた。また、案件監理調査を本格的に実施し、協力相手国の実施機関が行う実施段階の環境社会配慮状況の確認を行い、実施機関及び在外事務所に対して必要な対応を求めることにより、環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付け等の促進を実施した。このような事業実施段階における監理を強化することにより、機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が向上した。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の 2016 年度の実績は 0 件であった（同ガイドライン施行以降、累積 5 件）。

(2) 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組の推進

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行が 2012 年から検討を進めていた環境社会配慮政策の改定に関し、8 月の世界銀行理事会での最終案の承認を受け、改定の要点や JICA 事業への影響等を審査部にて整理し、機構内に情報共有した。
- **その他の調和化の取組**：環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化を図ることを目的として、国際開発金融機関との会合に 6 回参加し、機構の取組の発信や他ドナーとの情報交換を実施したほか、個別案件に関して世界銀行や ADB 等と協議を実施した。特に、世界銀行、ADB、オーストラリア外務貿易省との間でアジア・太平洋諸国における環境社会配慮政策の効果的な適用を

¹ 各カテゴリの定義は以下のとおり。A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業、B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業、C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業、FI：機構の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し（5月）、これを基に関係機関と具体的な連携について協議を行った。

No. 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により、機構内外の関係者計 907 名（2015 年度 620 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、機構関係者の環境社会配慮に対する理解を促進した。

- コアスキル研修等による機構内部向け説明：502 名（2015 年度 388 名）
- 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：203 名（同 101 名）
- コンサルタント向け研修：80 名（同 79 名）
- 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする、審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明：122 名（同 52 名）

また、環境社会配慮ガイドラインの理解促進を目的とした研修機会の拡充を目的として、最近の事例等を踏まえて既存の研修資料をアップデートした上で、E-learning による研修用コンテンツを作成し、2017 年度からの本格運用に向けて機構内関係者を対象として試行した。加えて、2016 年 5 月に名古屋で開催された国際影響評価学会年次総会で環境社会配慮面での機構の取組を発表した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

<対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を確実に実施している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、国家安全保障戦略、人身取引対策行動計画 2014、女性の活躍推進のための開発戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎ジェンダー案件比率（件数ベース）	30%	31%			32%	39%	33%
◎ジェンダー主流化調査実施率（件数ベース）	80%	0%			新規	55%	61%
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186	197	193
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408	270	340

◎：2016年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は、事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。</p>
<p>中期計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p>
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れることにより、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する質の高い案件の形成を進める。また、「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に則り、紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー案件比率：30%、ジェンダー主流化調査実施率：80% <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に則ったモニタリングの実施

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>1. ジェンダー主流化の推進</p> <p>1-1. 機構職員 42 人、外部人材 296 人に対してジェンダーに係る研修を実施した。</p> <p>1-2. 2015 年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリー」の定着を図り、全プロジェクトの 61%の案件準備段階で男女別ニーズ把握等の調査を実施し、ジェンダー案件比率は 33%となり目標値を達成した（技術協力事業、無償資金協力事業、円借款事業プロジェクトの比率はそれぞれ 37%、19%、39%）。</p> <p>1-3. TICAD VI、WAW!2016 等の各種国際会議において日本のジェンダーに係る取組を発信するとともに、実務者レベルでの今後のジェンダーに係る具体的取組を議論した。</p>

2. ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する質の高い案件形成

南スーダンやコンゴ民主共和国等4か国のジェンダー情報を整備するとともに、教育等7分野においてジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を実施した。また、インド等の円借款案件でのコミュニティ開発へのジェンダー主流化の視点の導入の徹底や、バングラデシュの公共交通において女性の安全性に配慮した例等、ジェンダーの視点を取り入れて案件のデザインや実施に配慮した。

3. 「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に沿ったモニタリングの実施

同行動計画のモニタリングに向けた議論に参画し、モニタリング報告書の作成に貢献した。

<課題と対応>

日本政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、引き続き、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。

3-3. 業務実績

No. 18-1 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. ジェンダー主流化の推進

企画部の総合調整の下、ジェンダー平等・貧困削減推進室が機構事業のジェンダー主流化を推進した。

• ジェンダー主流化に係る調査分析

- **執務参考用資料の充実**：引き続きジェンダー情報の整備に取り組み、ブータンやイラン、紛争影響国である南スーダンやコンゴ民主共和国を対象に各国の情報整備を行った。また、教育、民間セクター開発、農業、平和構築、地方給水、防災、インフラの各分野の事業でのジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を行った。
- **ジェンダー案件比率**：2015年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリー」（ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取組みについて協議した案件）が定着することで、開始した全プロジェクトの61%²で案件準備段階で男女別ニーズの把握等の調査を実施し、37%（197件中73件）の技術協力プロジェクト（2015年度39%）がジェンダー平等や女性のエンパワメントを促進するものとなった。また、無償資金協力、円借款で合意文書を締結した案件ではそれぞれ19%（G/Aベース、88件中17件）、39%（L/Aベース、51件中20件）（2015年度26%、44%）となった（合計33%、336件中110件）。これにより、政府が推進する「女性が輝く社会」の重点政策である「女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化」等の実現にも貢献している。
- **ジェンダー分類の定着**：「ジェンダー主流化調査・分析案件」カテゴリーの更なる定着を推進した結果、半数以上の案件が同カテゴリーの要件に基づきジェンダー視点に立った調査を実施し、先方政府とジェンダーに配慮した取組を協議した。これを通じ、2016年度に政府が公表した「女性の活躍推進のための開発戦略」の実施にも貢献した。

• 機構内外でのジェンダー理解の促進

- **ジェンダー研修の実施**：専門家の派遣前研修（12回、計265人）、機構職員への講義（6回、42人）でジェンダーに係る講義を行った。また、プロジェクト実施担当者向けの「プロジェクトサイクルマネジメント・モニタリング評価」では、ジェンダー視点を重視したケースを用い

²特に無償資金協力案件で当初の想定以上にジェンダー主流化調査の必要がない機材案件や施設建設案件が多かった結果、前年度に比べて低くなった。

て演習を行い、事業運営上のジェンダー視点の重要性の理解促進を図っている。

- ▶ **能力強化研修**：「ジェンダー主流化」を実施し、コンサルタント等 30 人に対して技術協力、無償資金協力、円借款の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点を伝えた。同時に、ADB のジェンダー専門家を講師に招き、他ドナーの実践例を共有した。

- **有識者とのネットワーク及び助言体制**

- ▶ **ジェンダー懇親会**：5 名の外部有識者委員の参加のもと、ジェンダー懇談会を開催し、ジェンダー案件の量的拡大と質の向上に向けた取組等、事業でのジェンダー主流化ならびに組織ジェンダーの取組を説明した（11 月）。
- ▶ **「多様性と災害リスク削減」研修**：国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、市民団体、大学教授等が参加する国内支援委員会の助言を得つつ、途上国行政官や市民団体向けの防災における女性のリーダーシップに係る研修を開発した。同研修で、東日本大震災の復興現場での地方行政、女性団体、企業、大学等の取組を取り上げるとともに、行政面においては、女性の参画に関わる課題について参加者の各国の取組からも多くを学び合えるよう設計された。

2. ジェンダー視点を入れた事例（実施済み案件からの具体的な事例）

(1) 円借款

準備段階にジェンダー主流化のニーズを確認し、包括的なジェンダー主流化計画（Gender Action Plan）を策定し、先方政府実施機関と合意形成を行った。

- ▶ **インド・ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業（第一期）**：女性への裨益効果を考慮し、調査団による議論を経て、実施機関によって「農民参加型灌漑施設管理法」が改訂され、水利組合の参加資格条件の緩和及び組合運営への女性参画の法的な義務化につながった。本事業では、男性組合員の配偶者等で構成される女性部会を各組合内に組織化する等、女性農民の能力強化・水利組合内での女性の発言力向上等に取り組み、灌漑セクターにおけるジェンダー主流化を推進した。
- ▶ **インド・オディシヤ州森林開発セクター事業（フェーズ 2）**：コミュニティ開発計画等においてジェンダー戦略やアクションプランを策定するとともに、先方政府職員、共同森林管理組合や所得創出活動を実施する自助努力グループ等にジェンダー研修を行い、事業でのジェンダーの視点を確保した。さらに、住民の組織化・活性化の役割を担うアニメーターに必ず 1 人の女性を指名した。今後は各活動の実施状況を定量的に把握するモニタリング体制やそれに基づく戦略・アクションプランへのフィードバック体制を構築する予定。
- ▶ **バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業（II）**：女性に対する安全性の確保の不備が女性の公共交通機関利用の障害であることが案件形成時に確認されたため、ジェンダーの視点に立ち、ピーク時の女性専用車の運行や車両・駅構内での監視カメラの設置による安全確保等を実施する予定である。また、ジェンダー・アクションプランを作成し、定期的なモニタリング・フィードバック体制を構築し、ジェンダー主流化を継続して推進する。

(2) 技術協力プロジェクト

- ▶ **ヨルダン・パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ 2、3**：女性の就労に対する否定的な考え方を打破し女性が就業しやすい環境づくりを目指す行動変容プログラムを実施し、難民女性の生計向上を支援している。女性向けの職業訓練を通じ、自らのビジネスの成功や、工場や企業での雇用増大等、経済的なエンパワメントが促進された。また、キャ

ンプコミュニティのリーダーへの働きかけを宗教指導者の協力も得ながら行うことで、コミュニティにおいて女性が働くことへの理解促進にもつながった。

- ▶ **ラオス・持続可能な森林経営及び REDD+支援プロジェクト**：事業のパイロット村で予定している村落開発基金を活用した代替生計活動の中で、女性グループに対し生計向上支援活動を行った。また、森林担当官を対象に、ジェンダー研修を含む REDD+セーフガード研修を実施し、森林管理におけるジェンダーの重要性を学ぶ機会を提供した。

(3) 海外投融資

- ▶ ASEAN の女性起業家や女性グループ等を支援するマイクロファイナンス機関向けファンドに海外投融資を通じて出資契約を締結した。最大 30 百万米ドルを出資する予定であり、同地域における貧困層の女性をはじめとした顧客の金融サービスへのアクセスを向上させることで女性のエンパワメントに寄与することを目的としている。(No.14-6 参照)

(4) 緊急復興事業

- ▶ **開発調査型技術協力「自然災害からの復興支援の評価－フィリピン台風ヨランダ災害緊急復旧・復興支援プロジェクト」**：緊急復興事業の実施にジェンダーの視点を組み込み、女性グループの加工食品生産活動の再開支援、女性グループへの加工品調理技術訓練の実施、販売促進拠点の整備・拡大、保育所拡充等働く環境の整備等を実施した結果、復旧・復興支援への女性の参画を促進し、災害に強いコミュニティの再建に貢献した。

3. 他機関との連携

(1) 他機関との連携

- **UNISDR、国際 NGO 等との連携**：アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11 月、インド）において、ジェンダーと多様性の視点を災害リスクの軽減に入れこむための具体的なアクションを議論した。(No.3-1 参照)
- **世界銀行との連携**：課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」（12 月）において、世界銀行東京防災ハブ担当にコメンテーターを依頼し、課題別研修における連携の成果を踏まえ、2017 年の防災グローバル・プラットフォームでの共同セッションの開催につながった。
- **中米統合機構（SICA）との連携**：本邦招へい「SICA 地域及び加盟国向け女性の経済的自立支援推進」（2 月～3 月）を通じ、ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に向けた地域政策の実施推進と地域レベルのモニタリング・評価メカニズムに関する具体的な取組を議論した。

(2) 国際会議等での発信

- **TICAD VI**：UNDP と共催したサイドイベントにて、機構理事長がアフリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの重要性についてスピーチし、機構の取組を紹介した。また、英国政府及び赤十字国際委員会と共催したイベントでは、機構理事長より、女性こそが紛争の解決を促し、国づくりの源泉となりうるとの認識を伝えた。イベントの成果として、アフリカの平和と安定のためには、女性の意思決定への参画とリーダーシップ強化に向けた具体的行動を取ることが必要との認識が共有された。(No.4-1 参照)
- **WAW!2016**：日本政府主催の「国際女性会議（WAW! 2016）」（12 月）のハイレベル・ラウンドテーブル「平和・安全保障における女性の参画とエンパワメント」に機構理事長が登壇し、アフガニスタン女性警察官支援やフィリピン・ミンダナオ支援の事例を基に、女性警察官の人材育成、コミュ

ニティの貧困女性の支援、及び女性を含む多様なステークホルダーの視点を組み込むことの有効性を訴え、これらが全体会合の提言に反映された。

- **SICA との連携**: SICA との共催によりエルサルバドルで女性の経済的自立に関わるセミナーを開催し、加盟各国の女性大臣、機構理事の参加のもと、中米地域における広域的なジェンダー主流化の課題と域内協力の重要性について議論した（9月）。

4. 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」への対応

- **モニタリングへの協力**: 外務省が設置した同計画のモニタリング作業部会に参加し、政府の報告書作成に協力した。2017年3月にモニタリング報告書が公表され、機構の事例が6件選定された。
- **平和構築と防災におけるジェンダー主流化**: 米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所と連携し、紛争影響地域であるアフガニスタンやフィリピン・ミンダナオの社会開発、自然災害の被災国であるスリランカ、フィリピンやハイチでの女性の参画について事例研究し、報告書を公表した。WAW! 2016でサイドイベント「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催し、約80名の参加者のもと成果発表を行った。（No.7-1参照）

5. ジェンダー・多様性に関する取組の強化

- **ジェンダーと防災**: 各国によるジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を支援するため、アジア太平洋地域会合「ジェンダーと災害リスク削減」（4月、ベトナム）、「災害地域における女性に対する暴力」会合（4月、インドネシア）、「ジェンダーと社会的包摂の視点に立って災害リスク削減を共に考える：ネパールと日本の経験から」セミナー（5月、ネパール）、「ジェンダーと多様性：災害に強いコミュニティの構築に向けて」国際シンポジウム（7月、スリランカ）、アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11月、インド）等に参加し、ジェンダーと災害リスク削減に係る機構の取組や課題を発信するとともに、具体的なアクションについて討論した。
- **課題別研修**: 「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施し、6か国から17名の行政官・市民団体関係者が参加した（12月）。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の計画通りの取りまとめ及び同結果を活用した、より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。

<対応>

農業分野、教育分野、民間セクター開発の実施中のプロジェクトを選定しジェンダー主流化の取組をレビューするとともに、執務参考用資料を作成し、各担当課題部、関連分野コンサルタント等と勉強会を行った。また、インフラ分野において、円借款で実施されているインフラ事業（水資源、運輸交通、電力、下水道等）におけるジェンダー主流化の取組をレビューし公開セミナーを行うとともに、執務参考用資料に取りまとめた。さらに、プロジェクト研究「ジェンダー主流化支援体制構築」（インフラ関連分野）を実施し、国・セクター毎のジェンダー情報を整備した。

さらに、事業におけるジェンダー主流化の推進のため、ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に取り組んだ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.19	事業評価
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎10億円以上の事業に対する外部評価の実施率	100%					新規	100%
◎汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備	2分野					新規	3分野
◎インパクト評価実施件数	2件					新規	4件
外部事後評価着手件数 (うち技術協力/円借款/無償資金協力)			96 (20/50/26)	79 (20/41/18)	98 (20/51/27)	91 (25/35/31)	96 (27/34/35)
内部事後評価着手案件 (うち技術協力/無償資金協力)			43	62 (32/30)	78 (55/23)	73 (53/20)	82 (63/19)
評価結果ウェブサイト公開件数 (和文/英文)			138/137	184/182	188/182	167/165	171/167
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	1
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析 (累積)					5	9	15
開発課題別の指標整備 (累積) (注1)				22% (6分野)	52% (14分野)	87% (20分野)	100% (22分野)
◎研修実施件数 (注2)	10回	10回			新規	15回	15回
② 主要なインプット情報			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数 (人)			14	16	16	16	16

◎ : 2016 年度計画の評価指標

(注1) 技術協力プロジェクトの標準的指標整備の累計 (注2) 内部向け研修の実施回数

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 事業評価</p> <p>客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価 (PDCA サイクル) を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p>
<p>中期計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 事業評価</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。
<p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 事業評価</p> <p>① 説明責任を確保するために、事後評価を着実に実施し、速やかに情報を公開する。さらに、説明責任の一層の向上のため、外部評価への多様な主体 (NGO、大学等) の参加を促進する。</p> <p>② 事業評価を通じた学習・改善を促進するために、事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標を整備するとともに、事業へのフィードバック強化のための取組を実施する。さらに、学習・改善を深化させる取組として、インパクト評価や、プロセスの評価、教訓の深堀・詳細分析等、評価対象の特殊性に合わせた評価・分析等を進める。</p> <p>③ 事業評価に係る人材育成や対外発信を行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率 : 100% ・ 汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備 : 2 分野、インパクト評価 : 2 件 ・ 研修 : 年 10 回

3-2. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、事後評価における専門的・多様な視点の取り入れ、評価を通じた事業の質と効果の向上に向けたインパクト評価や評価対象の特性に合わせた評価の実施、外部からの高い評価の獲得等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 事後評価の実施及び透明性の向上

1-1. 「説明責任」を確保するため、10億円以上の事業に対する外部評価を100%実施し、事業評価外部有識者委員会の定期開催、事業評価年次報告書の発行等を行った。新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者委員会の助言を得つつ作成、公表し、一層の説明責任を強化した。

- 機構の一連の事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され、9月発行の社会貢献債（JICA債）が国際資本市場協会（ICMA）の国内市場初のソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながった。

1-2. 本邦大学やNGOに対し事後評価に係るセミナーを開催する等、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進した。

- より専門的・多様な視点を取り入れるため、カンボジア、スリランカの外部評価3件で、有識者（国内外の大学・NGO関係者）と連携した取組を開始した。現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。

2. 事業評価を通じた学習・改善の促進

2-1. 汎用性・実用性の高いナレッジ教訓（エネルギー）や開発課題別の指標（環境管理、財政）を整備した（計3分野）。指標整備に関し、主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。

2-2. 外部評価総合レーティングが低い事業への対応の検討を促し、新規案件形成過程への教訓フィードバック等を着実に行うことで、PDCAサイクルの実施促進に努めた。D評価案件に対して教訓の深掘・詳細分析を行い、実践的な案件形成の留意点として事業部門にフィードバックした。

2-3. 学習・改善を深化させる取組として、インパクト評価（4件）の実施や、日本センター事業等の事後評価結果の横断分析や詳細分析を行い、有用な教訓を導出した。

- 外部有識者より専門的かつ技術的見地から助言を得るため「事後評価の質の向上検討会」を新規に設置し、事業効果の発現プロセスの詳細な確認・分析に取り組んだ。より多面的かつ事業の特性を踏まえた事後評価に向けた制度改善のため、初となる体系的なプロセス評価を実施した。特にデリーメトロ事業を対象にした事例は内外関係者より高い評価を得た。
- 世界銀行及びADBと協働し、スリランカ水セクターに関する合同ケーススタディを行い、評価の知見を相互に共有するとともに、現地調査で機構が主導した現地ワークショップでは、本部評価部と在外事務所の連携力に対し、高い評価を受けた。

3. 事業評価に係る人材育成や对外発信の実施

3-1. エビデンスに基づく業務を推進するべく、機構内外の評価実務者向けインパクト評価研修や社会調査手法に関するセミナーを実施した。また、在外拠点のナショナルスタッフ向け研修を実施したほか、協力相手国実施機関向けの評価セミナー等を通じ、関係者の能力向上を図った。

3-2. 一般国民向けのみならず、国内外の学会やセミナー等でインパクト評価を始めとする機構の成果を発表する等、機構内外で事業評価に関わる对外発信を強化した。

<課題と対応>

引き続き事後評価を着実に実施し説明責任を果たすとともに、学習と改善の強化に向け事業評価の質の向上に取り組む。その際、国内外の大学、NGO、学会等との協働や知見共有、情報交換を通じて多面的な評価を推進するとともに、案件数増大に向け更なる業務の効率化を進める。

3-3. 業務実績

No.19-1 事後評価の実施及び透明性の向上

1. 事後評価の実施及び情報公開

(1) 事後評価の実施

評価対象となる 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円以下であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計 90 件（内訳：技術協力 25 件、有償資金協力 35 件、無償資金協力 30 件）に対し外部評価を実施し、2 億円以上 10 億円未満の案件 70 件（内訳：技術協力 48 件、無償資金協力 22 件）に対し内部評価を実施し、結果を機構ウェブサイトで公表した。

(2) 事業評価年次報告書

2016 年度の事業評価の活動を取りまとめた事業評価年次報告書 2016 を機構ウェブサイトで公表した。横断分析や詳細分析の記事を充実させる等、説明責任と評価の質の向上の両方で充実を図った。

2. 評価における透明性の向上と戦略的な取組

- **事業評価外部有識者委員会の開催**：2016 年度も 2 回開催し、事後評価手法の改善や戦略性強化に関する助言・提言を得ることにより、透明性の向上と戦略的な取組を着実に行った。
- **事業評価の機構内基本文書の公表**：透明性を一層向上する観点から、事後評価レファレンス（改訂版）及び事業評価年次報告書を機構ウェブサイトで公表した。また、新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者の助言を得つつ作成して公開した。
- **外部評価への多様な主体の参加の促進**：2015 年度行政事業レビューでの指摘（外部評価への多様な主体（NGO、大学、開発途上国等）の参加を促進すべき）に基づき、外部評価者による DAC 評価 5 項目に加えて、有識者（国内外の大学・NGO 関係者）と連携する取組を実施した。カンボジア、スリランカの外部評価 3 件で、連携を通じ現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。
- **外部評価従事者の裾野拡大**：中長期的な外部評価従事者の裾野拡大に向け、本邦大学・NGO 向けに機構の事後評価に係る個別説明やセミナー等を実施し、意見交換等を行った。また、外部評価実施を通じた若手評価者育成、治安の不安定な地域での遠隔評価を導入することで参画を促進した。
- **事業評価を通じたソーシャルボンド認定への貢献**：国際資本市場協会（ICMA）が発行するグリーンボンド原則（GBP）が推奨する外部レビューの体制整備や定量的事業評価の実施・公開等に関し、事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され、9 月発行の機構債権が国内市場初の ICMA のソーシャルボンド認定に係る一つの要件を満たす結果につながった。（No.9-2 参照）

No.19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- **事後評価の質の向上検討会**：①発現した事業効果（アウトカム）に加えて、その発現プロセスの確認や分析を深化させるため、また、②内部評価の質の担保と一層の向上のための新たな手法の整理と制度整備を目指し、3 名の外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置した。①については、有償資金協力事業 1 件及び技術協力事業 2 件を対象に試行を開始し、2017 年度に「事

業効果の発現プロセスの評価」(従来の DAC 評価 5 項目の観点での事業効果に加え、効果の発現のプロセスを分析するもの)の手法の整理、実施要領を作成する予定である。②については、評価結果の外部の第三者によるメタ評価(評価の評価)及び評価者(在外拠点)自身による評価結果の自己点検を試行し、質の担保・向上に対する効果を検証の上、実施手法の取りまとめに着手した。特に、デリーメトロ事業をもとにエスノグラフィー手法により事業のプロセス評価を行った事例については、これまでの DAC 評価 5 項目の枠組みを超え、オーラルヒストリーを形に残す意義の高さや案件管理ツールとしての活用可能性が向上したことなどに関して、内外の関係者より高い評価を得た。

- **内部評価の取組の戦略性の強化**：上記に加え、制度の戦略的運用を高めるべく、人材育成に加え、内部手続きの簡素化、机上評価の試行開始、評価実施時期の柔軟化の検討に着手した。
- **技術協力プロジェクトの開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス**：事業の案件形成や、事前評価段階において協力の効果を定量的に示すための参考とするため、2016 年度は 2 分野(環境管理(大気)、財政(公共財政管理))で標準的指標例及び代表的教訓レファレンスを作成し、機構ウェブサイトで公表した。これにより、主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。標準指標例や代表的教訓レファレンスは案件形成や事業計画策定段階で事業部門が参照しており、相手国政府や在外拠点のスタッフが活用しやすいよう順次英訳のうえ公開している。

2. 事業へのフィードバック強化

- **外部評価総合レーティングが低い事業(4段階最下位)への対応**：2016 年度の外部評価完了案件で該当する 3 案件に対し提言・教訓を踏まえた対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した。今後も定期的にレビューし、進捗状況を ODA 見える化サイトに掲載する予定。さらに、D 評価の港湾 1 案件については他の港湾案件と共にセクター課題を分析し、事業担当部と連携して教訓の深堀を実施し、事業部門に実践的な案件形成の留意点としてフィードバックしている。
- **新規事業への教訓等のフィードバック**：機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、事業事前評価表の決裁前に評価部との協議を義務付けている。評価部から全ての新規案件の事業事前評価表等(354 件)に対して教訓をフィードバックし、開発課題から事業が目指す開発効果に至るまでのロジックの構築(明確な目標設定)や適切な指標設定などについて助言・支援した。
- **事後評価結果の組織内共有**：事後評価結果を事業部門にフィードバックするために説明会を 3 回実施し、114 名が参加した。事後評価からの学びと教訓、横断分析から得られた示唆を共有した。

3. 教訓等の評価結果の活用促進

- **汎用性・実用性の高い教訓の横断分析(ナレッジ教訓)の活用促進**：エネルギー分野に関し評価結果から課題共通の傾向や問題を抽出するとともに、複数案件の比較により協力の類型による特性やグッド・プラクティス等を抽出し、汎用性・実用性の高い教訓をまとめ、セミナーを通じて機構内への浸透を図った。また、ナレッジ教訓及び個別事業の教訓の活用状況のモニタリングを開始した。
- **事後評価における教訓の活用状況の確認**：2016 年度の評価結果をまとめた外部評価 6 事業の案件形成時の教訓の活用状況を分析し、案件監理時に教訓が適切に活用されていたことを確認した。

4. 戦略的な取組

- **インパクト評価等**：事業効果の向上と事業の質の改善に向け根拠(エビデンス)に基づく事業実施を推進するため、「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」(ルワンダ)や「メディアを活用した遠隔教育普及・組織強化プロジェクト」(パプアニュー

ーギニア)等のインパクト評価を実施した。また、インパクト評価の人材育成のため、外部人材を対象に研修「インパクト評価：エビデンスに基づく事業実施にむけて」を実施した。

- **評価対象の特性に合わせた評価**：事後評価結果から有用な教訓を導出するため、横断分析や詳細分析を行った。2016年度は日本センター事業や紛争影響国・地域支援事業の事後評価の横断分析、港湾セクターの教訓の詳細分析を実施し、事業評価年次報告書で公表した(4件)。また世界銀行、ADBとスリランカ水セクター事業の評価に関する合同ケーススタディを実施し、評価の知見を共有しつつ、有用な教訓の導出、学習と改善に向けた取組を進めている。現地調査時に機構主導で開催したワークショップでは主要ステークホルダーが一同に集まる中で有意義な議論ができたことで他ドナーからも機構評価部と在外事務所の連携力が高く評価された。

No.19-3 事業評価にかかる人材育成や对外発信の実施

1. 人材育成

- **内部向け研修**：機構職員等の事業評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用等について研修を実施した(計15回、受講者161名)。更に、新入職員の海外OJT研修時における内部評価業務への取組を本年度も実施し、新入職員5名が在外事務所で内部評価に従事した。
- **在外拠点の所員及びナショナルスタッフ向けの研修**：TV会議による研修に加え、在外4拠点において事後評価に関わる所員向けの演習型研修を実施し、計58名が参加した。また、各回の研修日程を昨年比0.5日延長し、効果的な現地調査の実施と参加者間の相互学習を促進するための情報共有・意見交換の時間を追加した。加えて、経験が少ない、実施案件数が多い等の困難が予想される拠点に現地出張を行い、個別案件に係る指導や意見交換を行った。さらに、評価部職員の出張時に個別に事後評価セミナーを実施した(4回、計45名参加)。特に11月にベトナム・ハノイで開催されたアジア太平洋州評価協会(APEA)国際会議2016のODA評価ワークショップでは、ベトナム及びタイ事務所のナショナルスタッフにより各拠点の評価の取組を発表する機会を設け、ナショナルスタッフの評価に対する意識向上・能力強化を促した。このほか、在外拠点の内部評価実施能力向上のため、所長・次長交代時に赴任者に対して事業評価に関する個別ブリーフィングを実施した。
- **外部向け研修**：外部評価者等を対象にインパクト評価研修や社会調査手法に関する説明会などを実施したほか、日本評価学会の評価士養成講座でも講義した(計5回、受講者115名)。また、神戸大学大学院における集中講義等、大学や大学院で講義などを行い、評価人材の育成・拡大を図った(計8回、受講者117名)。このほか、学会等での発表(計4回、139名)を実施した。
- **実施機関向け研修**：上述のベトナムでのODA評価ワークショップにおいて、アジア太平洋地域計18か国から参加した政府機関と議論し、評価能力向上について議論を深めた。また、5月にバンコクでアジア太平洋障害者センターとの共催で、機構の技術協力の事後評価結果に関するワークショップを開催、タイを含むアジア太平洋地域計11か国の政府機関が参加し、評価結果及び今後の対応について活発な議論を行い、評価に対する理解を深めた。また、借入人向けのODAローンセミナーで事業評価の研修を実施した(6件、109名)。

2. 对外発信

- 事業評価の概要や結果を一般国民向けにわかりやすく説明した、事業評価に関する一般国民向けのウェブ版パンフレットを作成し、公開した。
- 2016年度は学界との関係も一層重視し、日本評価学会で機構として初めて個別セッションを設定してインパクト評価を中心に発表した。また、ベトナムで開催されたアジア太平洋評価学会でも評価

能力向上をテーマに実施機関と共にセッションを行う等、機構内外での事業評価に関わる対外発信を図った（日本評価学会2件、国際開発学会1件、国際セミナー1件）。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事業へのフィードバック、案件管理の質を高めるための在外事務所のナショナルスタッフの研修及び協力相手国の評価能力向上に資する実施機関向けの評価に関するセミナー、ワークショップについて、引き続きの活動を期待したい。

<対応>

ナショナルスタッフに対する研修については、TV 会議に加え、在外事務所での演習型研修を実施した。またタイ、ベトナムにおけるワークショップにおいて、地域の政府機関からの参加者に対し事後評価結果の共有を行い、意見交換を行うことで協力相手国の理解を深めた。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、国際協力事業安全対策会議最終報告

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
関係者に対する安全対策指導の取組								
◎赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数（回）	55 回	49 回	57	54	84（注）	85	84	
◎安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数	25 か国	20 か国	33	33	27	30	28	
コントラクター等に対する安全対策の取組								
◎実施状況調査（有償・無償）及び安全管理セミナー回数	125 回	90 回	90	105	190	158	164	

（注）2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座、職員研修（セルフディフェンス）、バイク講座も計上。

◎2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（二）安全対策の強化</p> <p>機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。</p>
<p>中期計画</p> <p>（一段落目は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクや昨今頻発しているテロリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
<p>年度計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（二）安全対策の強化</p> <p>① 開発途上地域における事業実施に伴う犯罪、テロ、交通事故、自然災害等による被害リスクに備え、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者の安全管理能力の強化に向けた研修等の実施、治安情報の収集・分析、安全対策の実施、事件事故や緊急事態発生時の適時対応を行う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては十分な安全対策や体制整備を行う。</p> <p>また、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016 年 8 月 30 日）等を踏まえ、安全対策を着実に強化する。</p> <p>② 工事安全対策に関する指針文書の周知・運用の徹底、現場における安全対策の強化に努め、安全対策を積極的かつ着実に進める。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対して重点的に安全対策を推進する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数：55 回、安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実施国数：25 か国 ・実施状況確認調査及び安全管理セミナー：125 件

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>具体的には、バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件、南スーダンからの緊急退避やその後の「国際協力事業安全対策会議」の結果を踏まえ、脅威情報の収集・分析・強化、行動規範の共有、ハード・ソフトの対応や研修の拡充等、抜本的な安全対策態勢の強化を実施した。特に研修では対象者を拡大し、大幅な増強を行った。</p>

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

1-1. 2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け、機構の安全対策を抜本的に強化するための取組を実施した。脅威情報の収集・分析・強化については、新たに有識者からの助言や、他ドナーとの連携を通じより精度の高い情報の収集・共有に努めるとともに、資金協力事業関係者やNGOを含めたより広い関係者にこれを共有した。

1-2. 行動規範について、より幅広い関係者間での共有と運用を徹底することで、遵守される体制を構築した。

1-3. ハード・ソフト両面の防護措置として海外拠点でハード面を強化するとともに、ソフト面では全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施し、同調査を他国でも実施すべく準備した。

1-4. 研修・訓練に関しては従前の専門家・ボランティア・職員などの長期赴任者向け研修84回に加え、より幅広い国際協力事業関係者向けの安全対策講習を17回実施した。

- ▶ 特に、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化やより広い事業関係者への受講勧奨を通じて、関係者の安全意識を醸成した。加えて、2016年10月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11回、1,273人参加）、テロ対策実技研修（6回、385人）及びウェブ研修（6,642人）を実施し、研修に対象と受講者数を大幅に拡充した。

1-5. 危機発生後の対応の強化に向け、機構内の対応態勢を確認するとともに、今後の対応態勢やマニュアルの改訂に着手した。

- ▶ 本部での緊急事態シミュレーションや、79の在外拠点で緊急連絡訓練を実施し、これらを通じて機構内の対応態勢を確認した。

2. コントラクター等に対する安全対策の強化

内外の研修や現場での安全対策強化キャンペーンを通じて「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」に基づいた工事安全対策を推進した。特に 2016 年度は事故の再発防止をさらに推進すべく、建設工事事故に係る分析態勢や海外拠点への支援態勢を強化した。かかる取組を通じ、事故事案報告件数は 37 件となった。

<課題と対応>

機構の事業における安全管理態勢の一層の強化と確立を目指し、「国際協力事業安全対策会議最終報告」の各種強化策を迅速かつ着実に実施するとともに、資金協力の安全対策における機構の支援策を具体化する。加えて、事業に携わる職員一人一人が安全対策の意識を高めるよう徹底を図る。

3-3. 業務実績

No. 20-1 関係者に対する安全対策の実績

7月1日、バングラデシュ首都ダッカ市内のレストランにおいて数名の武装グループが人質を取って籠城し機構の調査業務に従事されていた日本人7名を含む約20名が殺害され、同じ調査に従事されていた日本人1名を含む多数が負傷した事件が発生した。本テロ事件及びその後発生した南スーダン治安悪化に伴うODA関係者の緊急退避事案を踏まえて機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、従来の取組に加え①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者・NGOの行動規範の徹底、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢のあり方、のそれぞれの側面から安全対策を強化した。

なお、2016年度の犯罪被害件数は315件（2014年度396件、2015年度399件）であった。

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

(1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化

- **脅威情報の分析による渡航措置の厳格な運用**：メディアや外部情報リソース、政府・他ドナー、海外拠点に配置された安全対策アドバイザー等から機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集した。また、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有して注意喚起するとともに、治安情勢の見通しや変化に応じ関係者の渡航や移動を制限するため、渡航措置や行動規制にかかる情報を迅速に反映してリスクの最小化を図った。加えて、新たに有識者から危機管理や中東、仏語圏アフリカ等の地域情勢に関し定期報告を受けるとともに適時に的確な助言を得る体制を構築し、安全管理態勢の向上とより精度の高い安全情報収集に努め、情報リソースの更なる拡充に向けた検討を行った。これらの体制の下、詳細なリスク分析に基づく脅威度評価の導入を通じた新たな安全対策基準の策定に向け、検討作業を開始した。
- **脅威情報の共有の徹底**：組織内での情報共有の徹底と意見交換を目的とし、地域部長等からなる「安全情報連絡会」を立ち上げ、隔週で開催している。また、海外拠点を通じより幅広い多種多様な事業関係者や NGO の職員等に安全情報を提供することにより、安全対策を強化した。
- **情報収集体制の強化**：国連、世界銀行、USAID 等の援助機関と安全情報や研修に係る連携について協議を開始するとともに、他機関の安全対策の状況を把握することも視野に世界銀行の安全対策研修に参加した。また、在外では現地 ODA タスクフォースに対して遠隔セミナーの開催等を通じた安全情報の提供も開始した。加えて、在留届・「たびレジ」登録が遺漏なく行われるよう周知徹底を図るとともに、コンサルタント等との契約で登録を義務化した。

(2) 行動規範の徹底

- **行動規範の徹底**：海外に渡航する機構関係者に対し、行動や移動方法等に係る制約・ルールとしての行動規範や安全対策マニュアルを定めている。ブリーフィングやメーリングリストで関係者にこれらを共有するとともに、安全対策連絡協議会の開催等も通じて周知徹底に努めている。海外での行動規範をさらに徹底させるべく、全拠点における国別の安全対策措置（渡航措置と行動規範）の策定・改定を進めるとともに、行動規範の運用をルール化して標準化した。
- **緊急連絡網の強化、事業関係滞在者の把握**：資金協力事業関係者を含む緊急連絡網を整備・更新し、治安情報の提供と有事の際の安否確認を行った。また、79 拠点で緊急連絡訓練を実施した。
- **渡航者に対する情報提供**：特に治安状況が不安定な 9 か国への全渡航者に対して事前ブリーフィングを行った。また、コンサルタント等についても、契約交渉時の安全情報の提供を事務フローに組み入れ、情報共有を徹底することとした。
- **より広い関係者への情報共有**：より広範囲の事業関係者や NGO に対してできるだけ行動規範を踏まえて行動することを依頼すべく、上記の行動規範の共有に向けた通知・様式の整備と行動規範の策定作業を行うとともに、現地レベルのメーリングリストによる安全情報提供を開始した。
- **安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 8 か国（2015 年度 8 か国）、安全・交通安全巡回指導を 20 か国（2015 年度 22 か国）で実施した。

(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

- **ハード・ソフト面での防護措置の強化**：プロジェクトサイト等の防護態勢を確認すべく、全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施した。2017 年度には更に 24 か国で実施すべく準備している。また、有事発生に備えた在外拠点等の警備強化・防護措置の増強のため、脅威度の高い 23 か国への防弾車の配備や 10 か国の事務所・宿舍等の避難場所の整備に必要な準備を開始した。

- **研修・訓練の強化**：開発途上地域における一般犯罪、交通事故、紛争・騒擾などのリスクなどに備え、従前から長期赴任する専門家やボランティア、随伴家族を含めた機構関係者を対象に安全対策に関する研修等を実施している。派遣前安全対策講習を計 84 回実施し（安全対策 56 回、交通安全対策 28 回。2015 年度計 85 回）、特に近年のテロ増加を踏まえ、テロ対策講義を強化した。全職員及び契約者の Web 研修受講を義務付けるとともに、短期渡航者、資金協力事業関係者や NGO 等を対象とした新たな研修・訓練を拡充した。加えて、2016 年 10 月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11 回、1,273 人参加）、テロ対策実技研修（6 回、385 人）及び Web 研修（6,642 人）を実施した。さらに、在外の関係者に対して現地での安全対策研修を 2017 年度に 25 か国で実施すべく準備を進めた。

(4) 危機発生後の対応

- **シミュレーションの実施**：海外におけるテロ・騒擾事案や大規模災害等の緊急事態発生に備え、特に初動を中心とした機構内の対応体制及び基本動作の確認を行うことを目的とした緊急事態シミュレーション訓練を実施した（2 月）。訓練を通じて得られた教訓を踏まえ、緊急事態時の対応態勢及び対応マニュアルの改訂に着手した。
- **国外退避支援サービス**：テロ・騒擾など急激な治安悪化が発生し国外退避を行う必要がある場合に、これまで、職員、専門家、ボランティア、随伴家族、調査団等を含む機構関係者を対象としていた国外退避支援サービス（チャーター機手配含む）の対象に資金協力事業関係者を含めることの検討を開始した。
- **メンタルケアの強化**：国外退避後、周辺の第三国事務所にて遠隔の業務運営を行うことを想定し、対象事務所での執務体制の整備方針を策定した。また、事件・事故発生時の直接・間接被害者に対する支援としてメンタルケア研修を 2 回実施するとともに、E-learning 教材の作成に着手した。

(5) 機構の危機管理意識の向上、態勢強化

- **機構内の組織体制強化**：総務部安全管理室を安全管理部に昇格させ、安全管理を専任する安全対策統括役を任命した（9 月）。また、12 月に同安全対策統括役を安全管理部担当理事として昇任させ、1 月には安全対策強化策推進担当特命審議役を設置するとともに、安全管理部に人員を追加配置することで安全管理体制を強化した。また、脅威度の高い海外拠点に安全管理専任職員を配置する方針を決定した。
- **即応体制**：平日夜間、休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し、海外拠点等からの緊急連絡に即応している。2016 年度は 132 件の在外緊急連絡に対応した。
- **危機管理意識の向上**：上記 1. (1) ～ (3) 参照。
- **日本政府との協働**：「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、2016 年度は 2 回（9 月、12 月）開催して円滑な情報共有のための枠組み整備等を行った。

(6) 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- **南スーダンにおける緊急対応**：7 月に首都ジュバで発生した治安悪化を踏まえ、機構在外事務所・技術協力関係者、資金協力関係者等の 93 名がチャーター機でケニアのナイロビに国外退避した。
- **その他緊急対応の実績**：経済危機に伴う治安悪化等を踏まえ、ベネズエラで国外退避（避難一時帰国）措置を行った。バングラデシュではテロ襲撃を踏まえ全ボランティアの国外退避を行ったほか、ガボン、コンゴ民主共和国では大統領選挙等を巡る治安悪化のため予防的な国外退避を行った。また、ザンビア、エチオピアでは選挙、騒擾に伴う一時的な国内退避を行った。

No. 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

1. 指針文書の周知・運用の徹底

(1) 周知の徹底

- 2014 年度に策定した「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(以下、ガイドンス)及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を活用して工事安全対策を推進するため、機構内外向けの研修(在外赴任者向け研修 12 回、工事安全対策担当者向け講習会 3 回、国際建設技術協会との協働による能力強化研修 2 回)を開催し、同ガイドンス及び同方針の周知を徹底した。

(2) 運用の徹底

- 安全管理の徹底**:「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し(3 月)、2016 年度の安全対策の取組実績の確認、事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析を通じて安全対策の改善策を検討した。無償資金協力や施設建設を含む技術協力案件では、ガイドンスに基づく安全対策や施工プランの内容を確認し、必要に応じ不備の指摘や現場での指揮命令系統・要員配置の見直し等の助言を行った。さらに、「無償資金協力調達ガイドライン」に基づき、ガイドンスの適用を明示し、これに即した計画の提出を徹底した。有償資金協力案件では、インドネシアやスリランカでの実施中案件に関し、実施状況調査及び安全管理セミナーを実施した。
- 重点的な取組**:事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対する重点的な安全対策として、労働安全に係る相手国の法令整備や実施体制強化のための支援を検討するとともに、全事業の実施機関長宛てに事務所長名で安全対策の改善を求めるレターを送付する等、事故予防のための取組を強化した。

2. 現場における安全対策強化のための取組

(1) 安全対策強化キャンペーン

- 工事安全対策の徹底を目的とし、全世界の海外拠点(工事関連事業のない拠点を除く)を対象とした取組として安全対策強化キャンペーンを実施した。講習会を通じて海外拠点の工事安全対策担当者の意識が向上し、また現場パトロール(43 か国)を通じて相手国関係者(実施機関、コントラクター、コンサルタント)の意識向上と現場における対策の徹底を図った。

(2) 組織的な安全対策の推進

- 事故再発防止に向けた取組**:事故原因、再発防止策、工事実施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックするとともに、建設工事事務の統計基準を明確化し、日本国内での事故発生件数との比較やより信頼性の高い分析ができるように情報収集・整理体制を整備した。また、事故事例の頻発した事業に対するレターの発出や申入れ等を通じて実施機関、コントラクター、コンサルタントに工事安全対策の改善の徹底を促した。
- 海外拠点への支援**:新たな取組として、海外拠点の工事安全対策担当者の要望に応じ、本部から技術支援を実施した。発生した事故の統計・分析を行い、事故予防につなげるために海外拠点の工事安全対策担当者に情報提供を行った。

(3) 資金協力の実施状況調査

- 各現場での安全対策の徹底と事故の予防のため、無償資金協力事業関連で 31 か国 78 件(2015 年度 44 か国 92 件)、有償資金協力事業関連で 11 か国 41 件(2015 年度 6 か国 16 件)の実施状況調査を実施し、現場の安全対策の状況確認と改善に向けた助言等を行った。11~3 月に実施した円借款の本邦技術活用条件(STEP)案件に関する施工安全確認調査(フィリピン及びパプアニューギニアの計 2

案件を対象)では、在外拠点、先方実施機関、コンサルタント、コントラクター等の参加の下、ガイダンスの説明・質疑応答、日本における事故防止対策の制度的枠組みや対策事例の紹介、安全管理に対する改善提言等を実施した。

(4) 開発途上国関係者の安全意識の醸成

- **開発途上国関係者向け研修の実施**：課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて、安全管理に関する講義・視察を実施した(9か国から14名が参加)。また、イラク向け国別研修「ODAセミナー」にて工事安全対策の講義を実施した。
- **技術協力プロジェクトを通じた支援**：ベトナムにおいて建設事業における品質・安全管理能力向上等を目指したプロジェクトを実施している。また、モンゴルでも同分野の技術協力の開始に向け、詳細計画策定調査を実施した。ミャンマーでは、既存の道路橋梁分野のプロジェクトを通じて同国の安全対策関連の情報収集を実施し、今後同プロジェクトを通じて安全対策強化に向けた技術指導を実施する予定としている。
- **労働安全に係る基礎情報収集調査**：インドネシア等を対象として、労働安全に係る基礎情報収集調査を実施しており、調査結果に基づいて今後相手国への技術支援を検討する予定である。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

テロ等の新たなリスクへの早急な対応策のさらなる強化の検討が求められる。より広範な資金協力関係者を含む安全対策の強化に向けて、2016年8月30日に発表した国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を、理事長が主導する形で着実に実施することが求められる。

<対応>

資金協力事業関係者やNGO等を含む従前より幅広い関係者に対し、治安情報や安全対策研修の提供を開始した。また、バングラデシュにて現場の安全対策点検のための安全評価調査も開始し、24か国における現地安全対策研修実施にも着手した。さらに、騒擾や急激な治安悪化に備え、リスクの高い国における防弾車整備に向けた調達、避難場所整備に向けた調査も開始した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	(6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
中期計画	(6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
年度計画	(6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。
主な評価指標	なし

2-2. 業務実績

当該要請実績がなかったため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.22	組織運営の機動性向上

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011年度)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎国内拠点の利用者数(人)	前年度実績以上※	561,136	589,572	651,885	838,142	859,610	915,340

◎2016年度計画の評価指標 ※2012年度は47万人、2013年度以降は前年度実績以上

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p>
<p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。 ● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。
<p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。</p> <p>② 「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づき、共用化・近接化の可能</p>

性を引き続き検討する。

- ③ 現地職員の育成に向けた制度改善の具体化に取り組むとともに、より現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するため、2017年度以降の反映を目指して拠点運営計画の制度改善を検討する。
- ④ 国内拠点の多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について2015年度実績を上回ることを目指す。

主な評価指標

(定量的指標) 国内拠点の利用者数：2015年度実績以上

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、日本政府の施策や協力ニーズを踏まえた組織編制再編の迅速かつ柔軟な実施、事業の成果発現を支える組織体制や国内拠点の結節点機能の強化、国内外の有識者から助言を得る態勢等の組織体制と運営の強化の取組等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 戦略的、効果的な事業を実施するための本部の組織編制の再編等

政府の施策や援助ニーズを踏まえ、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割を迅速かつ柔軟に見直した。

- ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、安全管理に対する態勢を更新して大幅に強化した。
- 質の高いインフラや大学連携等の政府の施策や援助のニーズに効果的・効率的に対応すべく部署を新設するなど、より戦略的かつ効果的な事業の実施を可能とすべく機動的に対応して体制を強化した。

2. 海外拠点の配置の適正化、共用化・近接化への取組

海外拠点におけるリスク管理態勢をより強化するために、海外拠点に職員や機構と直接雇用契約関係のある職員を配置した。同時に、現場の援助ニーズに的確に対応するため、複数の拠点で事務所及び支所を設置した。さらに、海外拠点「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づく海外拠点の近接化については、海外拠点のオフィス契約の更新時に検討を行い、モロッコでJETRO事務所との近接化を実現した。

3. 現地職員の育成と活躍機会の拡充、拠点運営計画の改善

人事部が中心となり各拠点の経験等を取りまとめるとともに、現地職員の適切な管理や管理職登用に向けたガイドラインを制定し、活用に向けた環境を強化した。また、拠点運営計画のレビューを行い、効果が認められたことから本格導入に向けて準備した。

- 南スーダンやブルンジなど、治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況においても現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業継続や拠点管理を行っている。

4. 国内拠点の多様な関係者との結節点機能の発揮

各拠点がその特性をいかした広報等に取り組んだ結果、多様なパートナーとの結節点としての機能を果たした。2016年度は91.5万人が利用し、2015年度の実績(86.0万人)を6.5%上回った。

- 各国内拠点で地域金融機関との関係構築を開始し、計24行と覚書を締結してパートナーシップの裾野を拡大した。
- 震災復興への県の取組を踏まえた熊本県への国際協力推進員の配置、沖縄県の振興に向けた審議会への参画など、各拠点の有する地域の情勢や特徴を踏まえた取組を通じ、機構の強みをい

かした地域活性化への貢献に向けた創意工夫を行っている。

5. その他、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICAの中長期的なあり方に関する有識者懇談会」を通じ、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。同懇談会での議論を参考に事業戦略や組織基盤の強化に向け具体的な取組を迅速に進めたほか、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置に向けた検討を開始し、2017年度から実施する予定としている。

<課題と対応>

引き続き、国内外の情勢を踏まえて、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制について機動的な対応を行う。また、現地職員の活躍機会の一層の拡充に取り組む。

3-3. 業務実績

No. 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- **バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受けた対応**：当該事案を受け、総務部安全管理室を安全管理部に昇格し（9月）、人員体制も拡充して安全管理態勢を強化した。また、安全対策を専管する安全管理担当理事を新たに任命した（12月）。(No.20-1 参照)
- **大学連携を推進するための部門の新設**：留学制度を活用した人材育成事業を通じて開発途上国の将来を担う人材を受け入れ、専門的な研修と併せて日本の近代化や開発の経験を共有するプログラムを強化している（No.14-2 参照）。このようなプログラムの実施を強化し、より効率的・効果的に長期研修等を通じた大学との連携を推進するため、機構内の日本の大学との連携窓口を一本化して国内事業部に大学連携課を新規に設置した。
- **「質の高いインフラ」推進のための態勢強化**：「質の高いインフラ」に係る業務の質を一層向上させるため、質の高いインフラ輸出担当特命審議役、資金協力業務部に有償技術審査室を設置した。
- これらの体制強化の結果、2016年度末の課数は133課（基準値：145課、2011年4月）となった。

No. 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- **海外拠点の配置適正化**：急激に環境が変化する開発途上国において、より迅速に援助ニーズを把握し、適切かつ機動的な対応を行える体制を整備すること、対応を行う際の責任体制を強化すること等、より一層の現場機能強化の推進を目的として、海外拠点配置の位置づけの見直しを行った。具体的には、アンゴラ、エクアドル、セントルシア、タジキスタン、パナマを機構の職員を配置する事務所とし、シエラレオネ、ジョージア、ハイチを契約関係のある要員を配置する支所として整理した。また、エルビル（イラク）、ホーチミン（ベトナム）、ラマツラ及びジェリコ（パレスチナ）を契約関係のある要員を配置した出張所として整理した。
- **他法人海外事務所との共用化・近接化**：モロッコ事務所の移転に際し、JETRO ラバト事務所との距離を近接化させた。また、各拠点のオフィス契約更新時に関連機関と確認・調整して進めている。

No. 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- **3か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013年度に3か年の運営計画の仕組みを導入した。2016年度はこれをレビューし、事務所長の裁量に応じた機動的な対応が可能となるなど、効果が確認されたため、2017年度以降の継続を決定した。一方で、小規模な拠点は運営管理上の負担を考慮し同計画の対象外とし、一定規模の職員が配置されていることを前提とすることに改定した。

- **現地職員の活用促進**：現地職員のマネジメントの改善に向け、現地職員管理ガイドラインを更新し（4月）、赴任者を対象にガイドライン内容の説明を引き続き実施した。現地職員の管理職登用の促進に向け、管理職現地職員に係るガイドラインを策定した（6月）。また、南スーダンやブルンジにおいては治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況が発生したが、特殊な環境のなかでも現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業の継続や拠点管理を行った。例えば、ブルンジにおいては邦人退避後も現地スタッフ3名がフィールドオフィスの運営を続け、経理業務や機材研修、事後評価の実施や研修員受入事業の継続を支えたほか、特に ABE イニシアチブの第3バッジの候補者の確保においては邦人スタッフが現地入りできない状況のなかで現地スタッフが積極的に応募者の開拓にあたり、19名の応募者を確保して2名の合格者を得るに至った。
- **人事部現地職員マネジメント支援班の取組**：効果的・効率的な現地職員の育成とマネジメントに向け、研修や教材、事業管理に関する現地職員の知見等の情報を集約するデータベースを作成し、また在外拠点の現地職員育成担当者間でグッド・プラクティス等の情報共有（8月以降、定期発信）を開始した。また、労務管理等の各種照会に対応している。
- **現地職員の能力強化**：現地職員の能力強化のため、内外の機構関係者に向けて開発協力や機構の業務等の講義を行う「JICA アカデミー英語版」を継続し、2016年度は事業に直結する7件の講義（円借款の調達監理、ディスバース管理、技プロのモニタリング、ジャパンプランド等）に内容を拡充し、延べ約280名の現地職員が参加した。さらに、海外拠点の研修受入事業の概要や帰国研修員同窓会の強化に向けた本邦研修を実施し、研修担当現地職員の実務理解を深めた。

No. 22-4 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

- 各国内拠点で地域内の企業、自治体、大学、NGO等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている（活動詳細は No.8、9 参照）。また、国内拠点の年間総利用者数は91.5万人となり、年度計画の目標値を上回った（国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は表 22-1、22-2、22-3 参照）。利用者数増加の要因としては、国内拠点での NGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーへの参加や修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 各国内拠点では、地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した機構事業の効果向上、また、日本の地域活性化にも資する取組を実施した。主要な例は以下のとおり（詳細は No.9、No.11 参照）。
 - **地域の経済団体・民間企業等とのネットワーク形成**：地域の経済団体等に対する民間連携事業の説明会等を各国内拠点にて実施した。また、TICAD VI の機を捉えたアフリカビジネス・セミナーを開催した（5月北海道、7月横浜市、10月兵庫県等）。
 - **東京国際センター**：研修員の日本理解の一層の促進を図る観点から、所内に「おもてなしタスク」を設けて各種の取組を推進している。具体的には、地域企業の CSR 活動と連携した福利厚生プログラム（日本の文化・芸術に触れる機会等）の提供や、ハラルフードや祈祷室の導入や障害者に配慮した施設整備を実施した。また、埼玉県教育委員会との連携状況を見える化するリーフレットを共同作成し、開発教育等の連携活動を他県に普及・展開した。加えて、千葉県教育委員会、新潟県教員委員会との定期協議会を開始した。
 - **九州国際センター**：北九州市との合同勉強会の開催や、「熊本地震からの普及・復興プラン」を踏まえ、国際協力推進員を熊本県に配置した。また、佐賀県の NGO/CSO 誘致推進に係る NGO

ネットワークの発足に貢献した。

- ▶ **沖縄国際センター**：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」改訂に向けた中間評価作業への協力や、県からの就任依頼を受け「沖縄県振興審議会」の専門委員として調査審議に参画した。また、Pacific-Leads の開始や「世界のウチナーンチュ大会」の機を捉え、研修員のリソースも活用した地元企業とのセミナー等を開催した。(No.9-4 参照)
- ▶ **地域の NGO ネットワーク形成**：NGO 等活動支援事業の制度改善を踏まえ、横浜国際センター、中部国際センター、四国支部が主管となり、各地域の NGO のニーズを踏まえたプログラムを企画・実施した (No.11-2 参照)。関西国際センターでは NGO との定期協議を試行的に開始した。(No.9-1 参照)
- ▶ **各国内拠点での民間企業とのネットワーク形成**：新輸出大国コンソーシアム促進に係る地域の海外展開支援機関ネットワークの参画や、地域金融機関との覚書締結 (計 24 行) により、新たな企業等との連携関係を構築した。(No.9-2 参照)

内外の環境変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」：計 8 回 (うち 2016 年度 6 回) にわたり議論し、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。
- 同懇談会での議論も参考にしつつ、地域別・課題別戦略や難民支援方針等の事業戦略に係る議論の強化、戦略的な人材ネットワークの構築に向けた大学連携課の新設、帰国研修員とのネットワーク強化に向けたフォローアップ体制の検討などを迅速に進めたほか、経営改革、ガバナンスの強化を推し進めるべく、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置を検討しており、2017 年度から実施するべく準備を進めた。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

組織の最適化に向けた検討の継続に加え、現場機能の強化に向けた、現地職員の活用機会の一層の向上に向けた取組を期待したい。

<対応>

現地職員の活用に向け、人事部現地職員マネジメント支援班が中心となって海外拠点における経験や知見を集約するとともに、研修の拡充等を通じて能力強化を行った。また、現地職員管理ガイドラインを更新するとともに、現地職員の管理職登用に向けたガイドラインの策定を通じ管理職化を促進した。

表 22-1 国内拠点の事業実績

単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	地球ひろば	合計
研修員数合計 (a+b+c+d+e+f)	505	400	806	4,459	691	653	1,696	487	1,015	418	405	173	365	32	65	12,170
個別研修 (a)	98	95	269	2,460	177	272	716	158	339	49	89	23	113	-	-	4,858
課題別研修 (b)	256	219	460	1,318	339	214	763	178	453	280	158	49	120	-	-	4,807
長期研修 (c)	24	5	34	195	24	41	92	31	77	22	31	2	24	-	-	602
青年研修 (d)	101	75	30	0	20	44	0	89	99	62	117	91	98	32	65	923
有償勤定研修 (e) *1	15	2	13	486	42	82	120	26	38	2	4	6	1	-	-	841
日系研修 (f) *2	11	4	0	0	89	0	5	5	9	3	6	6	1	-	-	139
研修員人数	45,427	21,793	84,410	303,958	53,388	57,292	148,174	50,186	106,866	42,421	46,510	8,833	34,472	583	1,166	1,005,479
コース数	76	58	114	564	120	89	216	89	190	55	66	29	43	2	5	1,716
抜草の 協働 力	4	3	3	49	4	6	7	3	6	3	1	2	3	0	0	94
地域提案型	2	1	2	8	2	2	2	2	4	3	2	4	2	1	1	36
地域提案型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地域経済活性化特別枠 (補正予算)	6	5	4	18	9	7	15	8	16	3	14	5	9	2	6	127
出前講座	71	25	73	693	94	112	189	213	303	59	76	110	86	27	0	2,131
国際協力実践プログラム	3	13	0	0	1	2	1	2	2	1	1	1	1	4	0	32
市民参加型	267	10	89	5,236	159	891	621	560	51	1,029	25	2	1,044	51	0	10,035
研修海外研修	6	2	8	18	10	17	9	8	8	5	10	7	0	8	2	138
在外スタディーツアー*3	9	0	0	104	17	25	25	13	23	4	0	6	8	0	0	234
ボランティア派遣前訓練・研修	-	-	-	85	91	-	-	-	-	-	-	-	-	584	574	1,334
ボランティア派遣説明会参加者数	520	0	161	3,408	804	1,120	1,863	573	860	275	421	321	1,043	141	372	11,882
民間連携ボランティア派遣人数	0	0	0	8	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	0	17
自治体連携ボランティア派遣人数	0	0	0	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	6
大学連携ボランティア派遣人数	6	11	6	39	14	0	14	2	50	0	0	0	0	0	0	142
NGO、企業団体、大学、自治体等との共催・後援イベント	19	4	0	59	10	88	0	23	24	6	29	2	14	9	0	287
大学との包括連携協定・連携実務締結*6	1	1	2	8	2	4	3	2	3	1	1	1	5	0	0	34
自治体との連携協定・実務締結*7	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	1	1	0	0	0	8
民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会等への参加者*8	616	50	239	466	1,674	3,074	2,620	580	778	599	130	192	655	0	1	11,674
民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会への参加団体・企業数	443	36	128	286	1,298	2,102	382	382	514	300	95	129	655	0	74	6,442
中小企業海外展開支援基礎調査*9	2	2	0	10	1	0	5	2	2	0	1	0	0	0	0	168
中小企業海外展開支援案件化調査(採択数)*9	2	0	1	15	6	5	13	7	10	3	6	2	1	0	0	71
中小企業海外展開支援普及・実証事業(採択数)*9	0	0	1	11	2	4	7	2	4	0	3	2	5	0	1	42

*1 有償勤定研修は、個別（有償）、課題別（有償）、円情附帯（研修）、長期（有償）、有償実務研修の受入形態の人数合計。予算上は有償実務研修が関係数。
 *2 日系研修は予算上は国民参加型、課題別（有償）、円情附帯（研修）、長期（有償）、有償実務研修の受入形態の人数合計。予算上は有償実務研修が関係数。
 *3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数
 *4 北海道地域は札幌、帯広西尾管内で合同で全域を対象。
 *5 東京都内の企業は本部（青年海外協力隊事務局）が所管しているが、便宜上JICA東京に記載している。
 *6 大学の所在地を所管する国内機関の欄に計上。
 *7 累計を記載。
 *8 各拠点の所管地域で実施したセミナー等への参加者数
 *9 東京都については本部にて対応。

表 22-2 国内拠点の経費実績（事業）

	単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球ひろば	合計
研修員受入事業に係る経費	千円	1,091,497	604,232	1,857,079	4,199,609	884,438	706,890	2,394,620	755,649	1,764,734	1,226,595	431,035	188,981	290,291	10,954	37,140		16,443,744
国民参加協力事業に係る経費	千円	245,931	84,911	169,145	915,380	216,276	271,686	356,779	160,928	364,767	128,458	268,293	101,211	169,521	42,249	111,898		3,607,433

表 22-3 国内拠点の組織全般に関する情報

	単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球ひろば	合計
国内機関・施設の運営に係る経費②=(イ)+(ロ)	千円	327,998	201,075	678,582	1,231,201	449,284	301,020	539,891	233,522	443,123	454,478	139,333	73,068	105,901	141,206	82,195		5,401,877
人件費(イ)*1	千円	139,349	73,507	180,306	684,777	196,226	142,894	330,015	158,375	192,661	138,875	64,109	52,889	55,578	35,857	36,753		2,482,671
職員数	人	15	9	22	74	33	16	38	15	23	16	7	6	6	4	4		288
2016年度入館率*2	%	56	64	65	64	80	56	64	60	48	49							61
2016年度一泊当たりの滞在コスト	円	5,976	7,073	5,138	4,305	4,416	6,545	5,691	3,218	5,172	7,936							
2016年度利用者数*3	人	28,735	25,268	16,806	37,233	329,188	100,897	98,571	29,960	19,484	42,404	1,036	247	262	6,580	4,464	174,566	915,703
2015年度利用者数*3	人	31,575	25,621	14,313	40,290	281,967	104,771	101,356	23,507	23,808	39,525	454	232	297	5,376	4,882	161,636	859,610

*1 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を各機関人数で割り戻して算出。

*2 入館率はGW、年末年始を除く。

*3 地球ひろば（市ヶ谷）は本部の一部だが、ツアーの継続性の観点から記載。（2006年に広尾センター/地球ひろばが開設し2011年度の改修。2012年9月に閉鎖し、同機能は市ヶ谷ビルへ移転。）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.23	契約の競争性・透明性の拡大

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p>
中期計画	<p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
年度計画	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。 ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。 ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については同程度の対象件数を維持する。 ⑤ 不正行為等に関する情報に対して適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」等の周知、機構内の研修の実施に取り組む。また、相手国政府への一層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。
主な評価指標	なし

2-2. 年度評価に係る自己評価	
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>1. 一者応札・応募の削減に向けた取組、競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組</p> <p>契約の適正性確保の観点から引き続き一者応札・応募の削減に取り組み、一者応札・応募の割合は件数ベースで 29.9%、競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 21.2%となり、例年水準となった。また、契約監視委員会を 4 回開催し、計 26 件の契約を点検し、おおむね妥当との見解を得た。</p> <p>2. 「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施</p> <p>新たにコンサルタント契約等における補強の要件を緩和し、案件への応札を勧奨し、競争率の向上</p>	

を図った。また、公示時期の平準化、若手の参入促進、コンサルタント業界との対話の促進等の取組を引き続き実施した。

3. 契約の透明性向上に向けた取組

前年度と同水準である 69 件の審査を行い、コンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとの意見を得た。また、契約情報等を適切にウェブサイト等で公表した。

4. 不正行為等への対応

不正行為に対する情報に適切に対応するとともに、不正腐敗の防止に向けウェブを含めた研修を実施し、2,337 人の職員がこれを受講するとともに、携行可能な不正腐敗ポリシーガイドを配布し、相手国政府にも働きかけることで不正腐敗防止に取り組んだ。さらに、技術協力プロジェクトやセミナーを通じて不正腐敗への取組を周知徹底した。

<課題と対応>

契約の適正性確保、競争性・公正性向上について引き続き着実に点検、モニタリングを継続しつつ、外国籍人材の活用、消費税などのテーマについても分析、調整し、適正な運用に向け整理する。

2-3. 業務実績

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に従い、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため調達等合理化計画を策定・公表している。同計画に基づき、以下の各種の取組を行った。

No. 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 29.9%（2013 年度 28.8%、2014 年度 27.6%、2015 年度 29.4%）、金額ベースで 56.4%（2013 年度 37.9%、2014 年度 42.4%、2015 年度 44.6%）となった。
- 契約件数の 3 割、契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約の一者応札・応募の割合は、件数ベースで 35.6%（2013 年度 30.4%、2014 年度 29.4%、2015 年度 34.5%）、金額ベースで 72.5%であった（2013 年度 50.8%、2014 年度 50.6%、2015 年度 54.7%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 16 件の点検及び 2015 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約 10 件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた（2015 年度各 17 件、10 件）。

No. 23-2 「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施状況

1. コンサルタント等契約の競争性向上の取組

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010 年 12 月 7 日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。

(1) 応募者拡大のための取組

- コンサルタント等契約に係る「補強」の制限緩和：個人コンサルタントの参加勧奨によって競争性

を向上させるため、業務実施契約（単独型）の業務従事者に関し、競争参加企業等が個人コンサルタントを補強団員として提案することを可能とした（4月）。また、コンサルタント等契約に係る補強の上限についても条件を緩和し、より多くの企業等の競争への参加を可能とした。

- **ガイドラインの周知**：コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」の周知と理解促進のため、2016年度も機構内外向けに説明会を計21回（累計928名参加）開催した。
- **調達予定案件情報の公表**：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため、従来任意で公表していた調達予定案件情報の全案件公表を継続している。
- **公示時期の平準化**：一者応札・応募の主要因の一つである特定時期の契約発注の集中を緩和するため、公示時期の平準化や発注時期の調整等を継続的に行い、競争性の確保に努めた。
- **市場との対話の促進**：一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとにコンサルタント業界との意見交換会を開催した。また、案件の公示時期・内容の予測性の向上を図るため、前述の調達予定案件情報の事前公表のほか、公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を継続的に推進している。業務指示書の配布を受けたものの技術提案書の提出に至らなかった場合に、その理由を把握して今後の改善に資するため、「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し、さらに一者応募となった案件については、辞退者から理由書を得るとともに、必要に応じヒアリングを行い、公示時期や業務指示書の内容見直し等に継続活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- **新実績評価制度の適用**：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、評価項目を大幅に見直し、受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明の仕組みを盛り込んだ新制度を2014年度から継続適用している。その結果、評価結果にメリハリが付き、評価結果の実質的なフィードバックとこれを通じた今後の従業務での更なる改善等につなげている。
- **総合評価落札方式の導入**：競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除き、総合評価落札方式により31件を調達した。

1. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- **国内拠点の建物管理契約**：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、2014年度に現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入の受注者裁量を拡大）等の改善を行った。今年度は対象入札該当1拠点の案件に複数者の競争参加資格申請があり、2者以上の技術提案書がそれぞれ提出された。（No.25-4参照）
- **公告予定案件情報の事前公表**：応札候補企業による公告予定時期の予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を継続した。

No. 23-3 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- **実績**：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで21.2%（2013年度17.8%、2014年度18.1%、2015年度18.9%）、金額ベースで8.6%（2013年度17.1%、2014年度7.7%、2015年度8.0%）となり、例年同様の水準の競争性を維持した。
- **契約監視委員会の点検結果**：契約監視委員会において競争性のない随意契約10件（2015年度10件）を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。

- **ガイドラインの運用**：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。
- **海外拠点の調達実施体制の適正化**：（指標 25-3 参照）

No. 23-4 契約の透明性向上に向けた取組状況

- **外部審査制度の強化**：コンサルタント等契約の選定過程の透明性を向上させるため 2012 年度に導入した外部審査制度について、外部審査委員を 9 名委嘱し、69 件を審議した（2013 年度 44 件、2014 年度 75 件、2015 年 75 件）。審査の結果、機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- **関連公益法人との競争性のない随意契約実績**：「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は、6 件であった。2016 年度の契約実績に基づき、2017 年 5 月に関連公益法人として認定し 22 法人について、契約における一者応札・応募の実績は 70 件、39.6 億円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 64.2%、金額ベースで 82.7%であった（2015 年度 78 件、19.7 億円。60.0%、43.9%）。関連公益法人との契約における競争入札の実績は、9 件、7.0 億円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 5.1%、金額ベースで 11.7%であった（2014 年度 24 件、26.6 億円、11.7%、45.3%）。
- **契約情報等の公表**：関連公益法人との契約も含め、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（2006 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づき契約情報を公表している。また、関連公益法人のうち、機構の役員経験者が再就職している、又は機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が 3 分の 1 以上の法人を一定の関係を有する法人とし、契約ごとに機構 OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

No. 23-5 不正行為等への対応

1. 不正行為への対応

研究プロジェクトの委託契約、有償資金協力の事業実施及び入札過程、有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し不正行為等が発覚した 4 件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った（2015 年度 2 件）。

2. 不正腐敗防止への取組状況

2008 年度以降 ODA 事業の不正への再発防止策を講じているが、2014 年 3 月の ODA 事業受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、2014 年度より再発防止策を更に強化している。2016 年度は以下の取組を行った。

- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、通報者に対応結果を回答し適切に対応するとともに、外務省の不正腐敗情報相談窓口とも関連案件の情報を共有し、共同で対処している。
- **「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」等の周知**：「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」に加え、ODA 事業関係者が日頃よりコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための名刺大の携行カード「Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）」を外務省・機構連名で作成し、相手国政府、企業関係者に配布している。また、同ポリシー

ガイドの紹介や不正腐敗防止に係る取組を説明する ODA 関係企業向け説明会を外務省と共催し、61 社 86 名の参加を得た。

- **相手国政府への一層の働きかけ**：「JICA 不正腐敗防止ガイド」(英語・仏語・西語)及び「不正腐敗防止ポリシーガイド」(英語・仏語・西語・露語・アラビア語・インドネシア語・ベトナム語)を相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し配布し、不正腐敗防止の徹底を働きかけた。
- **相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援**：研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を行っている。具体的には、インドネシア「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」やベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」等、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を実施した(No.2-1参照)。また、ミャンマー、インド、仏語圏アフリカ、中南米・カリブ地域諸国等計24か国の相手国関係者に対して契約約款等に係るセミナーを実施して不正腐敗防止への取組を周知徹底するなどにより、不正腐敗防止を支援した。
- **機構内における研修**：不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計12回実施するとともに、全部署を対象に不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るWBT(Web-Based Training)を実施し、2,337人が受講した。

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング及び契約の監視及び情報公開を期待したい。

<対応>

アクションプランの該当期間最終年度にあたり、これまでのモニタリングを継続しつつ、応募・選定・契約・実施・精算の各ステージでの監視及び情報公開を継続した。精算の簡素化及び若手育成加算についても不断の現状分析、改善検討を継続していく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.24	ガバナンスの強化と透明性向上

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

3. 業務運営の効率化に関する事項

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。

(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。

(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。

(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。

(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。

(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。

中期計画（中期目標と同内容につき省略）

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

① 2015年度に改訂された業務方法書における内部統制の枠組みに基づき、確実な運用を行う。また、運用状況の定期的なモニタリングを行い、その結果を内部統制に関する理事会で報告及び審議する（年2回程度）。リスクの評価と対応については、定期的なコンプライアンスや事故の再発防止に係る組織内の啓発、リスクの見直し・対応を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理委員会等においてその結果を報告する。

② 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。

③ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、内部統制の充実及び強化に貢献する。

④ 監事による指摘事項を速やかに機構内全体に周知するとともに、担当部署での改善状況を定期的にフォローすることで、監事監査に適切に対応する。

⑤ 情報セキュリティ管理に関し、政府統一基準との整合及び情報セキュリティ監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置及び緊急対応時の体制強化を図る。

⑥ 年度計画に基づき実施された各事項の業績の自己評価を行い、主務大臣による評価結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。

⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。

主な評価指標 なし

2-2. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。具体的には、組織が目標に向けた成果を達成するため、以下の取組を通じ、適正かつ公正な業務運営の着実な実施に継続的に努めた。特に各部署では、年度計画に即した業務運営や、内部監査の機会も得つつ、リスク管理やモニタリングに自主的に取り組んでいる。

1. 内部統制機能の強化に向けた取組

2015年4月に改正した業務方法書を基に、法人内部のガバナンスを強化するために内部統制を推進した。マイナンバー導入に係る機構内の情報共有や研修を実施し、改訂したコンプライアンスマニュアルの研修や周知を行った。また、リスクの評価と対応について、研修や関連委員会を継続的に実施・開催するとともに、各部署で業務に関わるリスク管理とモニタリングを継続し、適切に対応している。また、各部署におけるリスク管理とモニタリングの結果、各部署でのリスク対応後もリスク規模が大きい「リスクの種類」を組織全体として整理し、着実に業務を運営している。

2. 会計監査人による監査、内部監査、監事監査

各監査に対して適時適切に対応した。特に、内部監査では、リスク評価と対応状況を中心に内部統制の整備状況を監査した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に合わせた規程や細則の改訂を行ったほか、海外拠点の情報セキュリティ強化のため、英文マニュアルの作成等に取り組んだ。

4. 各年度の業績モニタリングの実施

主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直し結果を第4期中期計画及び2017年度計画に適切に反映した。また、年度計画等を部署ごとの年間業務計画に反映し、これをモニタリングすることで各部署における着実な業務運営を図っている。

5. 業務改善提案制度

業務改善提案制度に4件の意見・提案を受け、寄せられた意見・提案と対応をウェブサイト上で公表した。

6. 会計検査指摘事項への対応

平成26年度決算検査報告指摘事項については、必要な対応を行い、処置済み事項となった。

平成27年度決算検査報告の不当事項に対しては、在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

<課題と対応>

情報セキュリティ対策について、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた規程等を確実に運用するとともに、情報セキュリティに係る組織的対応能力の向上に取り組む。また、情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を策定する。

2-3. 業務実績

No24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制態勢の強化

- 内部統制の実施及びモニタリング：2015年4月に改定した業務方法書を基に内部統制を推進した。内部統制の推進状況は、関連規程やマニュアルの整備状況、関連内部委員会の開催状況、その他内部統制に関する事項の実施状況を内部統制推進部門が各部門へのヒアリングを通じて確認し、これを内部統制担当理事及び理事会に報告した（4月及び11月）。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- 独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を受けた内部規程、執務参考資料の制定・改定、内部統制推進体制の整備：前項参照。
- マイナンバー導入への対応：マイナンバーの取扱いに関する執務要領を運用実態に合わせて改定し、安全性を強化した。マイナンバーに係る職員向けポータルサイトを公開し（9月）、職員研修（一般

職員、事務取扱担当者)をWBT(Web-Based Training)で実施した(11月、12月)。

- **コンプライアンスマニュアルの改訂内容の周知**：全職員を対象にマニュアルの内容に基づくWBTを実施した(受講2,337人)。外国語版(英語・仏語・西語)を作成し、全在外拠点に配布した。
- **研修の実施**：階層別研修(新人研修、業務職研修等)、赴任前研修(職員、企画調査員、専門家、ボランティア)においてコンプライアンスに係る講義を計53回実施した。

(2) リスクの評価と対応

- **コンプライアンス及びリスク管理委員会**：各部署におけるリスク評価及び対応状況並びにリスク対応後もリスク規模が大きいと考えられる「リスクの種類」を組織全体として整理し、同委員会に報告した(7月)。また、第4期中期目標期間のリスク管理への適用を念頭に、機構の主要リスクの見直しの方向性を報告した(2017年1月)。なお、各部署では各部署で対応すべきリスクを特定、評価したうえで、年間業務計画に従ってリスク管理とモニタリングを継続している。また、2016年度にはリスク評価と対応状況を内部監査で取り上げ、確認した。(No.24-3 参照)
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：
 - **定期リスク管理報告**：ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期毎に実施した。
 - **有償資金協力勘定の資産・負債管理**：将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期毎に行った。
 - **ヘッジ方針**：金利リスクに関する当年度のヘッジ方針を策定した。
- **安全リスクへの対応**：(No.20-1、20-2 参照)

(3) 統制活動

- **中期計画等のモニタリングと業務実績等報告書の作成**：(No.24-6 参照)
- **コンプライアンス違反等の事案発生時における対応**：事故等が発生した場合は、コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程に基づき報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。コンプライアンス及びリスク管理委員会に主要な事故や件数を報告した(不正事案に対する措置及び再発防止策はNo.23-5 参照)。また、2015年度に発生した事故等をレビューし、同結果と頻発する事務過誤の再発防止策を紹介するセミナーを本部・国内機関・在外拠点の出席者60名以上を対象に実施した。

(4) 情報と伝達

- **指示や情報が伝達される仕組み**：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、電子掲示板や公電等を活用している。
- **法人文書管理**：法人文書管理規程、法人文書管理細則、法人文書管理マニュアル等を整備・運用し、法人文書を適切かつ効率的に作成、保存している。
- **内部通報**：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内(和英)を整備し、電子掲示板への掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **外部通報**：公益通報者保護法の趣旨に基づき、機構の業務運営に関する違法行為等の早期発見や是正及び業務運営の公平性の確保を目的として外部通報窓口を設置して受け付けている。通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：No.23-5 参照。

(5) モニタリング（内部統制は No.24-1、会計監査人による監査は No.24-2、内部監査は No.24-3、監事監査は指標 No.24-4 参照）

(6) ICT への対応：No.24-5 参照。

No. 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2015 年度の財務諸表は、会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、有償資金協力勘定は財務大臣に届出を行い（6 月）、一般勘定は外務大臣からの承認を受けた（7 月）。
- 2016 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11 月）。
- その他の監査実績：本部に対して 9 月と 2017 年 3 月に期中監査、国内及び海外拠点に対しては 9 月から 2017 年 2 月の間に国内拠点（北陸支部、東北支部）及び海外拠点（アルゼンチン、コスタリカ、ミャンマー、ベトナム、エチオピア、ケニア）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項は関連部署と対応策の検討・実施を適切に進めている。

No. 24-3 内部監査の実績

内部監査基本計画に則り、内部監査に関する国際的指針に従って以下のとおり内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを実施した。

- **有償資金協力業務監査**：有償資金協力業務について、信用リスクの管理にかかる信用格付業務、資産自己査定業務、償却・引当業務に関して監査した。
- **情報システム監査**：主要な業務システムのリスクアセスメントを実施し、第 4 期中期目標期間の監査計画を作成した。
- **情報セキュリティ監査**：2015 年度に実施した情報セキュリティ監査の結果等を踏まえ、指摘事項に係るフォローアップの状況について監査した。
- **特定個人情報管理監査**：保有個人情報（特にマイナンバー）の取扱いに係るルール of 制定状況及び個々の機関におけるルールの運用状況について監査を実施した。
- **法人文書管理監査**：2015 年度に改正された法人文書管理規程の施行を踏まえ、変更事項等の実施状況について監査した。
- **国内拠点監査**：全ての国内拠点及び本部関係部署を対象に、国内拠点の内部統制・コンプライアンス機能及び本部の支援・協働態勢について監査した。
- **在外拠点監査**：監査実績等を踏まえて選定した拠点（ブルキナファソ、ニジェール、イラク、パレスチナ、アフガニスタン、インド）を対象に、内部統制の有効性、事務所・支所機能の運営態勢等について監査した。
- **テーマ別監査**：
 - **通則法改正に伴う内部統制の整備にかかる対応状況監査**：2015 年度の独立行政法人通則法の改正に伴い業務方法書に記載した内部統制の整備に関し、関連規程の整備状況及び規程に基づいた業務運営状況、特にリスク評価と対応に関する事項及び内部統制の推進に関する事項を監査した。
 - **内部統制機能監査**：組織全体のリスクに係る個々の統制に関して、重要なリスクに係る統制の有効性について監査した。
 - **大型円借款案件審査態勢監査のフォローアップ監査**：大型円借款案件の審査態勢に関して、2014 年度に実施した監査の結果を踏まえ、役員、理事会に対する効果的な情報伝達及び牽制体制の有

効性について監査した。

- **有償資金協力業務新手法導入審査態勢監査**：有償資金協力勘定リスク管理委員会等において新手法の導入に関して統合的リスク管理の観点から適切に審査が行われていたかについて監査した。

No. 24-4 監事監査への対応状況

- 2015年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告した（4月）。また、監査指摘事項への各部署の対応状況を理事会に報告し（12月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングした。
- 2015年度に実施した外部専門家（日本内部監査協会）による内部監査の外部評価の提言を踏まえ、国際的指針に沿った内部監査業務の標準化、内部監査の中期計画策定等の方策を講じ、監査態勢を強化・高度化した。
- **監事監査への対応状況**：「平成27事業年度国際協力機構監事監査報告」が監事から理事長に提出された後、速やかに理事会に報告するとともに機構内で周知した。また、監事から示された留意事項も理事会に報告するとともに、対応状況を取りまとめ、後日理事会に対して報告した。

No. 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- **情報セキュリティ・個人情報保護のPDCAサイクル**：各部門の自己点検及び電磁的記憶媒体の棚卸しを全部署にて実施した。また、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を2回開催した。
- **規程類の改定**：情報セキュリティ管理規程・同細則を「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に整合させるべく改定した。
- **システム面の情報セキュリティ対策**：2015年度の情報セキュリティ事案を契機として構築したセキュリティ監視強化体制・施策を更に強化して実施した。
- **情報セキュリティに関する啓発・教育**：情報セキュリティ・個人情報保護研修をWBTで実施した。また、標的型攻撃メール対応訓練を3回実施するとともに、標的型攻撃メールのターゲットとなりやすい時期には不審メールに対して注意喚起した。在外拠点に対し、ウイルス対策や外部記憶装置の取扱い方法に関するセミナーを実施し、情報セキュリティにかかる英文マニュアルを作成した。

No. 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- **中期計画等の達成に向けた取組**：年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項を定めて部署別の年間業務計画に反映し、各部署の業務運営と年度計画を連動させている。2015年度実績及び第3期中期目標期間の達成見込みに関して、担当部署のモニタリング、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえ、自己評価を含む業務実績等報告書を主務大臣に提出し公表した。
- **業績評価結果の周知と活用**：本部、国内、海外の全部署・拠点を対象に「業績評価セミナー」を計5回開催し（2015年度6回）、主務大臣による業務実績評価結果、指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した（各項目の指摘に対する対応状況は各項目別評定調書の「指摘事項への対応」参照）。本部、国内12拠点、海外40拠点から合計251名（2015年度294名）が参加し、事後アンケートでは回答者の98%が「大変わかりやすかった」、「分かりやすかった」と回答した。また、セミナーの様子は参加できなかった拠点にも映像で配信した。なお、主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直しは第4期中期計画及び2017年度計画に適切に反映した。

No. 24-7 業務改善提案制度の導入状況

事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」に寄せられたご意見、ご提案と対応を取りまとめてホームページ上で公表した。また、関係者のカテゴリーに応じて本制度の周知を行う担当

部署を明確化する改善を行い、全体部長会及び業務公電により同制度の機構関係者への周知を促した。2016年度は関係者から4件の意見・提案を受け、関係部署と協力して個別に対応した。

(会計検査指摘事項への対応)

平成26年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあったODA案件2件）に関し、協力準備調査での需要予測の調査や機材の検討・設計への反映、相手国実施機関による機材の設置や撤去する際の現地調査や実施機関からの報告等を通じた確認などの会計検査院から要求された処置について機構内で周知し、平成27年度の会計検査院決算検査報告において処置済み事項となった。

平成27年度決算検査では、フォローアップ協力の実施に当たり契約等の手続きの各段階における確認が不十分であったことに対し、1件が不当事項であると指摘されたため、今後このような指摘を受けることのないよう、在外拠点への周知徹底を図るとともに、調達セミナーによる指導も実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」は2015年度の活用事例は1件のみであり、より一層の活用に向けた周知活動が望まれる。

<対応>

関係各部署における制度の周知強化策を取りまとめ、全部署、全拠点に関係者への制度再周知を依頼した。これまで対象とされていなかった資金協力事業の関係者も新規対象者として含め、機構ウェブサイトの受付制度のページに過去の実績と投稿先メールアドレスを掲載した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.25	事務の合理化・適正化

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	<p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p>
中期計画	<p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
年度計画	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し、実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において、2015年度に考え方を整理した精算の簡素化、合理化の方向性に従って、調達手続きを着実に実施する。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部における一括調達を継続する。 ③ 民間連携事業（草の根技術協力事業含む）の調達手続きを整理する。 ④ 輸出管理の体制整備を含め、機材調達事務の合理化を継続する。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、一層の現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 扶養親族の旅行、呼び寄せ、早期帰国等手続きに関しての簡素化、合理化を図る。また、契約書付属書の改正を行い、専門家との契約締結手続きの効率化、合理化を図る。さらに、「お知らせ」や説明会の開催を通じ、新たに配置された担当者に対しチケット手配業務に係る外部委託制度の周知を図る。 ⑦ 研修事業全体の実施・運営体制の強化に継続して取り組む。特に、研修員受入手続きについては、次期研修員システムの要件定義と並行して、手続き効率化に向けた制度の見直しを行う。 ⑧ 青年海外協力隊事務局の体制変更に伴い、ボランティア派遣手続業務全般について、新フローの定着を図る。また、ボランティア事業に係る業務主管システムの最適化のため、派遣手続業務フローの見直しを行う。 ⑨ 2015年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。
主な評価指標	なし

2-2. 年度評価に係る自己評価	
<評定と根拠>	
評定：B	
根拠：以下のとおり、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	
1. 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組	
1-1. コンサルタント等契約については、これまでに改定した制度・手続きを着実に実施するとともに、説明会等を通じてコンサルタントに共有し、制度の定着を図った。	
1-2. 一般契約については、2015年度に整理した合理化の方向性に沿って着実に実施した。	
1-3. 提案型事業については、草の根技術協力事業における契約ひな形や経費処理の合理化を行い、NGO等にとってより使いやすい制度になるよう努めた。	

2. 機材調達事務の効率化

専門家との連絡相談を引き続き行ったほか、職員等の能力強化を促進した。

3. 在外拠点の調達実施体制の適正化

本部の在外調達支援班により 1,060 件の契約支援を行うとともに、33 拠点に対して直接指導を行う等、2015 年度に比べ大幅に支援体制を強化した。92 拠点中 78 拠点の現地調達の内規を制定し、業務の標準化を進めている。

4. 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

4-1. 専門家派遣については、手当の統一を通じた事務の合理化を行ったほか、契約書付属書を改定し、専門家のわかり易さの向上を図った。パック旅行商品の活用を推進し、利用率は約 23%となった。

4-2. 研修員受入については、国内事業部から在外拠点及び事業部担当者に対する継続支援や各拠点からの質問に対する回答を集約し、事務合理化を図った。次期研修員システムの導入準備を進めると共に、「研修員受入の手引き」を全面改訂した。

4-3. ボランティア派遣については、派遣手続きと活動支援等を一体的に実施する業務フローに変更し、運用を開始した。また、業務主管システムの最適化に向け、業務フローの棚卸しや専門家等派遣手続きの調和化の検討を行い、必要な要件定義を完了させた。

5. 経理業務の簡素化・集約化

国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し、実証実験を行い一定の成果を得、今後の改善に向けた計画を策定した。

<課題と対応>

引き続き、適切な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する研修や直接支援等を行う。また、2015 年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。

2-3. 業務実績

No. 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- **契約の合理化**：「契約管理ガイドライン」の適用により、発注者、受注者の責任・権限が明確化するとともに、受注者裁量が拡大し、より柔軟な業務従事者の配置が可能となった。
- **精算手続きの簡素化、合理化**：契約金額の部分払に係る手続きを簡素化して精算制度等を見直し、理解促進と定着のため、説明会を開催した。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **精算手続きの合理化**：調達部内に「発注支援デスク」及び「支払支援デスク」を設置し、調達部が予算執行部門となる一般契約の精算事務を集約する体制を確立した。また、上記体制整備を受けて業務管理体制見直しを含め、個別契約内容の改善を継続した。さらに 20 在外拠点の公用車（防弾車）の調達、国内拠点の電力調達等で一括調達を行い、合理化を促進した。
- **マニュアル類の整備**：契約事務を適正かつ効率的に実施するため、「一般契約業務マニュアル」（8 月）、「JICA 海外向け資機材調達の手引き（高額機材）」（2 月）を改訂した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 草の根技術協力の Q&A サービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施するとともに（合計 213 件）、これまで各国内拠点で実施していた契約事務のうち 19 件の新規案件の契約手続

きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2017年度以降小規模国内拠点の契約事務を調達部に移管することを決定した。

No. 25-2 機材調達事務の効率化

- 輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者2名を配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務を委託し、管理体制を強化した。

No. 25-3 在外拠点の調達実施体制の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援班による適正な現地調達を支援した（1,060件。2015年348件、2014年度計186件）。また、33拠点に対して直接派遣し、業務支援を行った（2015年度32拠点）。さらに、アフリカ地域（20拠点）を対象に調達地域別セミナーを実施し、海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。加えて、平成27年度決算検査報告の不当事項の指摘に対しては、在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施した。（No.24「会計検査指摘事項への対応」参照）
- **内規の整備**：海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し、2016年度には、92拠点中78拠点が改訂後の内規ひな形に基づき内規を制定して適正な調達に努めている。

No. 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 専門家派遣業務等の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- **扶養親族の旅行、呼び寄せの合理化**：扶養親族の異動手続き、子女の一時呼び寄せ実施要領の規定を改定して専門家に支給する手当の統一基準を設定し、手続きの簡素化やミス防止につなげた。
- **契約書付属書の改訂**：専門家と締結する契約書のうち専門家の業務内容等を記した付属書を分かりやすい表現に変更し、専門家からの問い合わせ対応の軽減や手続きの効率化につながった。

(2) 国内出張手続きの合理化

- 国内出張手続きの簡素化と経費削減を目的として、チケット手配業務の外部委託とパック旅行商品の活用を推進している。全体の出張件数（1,285件：日帰り出張は含まず）に占めるパックの利用率は約23%となり、約780万円相当の効率化を実現した。

2. 研修員受入業務の手続き効率化

- **本部の支援体制の強化**：国内事業部内に設置した「研修コンシェルジュ」や「研修事業質問箱」を引き続き運用するとともに、在外拠点及び事業部担当者向けに新たに「コンシェルジュ質問箱」を設置した。これにより類似相談が減り、全体の業務効率化につながった。
- **手続き効率化に向けた制度の見直し**：2019年度より稼働予定の次期研修員システムの導入準備に際し、手続きのプロセスごとに分かれている個別システムの統合・データ連携、不要項目の洗い出し、帳票の統合、フローの簡素化等を検討し、要件定義に反映させた。
- **研修員受入の手引きの全面改訂**：国内機関や研修委託先における研修委託契約制度に対する共通理解醸成のため「研修員受入の手引き」を全面改訂し、新たにマニュアル・ガイドラインを整備した。

3. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- **課題別体制の定着**：課題別体制の導入に伴い、ボランティアの派遣手続きと派遣中活動等支援を一体的に実施する業務フローに変更し、運用を開始した。派遣中ボランティアの状況に応じたより迅速な対応が可能となった。
- **システム更改準備**：業務主管システム最適化の方針の下、現行のボランティアシステムと派遣システム（国際協力人材部主管）とを統合し、機構全体の業務効率化・合理化を図るべく、現在のボランティア関連業務フローの棚卸し、専門家等派遣手続きへの調和化の具体的検討を実施し、新システム構築に必要な要件定義を完了させた。

（経理業務の簡素化・集約化に向けた取組）

- 国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し、予算管理の集約化、経理業務の簡素化及びオンラインによる執行管理の実証実験を行った。いずれも一定の成果が見られたことから、2017年度に向けた実証実験の拡充や本格導入計画の策定を行った。

（情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組）

- **業務主管システムの更改**：「業務主管システム全体最適化方針」に沿って、2015年度に確立した推進体制（プログラム・マネジメント・オフィス）による管理・調整の下、各主要システムの更改を進め、2016年度は要件定義を実施した。また、共通データベース、共通サーバ基盤の構築についても、各主要システムの進捗と連携させながら、計画通りに進めている。
- **IT環境整備**：「情報システム刷新計画」に沿って、機構内のIT環境整備を進めている。2015年度に引き続き、導入済システム（ノートPC、無線LAN、リモートアクセスツール、Web会議システム等）の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約等をさらに進めている。また、現地治安状況から2015年度内に完了できなかった拠点の情報通信網の更改を完了した。さらに、次期「コンピュータシステム運用業務」の構築フェーズを開始し、2017年度の運用開始に向け、新情報共有基盤の構築や、データセンター基盤の切替え（段階的な切替えの一部）を実施した。

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。

<対応>

コンサルタントや業界団体等との対話の継続を通じ、契約制度の随時改定に努めている。また、小規模国内拠点の電力供給調達、草の根技協の契約事務の本部一括化の導入や、在外拠点への公用車の一括調達を行い、機構全体で調達事務の効率化に取り組んだ。

さらに、専門家派遣、研修員受入、ボランティア業務でも業務効率化に向けた不断の取組を行っている。2016年度は専門家の旅行等に係る手当の一律化や契約書付属書の改訂等により専門家受入業務を軽減した。また、研修員受入業務では手続きをより集約化して効率化につなげている。さらに、ボランティア事業では事務フローの改善等を通じた合理化に取り組んだ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

◎：2016年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>
<p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。</p> <p>竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。</p>
<p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、2015年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応</p>

<p>する。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引き続き行う。併せて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舍の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。</p>
<p>主な評価指標 (定量的指標) 運営費交付金を充当する物件費の効率化：毎事業年度 1.4%以上</p>

3-2. 年度評価に係る自己評価

<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：以下により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>固定的経費の削減等を通じ、運営費交付金を充当する物件費の効率化目標（定量指標）を達成した。給与水準について、人事院勧告や民間企業の動向を参考にしつつ、適正な水準に保っている。保有資産についても、資産情報の公開を継続しつつ、職員住宅の処分等にも適切に対応済みである。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、効率的な事業運営を行うための取組を継続する。</p>
--

3-3. 業務実績

No. 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- 施設管理運営業務等の調達の見直し、在外の事務所契約等の見直し、固定的経費の削減等の取組により運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

No. 26-2 総人件費

- 職務限定制度及び勤務地限定制度を継続運用し給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与水準を減額する役職定年制の運用を継続中である。
- 2016年度の人事院勧告を参考にしつつ給与水準の引き上げを行い、業務の中核を担い、子育て世代でもある中堅職員に比較的手厚く配分するよう俸給表を改定した。
- 質の高いインフラパートナーシップ等への対応に係る 18人分の人件費予算増が当局に認められた。
- 政府方針も踏まえ、国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。
- 2016年度の支出実績（給与・報酬部分）は 172.6 億円（2015年度 168.3 億円）。

No. 26-3 ラスパイレス指数

- 対国家公務員の指数であるラスパイレス指数は 116.0（年齢・地域・学歴勘案後 100.5：2015年度はそれぞれ 116.0、100.6）。

No. 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。職員宿舍への対応は指標 29-1 参照。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、引き続き、有効な利活用方策を継続検討している。

3-4. 指摘事項への対応

<p><指摘事項></p> <p>事業に必要な体制の強化を図りつつ、効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。</p> <p><対応></p> <p>機構の本来事業へのマイナスの影響が生じないよう留意しつつ、効率化目標の達成に向け施設管理運営業務等の調達の見直し、在外の事務所契約等の見直し、固定的経費の削減等を行った。保有資産は引き続きその保有の必要性を不断に見直す。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
<p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>	
<p>中期計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>なお、平成24年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p> <p>平成25年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成26年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成27年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。</p> <p>平成28年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。</p> <p>（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>	
<p>年度計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。</p> <p>② 平成27年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的なTPP関連政策大綱」（2015年11月25日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。平成28年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。</p> <p>③ 運営費交付金債務残高を減少させる。</p>	
<p>主な評価指標 （定量的指標） 運営費交付金債務残高の減少</p>	
2-2. 年度評価に係る自己評価	
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：以下により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>自己収入を適正に運用管理した。予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った結果、</p>	

運営費交付金債務残高は削減した。

<課題と対応>

引き続き、事業の質の確保に留意しつつ適正な予算執行管理を行う。

2-3. 業務実績

No. 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入は消費税の還付等を除く 4.8 億円（2015 年度実績 4.9 億円、2016 年度計画額 3.2 億円）となった。計画額からの主な増要因は雑収入の増等による。また、寄附金収入は 1,700 万円（同 1,200 万円、1,400 万円）となり、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 16 件、継続 11 件）、使途特定寄附金事業「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」に使用した。また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入は 3.3 億円（同 5.8 億円、3.4 億円）で、当該事業の実施費用に充当した。

No. 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 前年度までの予算執行状況や為替レートの影響等を踏まえ、2016 年度予算（有償勘定技術支援費の増額分を含む）を適切に配賦した。予算調整部門による予算見直し結果をヒアリング・査定し、適正な執行管理により運営費交付金債務残高の削減を図った。
- 2016 年度末時点の運営費交付金債務残高は 339.2 億円（2015 年度末 466.4 億円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2015 年度末時点の金額）。

運営費交付金の残	105.4 億円	(228.6 億円)
前渡金	227.9 億円	(233.6 億円)
前払費用、長期前払費用等	5.9 億円	(4.2 億円)

運営費交付金の残の発生理由は、治安、相手国側機関の都合等により、当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

No. 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 2012 年度の財務諸表（2013 年 6 月公表）から財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善した。また、2015 年度計画の変更以降、セグメント区分に対応した予算を表示している。（2016 年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書は別表 1～3 参照）

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた、要因分析、対応策の検討を期待したい。

<対応>

治安、相手国側機関の都合等の現地事情を踏まえた計画の変更に伴う予算見直しを適宜行うとともに、前渡金の適時適切な費用化に取り組み、運営費交付金債務残高の減少に努めた。

別表1 2016年度決算報告書（一般勘定）

平成28年度 決算報告書
 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：円）

区分	合計			備考
	予算額	決算額	差額	
収入				
運営費交付金収入	155,449,678,000	155,449,678,000	0	
無償資金協力事業資金収入	0	79,245,955,630	79,245,955,630	当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。
受託収入	340,219,000	332,182,839	△8,036,161	
開発投融資貸付利息収入	3,519,000	3,305,224	△213,776	
入植地割賦利息収入	237,000	27,264	△209,736	入植地債権残高の減少のため。
移住投融資貸付金利息収入	7,363,000	1,376,950	△5,986,050	移住投融資債権残高の減少のため。
その他収入	325,747,000	3,040,509,795	2,714,762,795	
うち寄附金収入	13,771,000	16,856,587	3,085,587	寄附金収入が当初計画より増加したため。
雑収入	311,976,000	3,023,653,208	2,711,677,208	消費税還付金等が増加したため等。
施設整備費補助金等収入	1,034,723,000	138,780,000	△895,943,000	計画額に繰越回収金を含むため。
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0	501,370,340	501,370,340	繰越分の執行による差額が生じたため。
計	157,161,486,000	238,713,186,042	81,551,700,042	
支出				
一般管理費	11,364,492,000	10,890,556,043	473,935,957	
うち人件費	2,748,747,000	2,510,317,153	238,429,847	
物件費	8,615,745,000	8,380,238,890	235,506,110	
業務経費	144,408,281,000	157,700,228,623	△13,291,947,623	
うち技術協力プロジェクト関係費	70,799,053,000	81,443,348,759	△10,644,295,759	前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。
無償資金協力関係費	249,888,000	284,943,241	△35,055,241	相手国の事情等により計画に変更が生じたため。
国民参加型協力関係費	14,823,444,000	15,859,425,031	△1,035,981,031	前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。
海外移住関係費	383,018,000	360,927,300	22,090,700	
災害援助等協力関係費	880,000,000	682,607,971	197,392,029	相手国の事情等により計画に変更が生じたため。
人材養成確保関係費	1,408,647,000	1,476,219,708	△67,572,708	
援助促進関係費	19,221,400,000	21,052,957,103	△1,831,557,103	前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。
事業附帯関係費	7,425,520,000	7,200,703,725	224,816,275	
事業支援関係費	29,217,311,000	29,339,095,785	△121,784,785	
施設整備費	1,034,723,000	915,559,867	119,163,133	入札結果により計画に変更が生じたため。
無償資金協力事業費	0	79,245,955,630	△79,245,955,630	当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まることにより、当初計画額をゼロとしているため。
受託経費	340,219,000	257,229,957	82,989,043	相手国の事情等により計画に変更が生じたため。
寄附金事業費	13,771,000	16,856,587	△3,085,587	寄附金収入が当初計画より増加したため。
計	157,161,486,000	249,026,386,707	△91,864,900,707	

別表2 貸借対照表（一般勘定）

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

【一般勘定】

（単位：円）

資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		86,547,359,250
有価証券		98,000,000,000
たな卸資産		
貯蔵品	491,515,955	491,515,955
前渡金		22,793,139,404
前払費用		386,014,938
未収収益		530,883
未収入金		2,576,204,673
開発投融資短期貸付金	30,317,000	
貸倒引当金	△ 619,885	29,697,115
移住投融資短期貸付金	1,161,112	
貸倒引当金	△ 167,701	993,411
短期入植地割賦元金		42,862
仮払金		23,614,408
立替金		5,728,685
流動資産合計		210,854,841,584
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	41,621,935,288	
減価償却累計額	△ 17,129,916,749	24,492,018,539
構築物	1,620,581,392	
減価償却累計額	△ 1,037,771,702	582,809,690
機械装置	174,211,830	
減価償却累計額	△ 113,118,175	61,093,655
車両運搬具	2,030,930,984	
減価償却累計額	△ 1,177,251,699	853,679,285
工具器具備品	2,320,412,634	
減価償却累計額	△ 1,411,976,382	908,436,252
土地	14,398,036,458	
減損損失累計額	△ 8,710,639	14,389,325,819
建設仮勘定		155,283,975
有形固定資産合計		41,442,647,215
2 無形固定資産		
商標権		1,818,077
電話加入権		1,786,900
ソフトウェア		145,417,505
ソフトウェア仮勘定		454,850,046
無形固定資産合計		603,872,528
3 投資その他の資産		
長期性預金		90,000,000
開発投融資長期貸付金	312,300,000	
貸倒引当金	△ 128,454,490	183,845,510
移住投融資長期貸付金	30,633,064	
貸倒引当金	△ 27,090,610	3,542,454
長期入植地割賦元金	281,512	
貸倒引当金	△ 281,512	0
移住投融資に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	479,237,037	
貸倒引当金	△ 479,237,037	0
入植地割賦元金に係る破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	620,851	
貸倒引当金	△ 620,851	0
長期前払費用		205,968,363
差入保証金		1,570,965,696
投資その他の資産合計		2,054,322,023
固定資産合計		44,100,841,766
資産合計		254,955,683,350

負債の部				
I 流動負債				
無償資金協力事業資金		145,895,103,303		
預り寄附金		409,760,192		
未払金		16,855,398,956		
未払費用		237,632,593		
リース債務		113,471,018		
前受金		1,645,976		
預り金		621,859,796		
前受収益		47,242		
流動負債合計			<u>164,134,919,076</u>	
II 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	<u>4,052,889,655</u>	4,052,889,655		
長期リース債務		72,396,867		
長期預り金		115,267,429		
資産除去債務		276,125,850		
固定負債合計			<u>4,516,679,801</u>	
負債合計				<u>168,651,598,877</u>
純資産の部				
I 資本金				
政府出資金		<u>62,452,442,661</u>		
資本金合計			<u>62,452,442,661</u>	
II 資本剰余金				
資本剰余金		△ 880,390,620		
損益外減価償却累計額		△ 18,159,591,791		
損益外減損損失累計額		△ 10,201,839		
損益外利息費用累計額		△ 7,189,037		
資本剰余金合計			△ 19,057,373,287	
III 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		1,275,765,107		
積立金		5,014,447,023		
当期未処分利益		<u>36,618,802,969</u>		
(うち当期総利益)		(36,618,802,969)		
利益剰余金合計			<u>42,909,015,099</u>	
純資産合計				<u>86,304,084,473</u>
負債純資産合計				<u>254,955,683,350</u>

別表3 損益計算書（一般勘定）

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

【一般勘定】

（単位：円）

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	80,680,879,609		
無償資金協力関係費	306,662,973		
国民参加型協力関係費	15,776,368,070		
海外移住関係費	360,261,588		
災害援助等協力関係費	600,474,741		
人材養成確保関係費	1,476,575,107		
援助促進関係費	22,118,410,699		
事業附帯関係費	7,069,769,946		
事業支援関係費	28,996,345,250		
無償資金協力事業費	79,245,955,630		
施設整備費	9,351,720		
受託経費	254,656,876		
寄附金事業費	16,856,587		
減価償却費	488,916,671	237,401,485,467	
一般管理費		9,451,497,201	
財務費用			
外国為替差損	90,309,286	90,309,286	
雑損		2,348,975	
経常費用合計			246,945,640,929
経常収益			
運営費交付金収益		175,833,700,975	
無償資金協力事業資金収入		79,245,955,630	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	239,281,190		
他の主体からの受託収入	16,337,610	255,618,800	
開発投融资収入		2,458,116	
入植地事業収入		26,670	
移住投融资収入		1,361,814	
寄附金収益		16,856,587	
施設費収益		9,351,720	
貸倒引当金戻入		15,051,937	
資産見返運営費交付金戻入		472,048,586	
財務収益			
受取利息	11,120,677	11,120,677	
雑益		3,054,388,920	
経常収益合計			258,917,940,432
経常利益			11,972,299,503
臨時損失			
固定資産除却損		41,302,842	
固定資産売却損		3,556,257	44,859,099
臨時利益			
運営費交付金精算収益化額		24,127,531,623	
資産見返運営費交付金戻入		36,476,968	
固定資産売却益		25,983,634	24,189,992,225
当期純利益			36,117,432,629
前中期目標期間繰越積立金取崩額			501,370,340
当期総利益			36,618,802,969

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.28	短期借入金の限度額

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 (2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画	4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。
年度計画	(中期計画と同内容)
主な評価指標	(定量的指標) 短期借入金の金額：限度額以内

2-2. 年度評価に係る自己評価	
<評定と根拠>	評定：B 根拠：一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入の実績はなく、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。
<課題と対応>	なし。

2-3. 業務実績

No. 28-1 一般勘定における短期借入金の実績／指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績
<ul style="list-style-type: none"> 一般勘定、有償資金協力勘定ともに、本年度内の短期借入金の実績はない。

2-4. 指摘事項への対応	
<指摘事項>	なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.29	不要財産の処分等の計画
2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
<p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p>	
<p>中期計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舎については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>	
<p>年度計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、2016 年度末までに現物納付または譲渡する。</p>	
<p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標) 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分状況</p>	
2-2. 年度評価に係る自己評価	
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：以下により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について、計画どおり売却を進め、収入のうち手数料等を控除した金額の国庫納付手続きを完了した。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>なし</p>	
2-3. 業務実績	
<p>No. 29-1 不要財産の処分実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 5.1 億円を「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 7 条（中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、2017 年 2 月に国庫納付した。 	
2-4. 指摘事項への対応	
<p>< 指摘事項 > なし</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.30	重要な財産の譲渡等の計画

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。
中期計画	該当なし
年度計画	該当なし
主な評価指標	(定性的指標) 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

2-2. 業務実績

No. 30-1 重要な財産又は担保に供した実績

2016年度は該当がなく、年度計画も策定していないため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標	(定めなし)
中期計画	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画	(中期計画と同内容)
主な評価指標	(定性的指標) 剰余金の使途

2-2. 業務実績

No. 31-1 剰余金の使途

「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金(目的積立金)はないため、報告対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.32	施設・設備

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標										
<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p>										
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p>平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>財源</th> <th>予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,637</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4,637</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>	施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637	計		4,637	
施設・設備の内容	財源	予定額								
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637								
計		4,637								
<p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。</p>										
<p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標) 施設・設備の整備に関する実績</p>										

2-2. 年度評価に係る自己評価	
<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：3 拠点（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター及び沖縄国際センター）の防災力強化のためのエレベーター改修工事等を予定通り完了した。また、老朽化対策としての設備更新（北海道国際センター（帯広））及び施設改修（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）工事もそれぞれ完了した。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。</p>	
<p><課題と対応></p> <p>円滑な事業運営に資するため、引き続き長期的な視野に立って業務実施上必要な施設・設備の整備改修等を行う。</p>	

3-3. 業務実績

No. 32-1 施設・設備の整備に関する実績	
<ul style="list-style-type: none"> 2016 年度当初予算の防災力強化事業としてエレベーターの改修工事等（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター、沖縄国際センター）、また老朽化対策としての設備更新工事（北海道国際センター（帯広））、施設改修工事（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）を実施し、いずれも完了した。 	

2-4. 指摘事項への対応	
<p><指摘事項></p> <p>引き続き、実施中の工事の適切な実施監理を期待する。</p>	
<p><対応></p> <p>2016 年度の施設・設備の整備計画を適切に実施し、同年度末までに完了した。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.33	人事に関する計画

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎キャリア・コンサルティング実施人数	48人	/	/	/	/	(新規)	48人

◎：2016年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

<p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(2) 人事</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p>
<p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。
<p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、的確な人事評価と役割・貢献に応じた処遇の徹底を図る。期限付職員の人事評価結果の処遇への反映範囲を拡大するとともに、賞与等における査定賞与と固定賞与の支給割合の見直しを検討する。</p> <p>② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。多様な人材が最大限能力を発揮できるようダイバーシティマネジメントを推進するため、管理職向けの研修を実施するとともに、職階別研修のコンテンツにも取り入れる。</p> <p>③ 業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力を強化するため、特定職、期限付職員を含めた職員のキャリア開発や研修等を継続、充実する。中核的人材の強化のため、総合職職員の能力・キャリア開発を後押しするキャリア・コンサルティングの継続に加え、長期研修やエキスパート職群の新規登用の実施を通じた拡充、他機関への出向等の施策を活用する。現地職員の能力向上及び更なる活用のための施策をガイディングプリンシプルに基づき実施する。</p> <p>④ 働き方改革を中心としたワーク・ライフバランス、ダイバーシティに係る取組の強化を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、長時間労働の是正、日常業務の一層の効率化を図り、生産性向上、創造的業務の取組を促進する。また、在外勤務や海外出張等の機構の業務の特性と家庭生活の両立に向けた環境を整備するため、関連情報や経験談等の共有の一層の活性化、関連研修の実施等の各種施策を継続・深化・発展させる。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標) キャリア・コンサルティングの実施人数：48人</p>

3-2. 年度評価に係る自己評価

<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：B</p>

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 適切な人事評価の実施と処遇への反映

年 1 回の勤務成績評価を適切に賞与及び昇給に反映するとともに、評価者研修の継続実施やウェブ・ベース研修の新規実施を通じて制度理解と評価の目線合わせを継続した。また、職員アンケートの結果からは全体の 74% が働き甲斐のある組織であると回答しており、上場企業や公務員と比較しても高い水準を維持している。

2. 適材適所の人事配置、ダイバーシティマネジメントの推進

ハンドブックの改訂等により特定職のキャリアパスを明確化した。また、特定職から総合職への職系転換（4 名）、有期雇用人材の特定職への採用（26 名）などを通じ、有為な人材の活用を推進した。さらに、ダイバーシティマネジメントを推進するための管理職等向けの研修を新設するとともに、上位管理職向けの研修でも周知するなどの方策を取った。

3. 職員等の能力強化

年度計画で設定した定量的指標であるキャリア・コンサルテーションは計画どおり 48 名を対象として実施したほか、実施年次の引き下げなどを通じてキャリア形成への意識づけを強めている。また、コアスキル研修の受講を若手職員にも勧奨し、基礎的能力やノウハウの早期定着を促進した。加えて、専門能力を強化するため、外部研修に職員 16 名を派遣している。さらに、現地職員を有効に活用するため「JICA アカデミー」英語版を継続し、7 件の講義に延べ 280 名が参加した。

4. ワーク・ライフバランスに係る取組の強化、環境整備等

働き方改革「SMART JICA PROJECT」の継続や配偶者同伴休職制度の運用、在宅勤務制度の利用環境や運用の改善、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正に対応するための制度改善などを通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組み、業務の一層の効率化や生産性の向上を図っている。

<課題と対応>

現地職員も含めた多様な人材のさらなる活用に向けた働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーションの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等が今後の課題である。かかる状況を踏まえ、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の推進を通じた生産性向上、創造的業務の促進や、キャリア形成とライフイベント、家庭生活の両立に向けた施策の確実な継続、研修実施を通じた現地職員の能力開発に引き続き取り組む。

また、職員の能力強化と中核的な人材育成のため、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーションを継続するほか、他機関への出向等を実施する。

3-3. 業務実績

No. 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を 6 月並びに 12 月の賞与及び 7 月の昇給に反映した。また、勤務成績の評価がより処遇に反映されるよう、賞与における査定賞与の割合を 3 割から 4 割に見直し、12 月賞与より反映した。
- **期限付職員の評価の賞与への反映**：従来、期限付職員の勤務成績の評価は期間満了報奨金にのみ反映される制度であったが、賞与に反映されるよう見直しを行った（6 月賞与より反映）。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、新任管理職及びこれまで未受講の管理職計 37 名を対象に評価制度の理解と評価の目線合わせのための研修を実施した。

- **ウェブ研修**：人事評価制度の職員への理解向上と留意すべき点の周知のため、ウェブ・ベース研修「人事評価について知っておくべき12の基本」を新規に複数回実施した（11月、2017年3月）。
- **職員アンケート調査**：昨年度と同程度の全体の74%が「JICAは自分にとって働きがいのある組織である」と回答した。この設問に対する満足度は3.85であり、ベンチマークである「上場企業（正社員）」（3.27）、「公務員（正規職員）」（3.43）と比較して高い水準となっている。

No. 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **特定職制度**：人事制度ハンドブックを改訂し、特定職のキャリアパスをより明確にした。また、特定職から2名の管理職の登用と、募集に基づく特定職から総合職への職系転換を4名に行い、適材適所の人材活用を進めるとともに意欲の向上を図った。
- **特定職転換**：有為の有期雇用人材を無期雇用に転換し、特定業務に係る知見の蓄積と人材育成を一層推進するため、転換への応募要件を大幅に緩和して26名（2015年度11名）を特定職に採用することを決定した。
- **ダイバーシティマネジメント**：管理職登用時研修及び階層別研修に同内容に係る講義を新設。経営職研修、執行職研修でもダイバーシティ調査結果を配布し、経営層へも周知徹底している。

No. 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：職員の能力・キャリア開発の後押しを目的としたキャリア・コンサルティングを前年度同様48名に実施し、年度計画の目標を達成した（2014年度比1.2倍）。また、キャリア・コンサルティング実施年次を10年目から7年目に引き下げ、より早い段階でキャリア形成への意識付けを行うとともに、入構3年目職員に対するプレ・キャリアコンサルティング（26件）を実施した。
- **エキスパート職群**：組織の専門性の知見強化を担うエキスパート職群を7名新規認定して拡充した。
- **他機関への出向等**：職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学等への職員派遣を継続的に実施している。
- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）を強化する研修「JICAアカデミー」を隔月で開催している。2016年度からは在外赴任前研修とのカリキュラム上の明示的な差別化を行うとともに、職階別研修でも入構後3年目までの職員に対し早期受講を勧奨した。加えて、理事長・副理事長を含めた役員等による講義を計5回開催した。
- **専門能力及びマネジメント力の強化**：今後の事業ニーズを踏まえた専門能力強化のため、金融機関等による外部研修に職員16名を派遣した。また、管理職登用前の中堅層のマネジメント力を強化すべく人事院公務員研修の枠を増加し、職員2名が参加した。さらに、リーダーシップ力強化の新たな機会として、富士通総研経済研究所「実践知研究センター訓練」に基幹職職員を1名派遣した。
- **現地職員（NS：National Staff）の育成**：（No.22-3参照）

No. 33-4 ワーク・ライフバランスやダイバーシティに配慮した生産性向上、創造的業務推進の取組状況

- **Diversity & Inclusion 経営の推進、SMART JICA PROJECT**：2015年度下半期に実施した Diversity & Inclusion（D&I）経営推進に係る現状調査の結果をもとに JICA における D&I 経営推進の必要性や基本方針を整理し、機構内に周知した。2015年度より実施中の働き方改革「SMART JICA PROJECT」を D&I 経営推進のエンジンと位置付け、業務の質の向上、ワーク・ライフバランスの実現、D&I 経営の推進を継続している。各部署の取組事例の共有や勤務実績データの共有促進、実施体制の確立等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、超過勤務の削減、有給休暇の取得を

促進した。

- **配偶者同伴休職制度**：ライフステージに応じた多様な働き方の確立のため、配偶者同伴休職制度を設けて運用している（2014年度以降、配偶者は機構職員以外でも可としている）。2016年度末時点で前年度比2倍の10名の職員が同伴休職中である（2014年度末3名、2015年度末5名）。
- **在宅勤務制度**：2014年度に国内全部署を対象に導入。6月に家族宅での勤務や前日申請を認める条件緩和や申請様式の簡略化等の利用環境及び運用改善を行い、働き方の選択肢として定着している。
- **女性活躍推進法（4月）、育児・介護休業法改正（2017年1月）対応**：関連各法の施行・改正に対応。女性活躍推進法について女性管理職比率15%の早期達成を目標として届出した。育児・介護休業法の改正にあわせ内部規程を改正し、特に介護と仕事の両立に関して、法定を上回る制度（介護休業の取得期間6か月や介護休暇の時間単位取得等）を整備した。
- **介護・育児と仕事の両立支援の拡充**：介護における外部サービスとの提携に加え、新たに病児保育、ベビーシッター、家事代行等を行う民間企業との法人契約、内閣府ベビーシッター派遣事業の活用によるベビーシッター利用費用補助を開始。女性管理職比率を向上する一助として、育児とキャリア形成を両立するための支援取組を拡充した。
- **ダイバーシティ、ワーク・ライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化**：子連れでの在外赴任、海外出張、管理職業務と育児の両立等に関する先輩職員の経験談の共有に重点を置いたワークショップ、セミナーを育児休業復職後、育児休業中の職員を対象に各1回実施。JICAファミリーデー（過去最高の282名参加）、幼児教育専門家による育児勉強会（新規・計7回）、50代セミナー（1回）、介護セミナー（2回）、ニュースレター発行（計4回）、育児・介護をテーマとした人事部主催のランチ会（育児・介護、毎月1回）などを通じ、ライフイベントと在外勤務や海外出張等の機構業務の特性を踏まえたキャリア形成の両立に向けたグッド・プラクティスの共有等を促進した。
- **メンタルヘルスへの取組**：7月のバングラデシュ・ダッカでの襲撃事件や南スーダンの騒擾・退避事案等を受け、大きなショックを受けたときの心の疲れとの向き合い方やセルフケアの方法、管理者の心得等に関するメンタルヘルスセミナーを実施（計2回、本部参加者167名、国内・海外延べ62拠点とテレビ会議接続）。改正労働安全衛生法により義務化されたストレスチェックの実施に関し、制度・運用面の整備、実施の勧奨、結果の周知・共有等を通じ、メンタル不調の未然防止、職場環境改善に係る取組を強化した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

<対応>

キャリア・コンサルティングを通じた職員のキャリア開発支援を継続すると同時に、JICAアカデミーの拡充及び研修機会の質・量両面での拡大（特定職向け研修の導入、金融機関等の外部機関を活用した専門研修の活用など）を通じて、職員・スタッフ等のコアスキル及び専門性の強化を図り、業務内容の拡大と高度化に対応した。適材適所の人員配置と人材活用の観点からは特定職転換の拡充を通じて特定業務への対応力を強化するとともに、有為の有期雇用人材の更なる活用を図った。

加えて、ナショナルスタッフ（NS）についても管理職登用ガイドラインの策定、所属部門を超えたNS能力開発・研修機会等の共有プラットフォームの設置、NS向けJICAアカデミーの拡充などを通じ、より一層活躍できる環境の整備を推進している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

No.34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
-------	------------------------------

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。
年度計画 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 ⑤ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。 ⑥ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。
主な評価指標 (定性的指標) 前期中期目標期間繰越積立金及び前期中期目標期間繰越回収金の使途

2-2. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠> 評定：B 根拠：第2期中期目標期間の積立金及び回収金を主務大臣の承認の範囲内で適切に支出した。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。
<課題と対応> なし。

2-3. 業務実績

No. 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 主務大臣より承認された238.5億円のうち10.4億円が安全対策経費及び事業継続計画に係る経費の財源とすることを認められており、2016年度は5.0億円を事業継続計画に係る経費として支出した。

No. 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68.0億円）のうち、2012年6月に主務大臣から承認された16.8億円を第3期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画としている。なお、残額の51.3億円は2012年7月に国庫納付した。

- 2016年度は7.8億円を北海道国際センター（帯広）及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に支出した。

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<対応>

主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

No.35

中期目標期間を超える債務負担

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標（定めなし）

中期計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。

年度計画（定めなし）

主な評価指標

なし

2-2. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：商慣習上、長期の複数年度契約が一般的な場合や、契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある、若しくは経費の増大が見込まれる場合に、機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間を超える債務負担を行う契約を締結している。以上より、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

なし。

2-3. 業務実績

指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 商慣習上、長期の複数年度契約が一般的な場合や、契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある、若しくは経費の増大が見込まれる場合に、機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間をまたぐ複数年度契約として1,668件の契約を締結した。

2-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>なし

